

2024（令和6）年度
点検・評価
報告書

（自己点検・評価報告書）



目 次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	4
第2章 内部質保証	11
第3章 教育研究組織	25
第4章 教育課程・学習成果	32
第5章 学生の受け入れ	52
第6章 教員・教員組織	68
第7章 学生支援	82
第8章 教育研究等環境	97
第9章 社会連携・社会貢献	108
第10章 大学運営・財務	121
第1節 大学運営	121
第2節 財務	133
終章	138

序 章

すべての大学は学校教育法第109条に基づき、自己点検・評価活動をする必要があり、その点検・評価結果に基づき、7年に1回、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価（認証評価）を受けることが義務付けられている。認証評価を受審するにあたっては、大学の諸活動のPDCAサイクル等が適切に機能することによって教学の質的向上を図り、教育・学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し、証明していく恒常的・継続的プロセスである「内部質保証」が求められている。

本学は、2015（平成27）年よりTSR（大正大学の社会的責任）の理念のもと、「5つの社会的責任」の枠組みを用いた自己点検・評価の体制を整え、また「内部質保証体制に関する方針」を明文化し、建学の理念、教育ビジョン、中長期計画に則り、大学の諸活動を行っていくことを明確にした。それ以来、各学部学科はTSRマネジメントシートを運用して、PDCAサイクルを回すことで、教育・研究の質向上に努めてきた。

そもそもTSRとは2009（平成21）年の第1次中期マスタープランに「大正大学の社会的責任（Taisho University Social Responsibility）」として定めた運営方針であった。TSRは「5つの社会的責任」・「5つの経営基盤」という枠組みに分化され、それに沿って大学の事業の企画・実施・進捗管理・改善・推進を行うものである。TSRマネジメントシートは「5つの社会的責任」である「①優れた教育・研究」「②充実した学生生活」「③特色ある社会貢献・地域連携」「④ミッションに基づく学風の醸成」「⑤TSRに基づく大学運営」から成るものである。その5つの領域について点検・評価を実施してきた。

TSRマネジメントシートは、2020（令和2）年の認証評価において本学の内部質保証の取り組みとして高い評価を受けたため、今後もTSRの枠組みを用いた自己点検・評価を推進していく。現在の高等教育では教学IRを活用した内部質保証及び学修成果の可視化が求められている。本学では2020年に教学IR推進部会を立ち上げ、部会長である学長を中心にIR文化の醸成に努めている。そのような経緯もあり、令和3年度版のTSRマネジメントシートより、学生調査等のIRデータ等を活用することとした。

学部長からの報告書に基づき、2024（令和6）年7月24日には「TSRマネジメント報告会」という名称のもと、全学的な研修会をオンラインにて開催した。この報告会では、学部長によって記載された報告書が出席した全教員に配信され、それに基づき令和5年度分の学部ごとの取り組みに関する報告を学部長自身が行った。6学部長の報告に加えて、大学院研究科の3研究科長による報告も「研究科マネジメントシート」に基づいて行った。「TSRマネジメント報告会」開催の意義は、教学マネジメント（点検・評価・検証・改善）を実質化する「内部質保証」として位置付けられることにある。各学部等の優れた点や問題点を整理・言語化し、将来に向けた方策を見定めることや、改善・向上の取り組みの成果の把握の他、教学マネジメントの状況を踏まえ、全学的な状況を整理し、全学横断的な事項について検証する機会となる。また大学は、教学マネジメントをより実質的なものとするために、TSRマネジメントシートを用いた自己点検・評価を各学部が主体的に実施することを支援し、3つのポリシーに基づく体系的な教育の展開、PDCAサイクルの推進、学修成果の可視化、学修者本位の教育と学生の参画等を組織的に展開する必要がある。

さて、2020（令和2）年度に本学の取り組み「新時代の地域のあり方を構想する地域戦略人材育成事業」が文部科学省の助成事業「知識集約型社会を支える人材育成事業」に採択され、2024（令和6）年度は助成期間の最終年度となった。本事業は、本学が強みとする地域連携・産学協創を活かしながら、現代社会の課題解決に資する人材の育成を目標としている。本学はこの事業の推進に伴って、データサイエンス教育やアントレプレナーシップ育成教育を新たに導入し、また、学融合教育の構築に注力してきた。これらの新たな教育活動により、課題解決を目的とした実践的な学修を促進することで、未来の社会で求められるスキルや人間性を育成することを目指している。学融合教育については、学生が自らの専門分野を探究すると共に、他学科の異なる学問領域を統合的に学ぶことで、複眼的な視野を養うことを目的としている。アントレプレナーシップ育成教育については、課題解決を目的とした実践的なプログラムであり、初年次教育や学科専門教育で身につけた知識・技能を実践するための装置という役割を果たしている。

そして、本事業の成果を踏まえて、『「4つの人となる」ための10の力』という学生のための学修指針を2024（令和6）年度に公表した。これは建学の理念に改めて光を当て、「智慧と慈悲の実践」が学生にとっての一生涯の目標であることを表すとともに、在学中に修得すべき資質・能力を「10の力」として示したものである。変化の激しい現代社会においても、学生たちに大乘菩薩の精神で生き抜いてほしいという願いがここには込められている。2024（令和6）年度より全学共通科目において「10の力」の習得を目標とした教育が始まっている。来年度以降は学科の専門教育においても「10の力」を取り入れる予定である。そのため、各学科のディプロマ・ポリシーに「10の力」を反映する予定であり、学生は入学から卒業まで「10の力」を意識して学修を進めることになる。この取り組みはまだ端緒についたばかりではあるが、これからの変化の激しい社会を生きる学生にとって学びの道標として機能することを期待している。「10の力」に基づき全学版「3つのポリシー」を更新し、各学科においても「3つのポリシー」の更新を2024（令和6）年度に推進した。今後はポリシーに沿って学生の学修を実質的なものにしていく段階に入る必要がある。

最終年度を迎えた「知識集約型社会を支える人材育成事業」も、「10の力」も、自律的な学修者を育成することを目標としていたことを自覚する必要がある。2018年の中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」において、人口減少、先端技術の高度化などの変化に対応できる自律的学修者を育成する必要性が明示されている。つまり、生涯を通じて主体的に学び続けることが求められる時代である。本学の建学の理念「智慧と慈悲の実践」は、大乘仏教の菩薩の生き方を理想とし、飽くなき智慧の探究と隔てなき慈悲の実践をめざすものである。そのため、「智慧と慈悲の実践」は大学在学中に完成するものではなく、生涯を通じて追求すべき姿勢と言える。まさに生涯学び続けることにほかならない。

特に、本学が推進しているチュートリアル教育は、学生たちが主体的な学びへのマインド（心）、学びの技法（技）、学びの基礎体力（体）を身につけるために、教職員とチューターが一体となって学生の学修を支援するものである。さらに、2024（令和6）年度に実施した全教員を対象としたファカルティ・デベロップメント（FD）については、自律的学修者の育成をテーマとした。

「10の力」に基づき、学生が資質・能力を伸ばすための学修経験を積み重ね、教職員もそのための教育活動・学修支援を今後も継続・推進していくことが求められる。

大学概況

- | | |
|-------------|---|
| (1) 大学設置年 | 1926（大正15）年 |
| (2) 所在地 | 東京都豊島区西巣鴨 3-20-1 |
| (3) 理念・目的 | 本学は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、仏教精神により、人間を総合的に理解し、人類の福祉に貢献する人材を養成することを目的とする。 |
| (4) 学部・研究科等 | 仏教学部、人間学部、臨床心理学部、文学部、表現学部、地域創生学部
仏教学研究科、人間学研究科、文学研究科 |
| (5) 収容定員 | 4590人（学士課程）
148人（修士課程、博士前期課程）
48人（博士課程、博士後期課程） |

第1章 理念・目的（基本情報一覧）

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	大正大学 規程集
寄附行為又は定款	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/2024_donation.pdf https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf
学則、大学院学則	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/grad-gakusoku.pdf
履修要項・シラバス	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/curriculum_guide_2024.pdf
備考：	

大学の理念・目的 [*]

規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
大正大学学則第1条	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf
大正大学大学院学則	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/grad-gakusoku.pdf
大正大学 3つのポリシー	https://www.tais.ac.jp/faculty/tais_policy/
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等における教育研究上の目的 [*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
仏教学部	学部の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程	https://www.tais.ac.jp/guide/info/faculty_purpose/
文学部	学部の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程	https://www.tais.ac.jp/guide/info/faculty_purpose/
表現学部	学部の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程	https://www.tais.ac.jp/guide/info/faculty_purpose/
人間学部	学部の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程	https://www.tais.ac.jp/guide/info/faculty_purpose/
臨床心理学部	学部の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程	https://www.tais.ac.jp/guide/info/faculty_purpose/
地域創生学部	学部の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程	https://www.tais.ac.jp/guide/info/faculty_purpose/
仏教学研究科	大学院の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程	https://www.tais.ac.jp/guide/info/laboratory_purpose/
人間学研究科	大学院の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程	https://www.tais.ac.jp/guide/info/laboratory_purpose/
文学研究科	大学院の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程	https://www.tais.ac.jp/guide/info/laboratory_purpose/
備考：		

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2、学校教育法施行規則第172条の2第1項

中・長期計画等

文書	URL・印刷物の名称
学校法人大正大学第4次中期計画	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/outline/management_vision/medium-term_plan.pdf
備考：	

※関係法令：国立大学法人設置法第31条、地方独立行政法人法第26条、私立学校法第45条の2第2項

第1章 理念・目的（本文）

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定すること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

＜評価の視点＞

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

（大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。）

（理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。）

本学は、当時の仏教界の指導的立場にあった高楠順次郎、姉崎正治、前田慧雲、村上専精、澤柳政太郎の各氏が仏教連合大学の創設を提唱し、天台宗・真言宗豊山派・浄土宗の各宗がこれに賛同して、1926（大正15）年に創設され、初代学長には澤柳政太郎が就任した。

これは既設の天台宗大学・豊山大学・宗教大学が合併し発足したものであるが、単なる子弟教育や各宗団の教理研究を行うだけではなく、日本文化の中核の一つである仏教を総合的に研究し、日本文化の形成に大きく貢献するとともに、それらを修得した卒業生が社会で大きく活躍することを期待したものであった。そして、1943（昭和18）年には、真言宗智山派立の智山専門学校を合併し、4つの宗団が設立母体となる現在の大正大学が成立した。

大乘仏教精神による仏教系大学としての本学の建学の理念は、「智慧と慈悲の実践」である。初代学長の澤柳は、1926（大正15）年11月に挙行された第1回創立記念式典の中で本学の理念が「大乘仏教精神の発揚に求め、偏見に陥らず宗我に墮せず、博大にして中正の智見を持ち、切磋の功・接触の賜たる協調による連合精神」であることを強調している。また、本学は智慧の熱愛者の集まりであり、あくまでも大乘思想の利他を念とした心を持ち、本来有する仏性の開顕が人格の完成への道であるという教育理念を澤柳は提唱した。初代学長が高らかに宣言したこの教育理念に基づき、建学の理念「智慧と慈悲の実践」が確立され、この理念は90年以上にわたって脈々と受け継がれ、現在の大正大学を形成してきた。そして、4宗団をその設立母体として教育・研究活動を展開し、大乘仏教精神を体現する多くの人材を長年にわたって社会へと送り出してきた。なお、2018（平成30）年には時宗も運営に参画している。

また、建学の理念にもとづいて教育ビジョン「4つの人（慈悲・自灯明・中道・共生）となる」を策定し、本学の学びを通じて、慈悲の人・自灯明の人・中道の人・共生の人になることを目標としている（根拠資料 1-1【ウェブ】）。なお、2024（令和6）年度には、現在の教育を「大正大学」という文脈で意味付ける作業を行った。すなわち、本学は仏教系の大学であり、その建学の理念は仏教精神をもって「智慧と慈悲の実践」と表現する。そして、建学の理念に沿った教育ビジョン「4つの人（慈悲・自灯明・中道・共生）とな

る」を立て、これを全学のディプロマ・ポリシーに関連付けた。「4つの人となる」は本学が育成をめざす人間像の教育ビジョンであり、そのビジョンに基づき、『「4つの人となる」ための10の力』（以下、「10の力」という。）という学力観を明示した。併せて「4つの人となる」の解釈を現代の文脈に合わせて更新した（根拠資料 1-2【ウェブ】）。

大学の目的については、「すべての人々が平等に包摂される社会の実現に貢献する人材を育成し、併せて日本の仏教界を担う後継者養成教育を行う。」と学校法人大正大学寄附行為第3条に定めている（根拠資料 1-3）。大学の理念・目的を踏まえて、学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにし、公表している（根拠資料 1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】）。

これらの理念・目的についてはホームページに公表するだけでなく、新入生ガイダンスにおいて紹介している（根拠資料 1-6）。さらに、全学生が履修する「人間の探究」という授業科目において、「大正大学入門」という回を設けている。授業内では、本学の建学の理念と歴史を学び、学生自身の強みや弱みを参考にしながら、本学の建学の理念に基づく新しい学力観「10の力」を理解し、自分が伸ばしたい「力」を設定することとしている（根拠資料 1-7）。

なお、2020（令和2）年度には、自校教育のための教材として「大正大学入門」を発刊し、学生や教職員に周知を行った（根拠資料 1-8）。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

（中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。）

（中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。）

本学は、2009（平成21）年3月、理事会において策定した「中期マスタープラン」によって、大学改革やキャンパス整備計画など、諸事業の推進に一定の成果を上げてきた。2014（平成26）年度には、「中期マスタープラン」の改訂版である「第2次中期マスタープラン」を理事会において承認した。「中期マスタープラン」においては、本学の運営理念をTSR（大正大学の社会的責任）の考えに基づいて実行していくことが採択されたが、これを単なるスローガンとするのではなく、TSRを運営するためのマネジメントシステムとして構築することを目指した。この計画の遂行にあたっては、TSRマネジメントシステムの事業分類（「3つの経営基盤」と「5つの社会的責任」）によって事務化をはかり、掲げた目標を達成するための計画を策定した（根拠資料 1-9、1-10）。

2018（平成30）年5月には、「第2次中期マスタープラン」を検証し、「第3次中期マスタープラン」を策定し、「本学の魅力化とは何か。それを実現するための教職員の働き方とは

何か。」という視点で大学改革を推進している。「第3次中期マスタープラン」は「第2次中期マスタープラン」を継承しつつ、時代や社会の急激な変化に対応した大学づくりが求められているところから、「大正大学100年の魅力化構想」の視点に立って、本学経営の在り方について中期計画を策定し、その実現を目指すものとしている（根拠資料 1-11）。

「第3次中期マスタープラン」の人材育成に関する目標は、「①生涯学び続けるための学修習慣を身に付けている、②地域の課題を解決できる、③建学の精神により社会の期待・信頼に応えることができる」という3つの人材育成にまとめることができる。そして、④大正大学の魅力化に向けた取り組みとプロセス（超スマート社会への対応）、⑤魅力化構想と本学の教育理念の再構築、⑥本学の教育理念の再構築による人間学部改組、⑦総合学修支援機構（DAC）の設置、等の取り組みを行い、改革を推進する。

そして、第3次中期マスタープランの中核は、中教審答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」の中心である教育の質保証につながる取り組みである。その基本は、多様で柔軟性のある教育の提供、教育の質の保証、産学連携、地域への貢献等である。これらによって、①DAC効果、②地域主義教育、③アントレプレナーシップ（自立的・自律的取り組み）の養成、④すがもプロジェクト、⑤新共生主義等の理念・目的が浸透していく効果が期待される。

さらに、2023(令和5)年度に「第4次中期計画」を策定した。第4次中期計画は、2026(令和8)年に迎える創立100周年という重要な節目を契機として、大学の理念を深化させ、教育と運営の全面的な進化を図るための包括的な指針である。2018(平成30)年から実施されてきた第3次中期マスタープランを土台にしながら、これまでの成果と課題を分析し、未来志向の目標を設定している。特に、これまでの取り組みを基盤として強化するとともに、新たな社会的要請や環境の変化に対応する柔軟性を備えており、大学全体として「第二の開学」と呼べる新しいステージへの飛躍を目指している（根拠資料 1-12【ウェブ】）。

本計画は、創立100周年記念事業と教育活動の充実という二つの大きな柱に基づいて構成されている。それぞれの施策は、大学の使命や社会的役割を明確にしつつ、持続可能な発展を実現するために具体的かつ実行可能な内容となっている。

創立100周年記念事業では、まず大学ブランドの強化が中心課題として掲げられている。現代の高等教育機関が競争の激しい環境に置かれる中で、大学の認知度を高め、魅力的な選択肢としての地位を確立することは、持続的な発展の鍵となる。本学では、総合的なブランディング計画を策定し、これを通じて知名度と認知度の飛躍的な向上を目指している。この計画には、マーケティング活動、クリエイティブ活動、広報体制の再編成が含まれ、企業との協働を通じて戦略的に展開される。また、計画期間を2022(令和4)年から2028(令和10)年までの6年間とし、短期的な施策にとどまらず、中長期的な視点で成果を追求する。

次に、教育改革が大きな柱として挙げられる。この取り組みでは、新たな学部の設置や学科の改組を通じて、地域課題の解決や新たな価値創造に寄与する高度専門人材を育成することを目標としている。特に、理系分野の拡充が計画の中心となっており、従来の人文・社会科学系教育と統合的に組み合わせることで、学問領域を超えた新しいアプローチを実現する。このような改革により、本学の教育体制がより多様で先進的なものとなり、地域社会やグローバル社会の要請に応えることが期待されている。

さらに、生涯学習事業の拡充も重要な位置を占めている。全国の寺院を拠点にしたデジ

タルネットワークの構築を通じてe-ラーニングを活用した学びの場を提供し、社会人を含む幅広い層の人々に教育機会を提供する。この事業の目的は、現代社会における働き方改革やキャリアチェンジのニーズに応えることである。具体的には、リカレント教育やリスクリングを推進し、個々のキャリア形成を支援するプログラムを展開する。本事業は、単なる知識の提供にとどまらず、学び直しの機会を通じて個々の成長を促進し、社会全体の知的基盤を強化する役割を果たす。また、寺院を活用した「現代版の寺子屋」の実現により、地域社会の教育拠点としての大学の役割を強化する意義も持つ。

第4次中期計画のもう一つの柱である教育活動の充実、建学の理念「智慧と慈悲の実践」をより具体化し、学生一人ひとりが社会に貢献できる力を身につけることを目的としている。この理念を実現するために、本学は『「4つの人となる」ための10の力』という新たな学力観を提唱している。この学力観は、学生が探究心を持ち、自律的に学び、得た知識を実社会で活用する力を育むことを目指している。

そして、個別最適な学びの支援、転移可能な学力を身につける教育の実践、高大社接続によるキャリア教育の充実、学修成果の可視化、創立100周年に向けた学風の醸成と大学の運営に関する施策を推進する。これにより、学生が柔軟に学びを進めることが可能となり、それぞれのニーズや状況に応じた学習スタイルを選択できるようになる。また、データサイエンスやアントレプレナーシップ教育を充実させることで、学生が現代社会において必要とされるスキルや知識を習得できる環境を整備する。

さらに、地域社会との連携を強化し、学生が実践的な学びを深める機会を提供することも重視する。本学では、地域実習やフィールドワークを積極的に活用することで、学生が地域の課題に向き合い、解決策を模索する経験を積むことができる。この取り組みにより、地域社会に貢献する人材を育成し、大学が地域の発展に寄与する重要な存在となることを目指している。

本計画が実現することで、本学は学生、地域社会、そして卒業生に対して多方面から価値を提供できる大学へと進化することが期待されている。具体的には、大学のブランド力が強化されることで、受験生の増加や社会的認知度の向上が見込まれる。また、教育改革によって学生が高度な専門性と社会的貢献力を兼ね備えた人材へと成長し、卒業後のキャリア形成においても高い評価を得られるようになる。

また、生涯学習事業や地域連携を通じて、大学が地域社会の知的拠点としての役割を果たし、持続可能な社会の構築に貢献することが可能となる。大学運営の効率化やDXの推進により、限られたリソースを最大限に活用しながら、新たな価値を創造し続ける体制が整備される。このように、第4次中期計画は本学が持続可能な発展を遂げるための基盤を築くものであり、未来志向の大学像を具現化する重要な道標である。

事業の進捗及び達成状況については、中期計画に基づいた施策を各部署の事業計画及び年度計画において策定し、予算計上及び進捗管理を実施している。進捗管理については、年に3回の進捗状況の報告を行い、最終的には事業報告として理事会へ報告している。進捗状況については、4段階の自己評価を行い、総括・翌年度に向けた長所・改善点等についての報告も実施している（根拠資料 1-13、1-14、1-15）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学が推進するデータサイエンスやアントレプレナーシップという新たな教育については、将来社会の育成に求められる資質・能力に基づく教育活動であり、本学の独自性や建学の理念に基づく取り組みも必要である。そのため、教育ビジョン「4つの人となる」に基づき、汎用的な資質能力の育成として「10の力」を設定した。共通教育科目である第Ⅰ類において、「10の力」を身に付けることを目標とした。全学版DPも改訂され、第Ⅰ類教育について「10の力」をもとに教育活動を推進して、各学科のDPも「10の力」をもとに2025（令和7）年度に改訂する予定である（根拠資料1-16）。今後は第Ⅱ類の専門科目においても、「10の力」に基づいて全学的な教育をすることが求められる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学の理念・目的及び学部・研究科の目的については学則や規程に明文化しており、周知・公表の方法は、大学案内、ホームページ、学生手帳等への記載となる。各種行事やガイダンス、FD等の研修、初年次教育においても発行物を活用して積極的に周知を行い、理念の浸透に努めている。

本学は「中期マスタープラン」及び「第2次中期マスタープラン」に記載された計画に基づき、施策を着実に実施するとともに、キャンパス環境も整備し、現在の6学部11学科体制の文系総合大学となった。さらに、「中期マスタープラン」の中核に「特色ある地域連携・社会貢献」を位置付け、地域貢献事業に取り組むとともに、2014（平成26）年10月に地域構想研究所、2016（平成28）年4月に地域創生学部を新設している。TSRの理念とTSRマネジメント体制についても全学的な浸透と推進が行われており、「中期マスタープラン」に位置付けたPDCAサイクルについても、TSRマネジメントを活用した自己点検・評価が定着している（根拠資料 1-17【ウェブ】）。

「第3次中期マスタープラン」においては、学修支援機能を持つ図書館やデータサイエンス、学融合、アントレプレナーシップといった新たな教育活動が実現し、文部科学省の知識集約型社会を支える人材育成事業に「新時代の地域のあり方を構想する地域戦略人材育成事業（以下、地域戦略事業という）」にも採択された（根拠資料 1-18【ウェブ】）。

地域戦略事業と学士課程の整理については、建学の理念「智慧と慈悲の実践」、教育ビジョン「4つの人となる」に基づき、2024（令和6）年度に「10の学力観」を示し、学力を指標化することにより整理した（根拠資料 1-19）。

「第4次中期計画」においては、情報科学部の設置を行う予定である。これまで本学は、共通教育の推進により、データサイエンス教育が、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシープラス）」に採択された。また、学生による成果については、ミタカミライアワード市長賞・優秀賞の受賞、tableauアンバサダーの認定等があがっている。これらの実績をもとに、2026（令和8）年に文理融合教育の開始を目指す。本学の教育改革については、地域戦略事業から開始をして、情報科学部に結実したと言える。通常の情報科学部として、AIやデータサイエンスを前面に出すのではなく、これらを基盤としながら、2つの学科を展開する。グリーンデジタル学科、デジタル文化財学科という本学に親和性のある分野を前面に出して、学部を構成する。これらの学科は、ただ単にデジタルを学ぶのではなく、特定の成長分野

への人材育成として、デジタルを活用することを主眼としている。本学の教育は地域戦略人材の育成からデジタル人材の育成へと発展をしていく（根拠資料 1-20【ウェブ】）。

また、地域を元気にするには寺院が必要であるという考えを元に、教育という立場から、全国の寺院を利活用し、デジタルの活用、地域への貢献、生涯学習、リカレントのプログラムを企画・制作していく。2026（令和8）年には、新しい構想に基づく生涯学習のプログラムの実施を目指している。

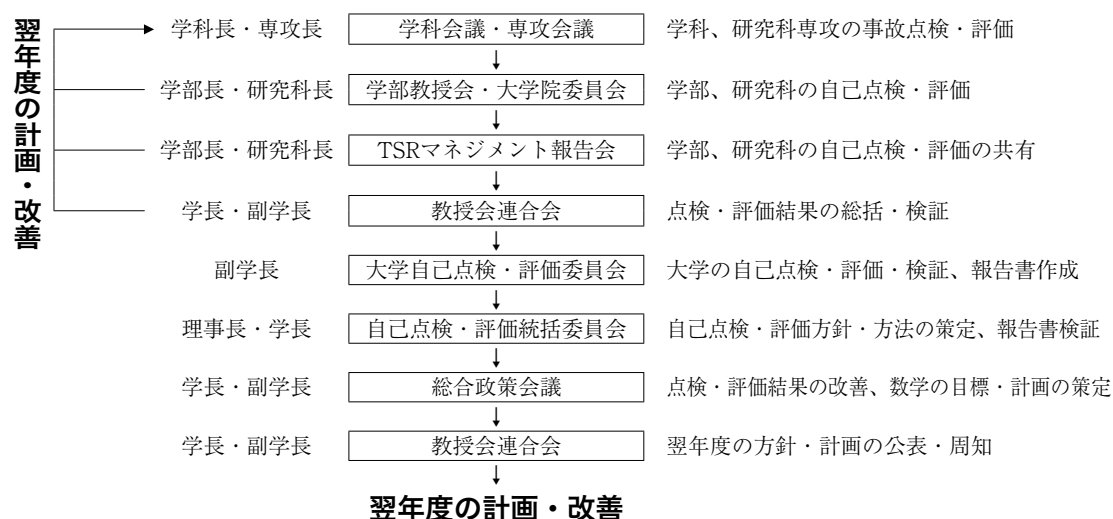
第2章 内部質保証（基本情報一覧）

内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
大正大学内部質保証方針	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/estimation/internal_quality_assurance.pdf
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
総合政策会議	(1) 本学の戦略的経営及び管理運営の方針及び当該方針に基づく具体的施策に関する事項 (2) 戦略的教學運営方針及び当該方針に基づく具体的施策に関する事項 (3) 前2号に基づく取り組みの点検・評価結果の改善に関する事項 (4) 大学の設立目的実現に向け緊急に取り組むべき事項 (5) その他常務理事会により委任された事項
	名簿（URL・印刷物の名称） https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/estimation/seiSAku-kaigi-kitei.pdf
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

《体制図》



設置計画履行状況調査等への対応（5カ年）[*]

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
	該当なし			
備考：				

※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況 [*]

改善報告書URL*	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/estimation/kaizenhoukokusyo.pdf
改善報告書検討結果URL*	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/estimation/kaizenhoukokusyo_kentoukekka.pdf
備考：	

情報公表 [*]

項目	URL
点検・評価報告書	https://www.tais.ac.jp/guide/estimation/
[教育情報]	
教育研究上の目的	基準 1
教育研究上の基本組織	https://www.tais.ac.jp/guide/info/setup/
学位授与方針	基準 4
教育課程の編成・実施方針	基準 4
学生の受け入れ方針	基準 5
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	https://www.tais.ac.jp/guide/info/teacher/ https://www.tais.ac.jp/chinavi/ https://researchmap.jp/researchers?q=%E5%A4%A7%E6%AD%A3%E5%A4%A7%E5%AD%A6
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	https://www.tais.ac.jp/guide/info/number/ https://kokokara.tais.ac.jp/admission/result/2024/
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	https://www.tais.ac.jp/guide/info/graduate_number/ https://www.tais.ac.jp/guide/info/career/ https://www.tais.ac.jp/job_carrer/result/
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/curriculum_guide_2024.pdf
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/curriculum_guide_2024.pdf#page=13 https://www.tais.ac.jp/faculty/tais_policy/#cont01
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	https://www.tais.ac.jp/guide/info/facilies/ https://www.tais.ac.jp/life/campus_map/ https://www.tais.ac.jp/p/tu_build8/
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用	https://www.tais.ac.jp/life/expense/list/
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	https://www.tais.ac.jp/life/support/ https://www.tais.ac.jp/job_carrer/
財務情報	https://www.tais.ac.jp/guide/info/financial/
備考：	

※関係法令：学校教育法第109条第1項、学校教育法施行規則第172条の2第1項及び第2項、教育職員免許法施行規則第22条の8

情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	https://www.tais.ac.jp/guide/internal_quality/#info_04
学位の取得状況	https://www.tais.ac.jp/guide/info/degree_number/
学生の成長実感・満足度	https://www.tais.ac.jp/guide/internal_quality/#info03
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	※前掲「情報公表」参照
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	※基礎データ表6参照
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	https://kokokara.tais.ac.jp/admission/result/2024/
教員一人あたりの学生数	※基礎データ表1参照

学事暦の柔軟化の状況	※後掲「授業期間及び単位計算」参照
履修登録単位の登録上限の状況	※後掲「履修登録単位数の上限」表参照
授業の方法や内容・授業計画(シラバスの内容)	※前掲「基本資料」表参照
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	無し
FD・SDの実施状況	https://www.tais.ac.jp/guide/latest_news/20230621/82441/ https://www.tais.ac.jp/staff-recruit/career/support/
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙3

情報公表 [教職課程]

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	https://www.tais.ac.jp/guide/info/teacher_training/
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	https://www.tais.ac.jp/guide/info/teacher_training/
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	https://www.tais.ac.jp/guide/info/teacher_training/
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	https://www.tais.ac.jp/guide/info/teacher_training/
卒業者の教員への就職の状況に関すること	https://www.tais.ac.jp/guide/info/teacher_training/
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	https://www.tais.ac.jp/guide/info/teacher_training/
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第22条の6

第2章 内部質保証（本文）

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

＜評価の視点＞

- ・ 内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・ 教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。
 - ※ 具体的な例
 - ・ 3つの方針の策定の調整・支援
 - ・ 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
 - ・ 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
 - ・ 学習成果の可視化に向けた調整・支援
 - ・ 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援
- ・ 大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・ 学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・ 行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

（内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。）

本学は、2015（平成27）年度より、教育の質の向上と経営の強化を実現するために、TSRの枠組みによる自己点検・評価と内部質保証の推進を図っている。この方針は、総合政策会議や教授会連合会等の会議体において、TSRの枠組みによる自己点検・評価と内部質保証についての考え方を教職員に周知している。加えて、内部質保証のための全学的方針及び手続の設定については、「大正大学内部質保証方針」及び「TSRマネジメントによる自己点検・評価規程」を策定し、ホームページに公開している（根拠資料2-1【ウェブ】、2-2【ウェブ】）。

「大正大学内部質保証に関する方針」には、基本方針として、『建学の精神「智慧と慈悲の実践」、教育ビジョン「4つの人となる」、中長期計画、「学部・大学院の人材養成並びに教育研究の目的」を念頭に置き、教育研究・管理運営等の大学の諸活動について、質の向上を図り、教育・学習等が適切な水準であることを大学自らの責任で説明し、証明していく学内の恒常的・継続的プロセスを以下のとおり推進する。』と定めており、全学、学部・研究科、センター、研究所という各位相の内部質保証のあり方についても定めている。さらに、内部質保証に必要なFD及びIRの役割と内部質保証を担う担当部署についても明記

している。

なお、内部質保証及び自己点検・評価の関係性について、次の規程等によって設定・明示している。

【自己点検・評価】

- ①学則第2条、大学院学則第2条（根拠資料 2-3【ウェブ】、2-4【ウェブ】）
- ②TSRマネジメント規程（根拠資料 2-5【ウェブ】）
- ③TSRマネジメントによる自己点検・評価規程
- ④授業評価アンケートの実施に係る検討会内規（根拠資料 2-6）

【内部質保証】

- ①大正大学内部質保証方針
- ②TSRマネジメントによる自己点検・評価規程第10条及び第11条
- ③学校法人大正大学総合政策会議規程第5条3項（根拠資料 2-7【ウェブ】）
- ④大正大学外部評価委員会規程（根拠資料 2-8【ウェブ】）

（教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。）

内部質保証の基礎となる自己点検・評価については、次のとおり実施している。

①学部・研究科

本学運営方針であるTSR「5つの社会的責任」の事業分類に基づき、学部、研究科、学科、研究科専攻単位での自己点検・評価を実施している。方法については、学科長・専攻長が点検・評価を実施した結果に基づき、学部長・研究科長が学部・研究科単位での点検・評価を実施する。そして、学部・研究科の点検・評価結果に基づき、大学・大学院単位での点検・評価を学長・副学長が行っている。これらは、各会議体における教職員への点検・評価結果の共有と上位者による段階的な検証を実施しており、教育活動を定期的に改善に結び付ける取り組みを制度化していると言える。

自己点検・評価のプロセスについては、次のとおりである。まず、「TSRマネジメントシート（学科版・専攻版）」を、代議員会・大学院委員会において学科長・専攻長に依頼し、学科・専攻ごとに点検・評価を実施している。このマネジメントシート（報告書）は、5つの枠組みに基づいて点検・評価を行うように設定している。すなわち、「優れた教育・研究」、「充実した学生生活」、「特色ある社会貢献・地域連携」、「ミッションに基づく学風の醸成」、「TSRに基づく大学運営」に大別され、各々の細目について長所・特色、改善点・今後の課題等を評価する。なお、この評価項目については、学生に対する満足度調査や授業評価アンケート、コンピテンシーを測定するアセスメントテスト、休退学・GPA等の学生情報、学科・専攻の運営上の情報を用いて評価を行うように各データが入った形での評価を実施している。さらに、「3つのポリシーに基づく取り組みの点検・評価」、「点検・評価結果（総論）」、「今後の計画・目標等」の項目を定めて、具体的な記述を求めている。末尾には「KPI（目標値）の設定」を設けて定性的なデータに基づく目標も定めることとしている。そして、点検・評価結果は、学科会議、専攻会議等の会議体で審議し、所属教員に共有されている（根拠資料 2-9、2-10、2-11）。

次に、学部・研究科ごとの取り組みを明確化して課題と改善点を明らかにするために、「TSRマネジメントシート（学部・研究科）」の作成を、教学運営協議会において学部長・

研究科長に依頼している。このマネジメントシート（報告書）は、前述の学科・専攻の報告書に準じ、学部・研究科としての取り組みを総括できる書式になっている。その書式は、学科・専攻同様の5つの事業分類に大別されている。その5領域については、「評価・検証」の欄が設けられ、学科・専攻の「長所・特色」及び「改善点・今後の課題等」に関する記述を求めている。この記述によって、学部・研究科の特色や教育の内容を客観的に把握することができる。さらに、このシートには「点検・評価結果（総論）」及び「今後の計画・目標等」欄があり、ここでも具体的な記述を求めている。学部・研究科の点検・評価結果についても、学部教授会・研究科委員会を学部・研究科ごとに開催し、学部長・研究科長が作成した「TSRマネジメントシート（学部版・研究科版）」を所属教員で共有し、教育研究活動等の検証をしている（根拠資料 2-12、2-13）。

そして、「TSRマネジメント報告会」という名称で、毎年7月に点検・評価結果の報告の場を設けている。報告会では、「各学部・研究科報告（点検・評価）」という表題の学部長・研究科長作成による「TSRマネジメントシート（学部版）」と「TSRマネジメントシート（研究科版）」を合わせた資料を配布し、学部と研究科の一年間の活動を教職員に周知している。そして、学部長・研究科長から、教学を中心とした取り組みに関して、口頭での報告を実施している。TSRマネジメント報告会の開催の意義は、本学の学部及び研究科の教育の現状と課題を全教員で共有することである。教員は所属する学部・研究科だけではなく、他の学部・研究科の取り組みや評価について参考にすることができる。

各学部・研究科の総括にあたる「点検・評価結果（総論）」及び「評価・検証」の内容とTSRマネジメント報告会における学部長・研究科長の口頭報告を受けて、学部・研究科ごとの次年度以降に求められる今後の方向性と全学的課題の総括を、学長・副学長が9月に全学的な教授会（教授会連合会）における「TSRマネジメント報告」として実施している。さらに、3月の全学的な教授会（教授会連合会）においては、学長より翌年度の方針を説明している（根拠資料 2-14、2-15、2-16）。

これらによって、大学としての全学の現状を総括し、優れた点や問題点を整理し、将来に向けた方策を見定めている。TSRマネジメントシート及びTSRマネジメント報告会等の取り組みを行うことにより、学部・研究科等の教学のPDCAサイクルが年間を通じて一貫して機能している（根拠資料 2-17【ウェブ】）。

②授業評価

個々の授業においては、学科長・教務主任等の役職者が責任を持ち、学科会議等における点検を経てシラバスが公開されている。シラバスには「授業の到達目標・DPとの関連性」という項目があり、学生が身につけることのできる能力（DP）を意識した授業運営を行うように各教員が取り組んでいる（根拠資料 2-18）。授業の運営については、学科会議だけではなく、共通教育科目における会議体（第Ⅰ類コーディネーター会議）やシラバスFD等を実施して、点検・評価を行っている（根拠資料 2-19、2-20、2-21）。加えて、学生による授業評価アンケートを全授業において実施し、結果については専門企業による集計・分析を行い、各授業の改善を図っている（根拠資料 2-22）。授業評価アンケートについては、副学長・学部長から構成される授業評価アンケート検討会を実施しており、各授業の評価についての検証、学生からの意見に対するフィードバックも実施している（根拠資料 2-23）。

③研究所

研究所は1年間の点検・評価結果である事業報告を研究所会議で審議した後、研究所運営協議会に研究所長が報告している。研究所運営協議会の構成員は、理事長、常務理事、専務理事、学長、副学長、基礎となる学部長、事務局長、研究所長、研究副所長等である。なお、地域構想研究所は事業報告書を毎年発行している（根拠資料 2-24、2-25）。

④第Ⅰ類・第Ⅲ類科目

共通教育である第Ⅰ類科目・第Ⅲ類科目については、TSRマネジメントシートを用いた点検・評価及び教授会連合会での報告の他、DAC運営・連絡会議、教育改革特別委員会、外部評価委員会等において評価・検証を行っている（根拠資料 2-26、2-27、2-28、2-29）。

なお、第Ⅰ類科目・第Ⅲ類科目については、成果報告書を発行して、成果を公表している（根拠資料 2-30【ウェブ】）。

⑤教職課程

教職課程を実施する全学的オフィスは「教職支援オフィス」であり、点検・評価については、教職支援オフィスで実施し、点検・評価結果を大学自己点検・評価委員会で報告している（根拠資料 2-31）。点検・評価結果については、本学ホームページにおいて公表している（根拠資料 2-32【ウェブ】）。

⑥事務局

「大学自己点検・評価委員会」が自己点検・評価の方針・手続き等を明示し、委員である事務部長・学長補佐が大学としての取り組みについて点検・評価を行い、大学自己点検・評価委員会に報告を行っている。なお、学校法人としての事業計画に基づく取り組みについては、事務局各部署が事業の進捗や結果を会議体に報告し、常務理事会及び理事会の承認を得て、事業報告書として公開している（根拠資料 2-33、2-34、2-35【ウェブ】）。

⑦全学

全学的な自己点検・評価を実施する機関として、「自己点検・評価統括委員会」及び「大学自己点検・評価委員会」を設置している。「自己点検・評価統括委員会」は、理事長を委員長とし、常務理事、専務理事、学長、副学長、事務局長、担当事務部長が委員である。「大学自己点検・評価委員会」は、学長を委員長とし、事務局長、学長補佐、事務部長が委員である。

自己点検・評価の実施体制及び実施方法等の方針については、「自己点検・評価統括委員会」の方針の下、学長が委員長である「大学自己点検・評価委員会」が、学部・研究科・事務局等の点検・評価結果を検証した「自己点検・評価報告書」を作成している。

本報告書については、点検・評価結果が翌年度の施策に反映されるように総合政策会議及び常務理事会にも報告を行っている。また、各部署は委員会等と連携を図りながら、点検・評価・報告・改善を行い、内部質保証を推進できるような体制を整えている。

以上のように学内の様々なレベルで自己点検・評価を実施している。学長・副学長が教学のマネジメントや学部・研究科への助言を行うだけでなく、各位層が有機的に結びつくために、「自己点検・評価統括委員会」及び「大学自己点検・評価委員会」において点検・評価結果を報告し、学部・研究科ごとの点検評価だけでなく上位層の評価と全学的な検証を行っている。

具体的な改善については、「総合政策会議」に点検・評価結果を報告し、改善・向上に

ついて審議を行う。そして、学長・副学長より各会議体において学部長・研究科長等の教員役職者に指示を行う。点検・評価結果の改善・向上である内部質保証については、「総合政策会議」が推進している。

⑧IR

本学は、2015（平成27）年にIR・EMセンターを設置し、教学に関する情報の収集・分析・提供等を実施し、学内の教育改善に貢献してきた。IR活動は、IRコンソーシアム学生調査やTSR総合調査等の学生への全学調査を実施した上で、調査結果と学生の諸情報を組み合わせた分析を実施しており、総合政策会議構成員対象の報告会、全教職員に向けた報告会等を実施している。加えて、学部・研究科や事務局が実施する学生へのアンケートについての集計や分析、アンケート項目の精査等も受け付けており、学習成果の可視化や教育改善に必要なデータを提供し、内部質保証システムへの貢献を果たしている（根拠資料36、2-37【ウェブ】、2-38、2-39、2-40）。

そして、IR・EMセンターを発展・解消する形として、2020（令和2）年度に学長の下に「教学IR推進部会」を設置し、学生の諸情報の収集・分析・可視化・提供等を推進している（根拠資料 2-36、2-37【ウェブ】、2-38、2-39、2-40）。

また、エンrollment・マネジメント研究所（以下、「EM研究所」という。）を2017（平成29）年に設置した。エンrollment・マネジメントに関する情報（学生募集・入試・休学や退学の防止・奨学金政策等を中心とする総合的な機関情報）の収集・分析・提供、教育アセスメントに関する情報の収集・分析・提供を目的としており、教学IR推進部会と連携して情報の可視化・分析・提供・相談等を行っている。なお、分析結果等については、「教学IR推進部会ニューズレター」として全教職員へ発信している（根拠資料 2-41、2-42【ウェブ】、2-43、2-44、2-45）。

加えて、EM研究所は、EMIR勉強会というシンポジウムや研究会の開催、他大学等との共同研究、IRに関する研究成果である紀要の発行等も実施している（根拠資料 2-46、2-47【ウェブ】、2-48）。

⑨FD

FD委員会及び総合学修支援部が主体となり全学FDを推進している。全学FDの内容は、3つのポリシーに基づく教育活動の改善及び質の向上を目的とした研修を実施している。テーマとしては、「生成AIが教育に与える影響」、「建学の理念に基づく新しい学力観の育成方法」、「自律的学習者の育成」、「オンデマンド授業の設計」等があり、教育の質の向上を目的とした学部・研究科の全学的な支援・助言を実施している（根拠資料 2-49、2-50）。

（大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。）

第一に、自己点検・評価のPDCAサイクルの運用プロセスについては、「大正大学内部質保証方針」に定められている。自己点検・評価のスケジュールや方法、検証・改善・向上等については、自己点検・評価統括委員会が実施体制・実施方法・評価結果の活用等について定期的に見直しを行い、翌年度の自己点検・評価の方法・スケジュール等を決定している。これらについては、学部長・研究科長等の教員役職者にも会議体を通じて確認や

周知が行われる等、自己点検・評価制度の円滑な運用を行っている。

第二に、教育課程の企画・設計、運用、検証及び改善・向上については、総合政策会議における審議の他、学長、副学長、学部長、研究科長、事務局長、学長補佐、教務部長、総合学修支援部長及び学生支援部長をもって構成する「教学運営協議会」において教育課程の編成及び運営に関する事項を毎年審議し、改善・向上を図っている。共通教育科目である第Ⅰ類科目については、「第Ⅰ類コーディネーター会議」を設置しており、構成員は、学修支援センター及び各学科の専任教員から選出されるコーディネーターである（根拠資料 2-51、2-52）。

これらについては、「大正大学総合政策会議規程」、「大正大学教学運営協議会規程」及び「第Ⅰ類科目運用規程」を定め、明示している。なお、審議内容については本学教職員であれば閲覧することが可能である。

第三に、教育課程については、アセスメントチェックリストを活用した自己評価報告会を毎年開催しており、各学科・コースにて作成した「自己評価報告書」をもとに、卒業生の学位授与方針（以下「DP」という）の達成状況、アセスメント実施内容、今後のカリキュラムや教育方法の改善点等について、グループワークを通じて報告をすることとしている。DP達成度、その判断に至った根拠、アセスメント手法・内容、カリキュラムや教育方法における今後の改善点（何が課題で、これからどのようにカリキュラム・教授法を改善し、教育の質を向上させるのか等）、昨年の自己評価報告書であげた改善策から今年反映できたこと・できなかったことを検証し、教育活動の検証・改善・向上及び次年度の教育課程の企画・設定へと繋げている（根拠資料 2-53、2-54、2-55）。

（学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。）

点検・評価結果については、有識者から構成される外部評価委員会による評価により客観性・妥当性を高めている。2020（令和2）年度からは、TSRマネジメントだけでなく、文部科学省の補助事業である知識集約型社会を支える人材育成事業、第4次中長期計画等のテーマに基づく評価を得てきた。外部評価委員会は第1回の全体会議において、本事業の概要と取り組みについて大正大学より報告を行い、その報告を受けて質疑応答を実施する。その後、書類評価及び外部評価委員相互による意見交換を行い、最終的に第2回の全体会議において委員からの評価・所感及び質疑応答を行うこととしている（根拠資料 2-56、2-57【ウェブ】）。

学生の意見については、学生満足度調査としてのTSR総合調査を実施しており、自由記述も設けている。調査結果については、教学IR推進部会における審議や各会議体への報告を行い、改善のための参考にしている。これらの情報については、各学科の傾向や各情報と組み合わせた分析も提供しており、改善のための具体的なデータにしている（根拠資料 2-58）。また、学生のヒアリングも実施しており、3つのポリシーに基づく取り組み、カリキュラム、学修支援等について学長・副学長が聴取をして、教育改善のための参考意見としている（根拠資料 2-59）。

また、カリキュラム・アセスメントチェックリストを活用した自己評価報告会においては、外部の高校教員も参加しており、研修会において高校教員を含めた意見収集を行い、高校の視点を活用して自己点検・評価に反映している。例えば、教育手法の評価や、学生

が取得した能力の確認を中心に行っており、専門領域そのものではなく、その達成に向けた教育方法を評価している。改善した事例としては、日本文学科において、2年次にDPに基づく学位プログラムの適切性の確認をすることとした。また、高校での学びである国語や数学が専門科目へどのように引き継がれるか、探究学習が大学の学びと連動しているか等の確認があった（根拠資料 2-60、5-61）。

（行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか）

大学評価後の改善については、2020（令和2）年度に実施された大学基準協会による大学評価の結果、「基準4 教育課程・学習成果」において、1件の改善課題を提言された。研究科専攻において、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握し、評価しているかが課題となった（根拠資料 2-62【ウェブ】）。

そのため、学長・副学長を中心に、改善課題の確認等を担当学長補佐・研究科長・専攻長等と行い、総合政策会議の承認の下、2021（令和3）年2月から2022（令和4）年5月にかけての教学運営会議、大学院委員会、学長補佐会議の各会議体での審議を経て、改善を推進した（根拠資料 2-63、2-64）。

改善の具体的な内容としては、「大正大学学位論文審査内規」について、仏教学研究科仏教学専攻、文学研究科宗教学専攻、同史学専攻及び同国文学専攻において、専攻会議、総合政策会議、教学運営協議会、大学院委員会の会議体において審議・確認をし、2021（令和3）年9月にDPに基づく内規となるように改正した（根拠資料 2-65、2-66）。

加えて、各専攻の修士論文・博士論文審査基準も明文化した。また、各専攻の大学院生の学習成果について、学位授与方針に基づく論文審査結果の検証等を含むFD報告を、仏教学研究科仏教学専攻、文学研究科宗教学専攻、同史学専攻及び同国文学専攻に対して、2021（令和3）年11月の大学院委員会において求め、各専攻における審議・検討の依頼を行い、結果について、学長・副学長・学長補佐による確認・検証を2022（令和4）年4月の学長補佐会議で行った（根拠資料 2-67、2-68）。そして、2022（令和4）年5月の教学運営協議会・大学院委員会でも研究科長・専攻長を含めて結果の確認・検証を行った（根拠資料 2-69、2-70）。

以上の取り組みを改善報告書として大学基準協会に提出し、改善が図られたことが確認された（根拠資料 2-71【ウェブ】）。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

（教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか）

本学は「大正大学情報公開規程」に基づき、本学の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすことを目的に、教育研究活動、点検・評価結果、財務、その他の

諸活動の状況を本学ホームページに全て公開している。公開内容については、「学校教育法施行規則」に全て対応したものであり、TSRの理念に基づいた説明責任を果たしている（根拠資料 2-72）。

また、学生への授業評価アンケートの集計結果である「学生による授業評価報告書」の作成と学生・卒業生・保護者・高等学校・企業に対する本学への期待・満足・信頼度を測る「TSR総合調査」を実施し、教育改善や教育支援の充実、学生募集、入試改革、高大接続等のエビデンスデータとして活用している。分析結果については本学ホームページに公開し、説明責任を果たしている。これらの情報は毎年度更新を行い、情報の正確性、信頼性を担保している（根拠資料 2-73【ウェブ】）。加えて、機関リポジトリ、学部・大学院ブログ、フェイスブック等の手段による教育研究活動の情報発信を行っている（根拠資料 2-74【ウェブ】）。

さらに、ホームページの情報公開と連動した大学ポートレートの確認・更新を各学部、各研究科、各部署へ毎年度依頼し、公開された情報の再確認を行っている（根拠資料 2-75）。

加えて、各種のメールマガジンや連絡により連絡事項を全教職員へ発信し、重要な情報を定期的に提供している（根拠資料 2-76、2-77、2-78）。

（教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか）

学生の学習実態・学習上の成果についても、大正大学のホームページ「内部質保証」及び「情報公開」のページにおいて公開している。大学IRコンソーシアム学生調査、TSR総合調査といった学生調査における学生自身の自己評価のデータに加えて、資格取得者数、コンピテンシー能力の伸長等を公開している（根拠資料 2-79【ウェブ】、2-80【ウェブ】、2-81【ウェブ】）。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

＜評価の視点＞

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

（内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。）

全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の点検・評価・検証については、自己点検・評価統括委員会で確認している。法令や答申、大学基準協会の大学評価基準（点検・評価項目）等に基づき、翌年度の自己点検・評価の基準、体制、方法及びプロセスを審議・決定している。

また、学長・副学長の報告により、各単位の自己点検・評価を適切に実施しているかどうかの確認を行い、必要がある場合は代議員会・大学院委員会を通じて改善の指示をしている。

加えて、TSRマネジメントシートによる学科・研究科専攻の自己点検・評価については、TSRの枠組みにおいて、4段階による自己評価を実施し、改善点や今後の課題についても報告を行っている。また、学部・研究科のTSRマネジメントシートにおいては、「次年度の目標」を記入している。これらの評価に基づく検証を学長・副学長が行い、自己点検・評価統括委員会において、点検・評価結果を確認している。改善・向上に取り組んだ事項については、次のとおりである。

第一に、TSRマネジメントシートの評価項目については、2020（令和2）年度分のTSRマネジメントシート（学科・専攻）から、IRデータを用いたシートへと改正し、客観的な指標に基づく評価を行うことができるようにした。また、他学科や経年についてのデータを参照できるように情報提供を行っている（根拠資料 2-82、2-83）。

第二に、事業計画に基づく事務局各部署の事業報告についても、様式と方法を改善し、中期計画との関係、年度計画、KPI、主管部署及び関連部署、取組・進捗状況、総括・翌年度に向けて（長所・改善点等）を年に3回報告することとした（根拠資料 2-84）。

第三に、TSRマネジメント報告会や教授会連合会TSRマネジメント報告において、点検・評価結果の検証・報告を実施している。点検・評価結果に基づく学部長・研究科長、学長・副学長による課題の検証により、改善を促進することができている。学長・副学長においては、各学部・研究科に対して「今後、各学部に求められる方向性について」という枠組みでの報告を実施している。このことにより、教育の質保証が担保されることが期待される（根拠資料 2-85、2-86）。

また、内部質保証体制については、全学的な自己点検・評価として、自己点検・評価統括委員会及び大学自己点検・評価委員会において検証・確認を行っており、総合政策会議及び常務理事会が改善を推進する。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

2020（令和2）年度より、TSRマネジメントシートは、IR活動による学生の諸情報を学科・専攻ごとに提供し、経年比較、学科間比較をできるようにしている。また、大学IRコンソーシアム学生調査も実施しており、他大学の学生の情報と本学の学生の比較も行うことができる。このことにより、客観的なデータに基づく点検・評価・検証・改善を各学科・専攻で行うことができ、内部質保証の充実に資する取り組みであると言える（根拠資料 2-87）。

TSRマネジメントシートによる点検・評価に係るIRデータの他、教学IR推進部会は、事務局IR担当部署及びEM研究所を窓口として、学修時間・学修実態、授業評価結果、学修成果、資格取得等実績、就職等進路に関するアンケートの集計やクロス集計・可視化等の相談や提供も実施しており、各学科や事務局が実施する教育・学修支援活動の質保証を向上させている（根拠資料 2-88、2-89）。

課題については、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるための学生の意見聴取について、質保証を充実させるための工夫等を行う必要がある。また、学生の学修成果の評価については、全学的観点から、目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針についての整理や公表も検討する必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

2015（平成27）年度より始めたTSRの枠組みによる自己点検・評価及び改善については、継続して推進しており、PDCAサイクルが機能・浸透していると言える。本学は、学部・学科・研究科・研究科専攻の位相による自己点検・評価を行っており、それらに基づく大学・大学院の自己点検・評価及び検証・総括を行っている。

全学的な自己点検・評価としては、大学自己点検・評価委員会及び自己点検・評価統括委員会による点検・評価・総括・検証と外部評価委員会による評価を実施しており、自己点検・評価報告書を作成する等、自己点検・評価及び内部質保証の取り組みを適切に実施している。

これらの情報は、TSRマネジメント報告会、教授会連合会、総合政策会議及び局議会等の会議体においても報告されており、自己点検・評価に関する説明会・研修会を実施する等、全教職員へ共有や支援を行う取り組みを実施している。点検・評価結果に基づく改善の推進については、総合政策会議が改善を推進し、各会議体を通じて学部・研究科等への改善の指示・連絡を行っている。また、事業計画に基づく事業報告を事務局各部署が行い、担当部署による進捗報告も行っている。

加えて、3つのポリシーに関しては、2020（令和2）年度に新たな教育活動や理念を踏まえた全学版の3つのポリシーに改訂した。それは、Society5.0で実現する変化の激しい知識集約型社会を生き抜くための新たな目標として、「新共生主義」及び「地域人スピリット」を掲げ、学際的な研究・学融合型の教育を推進することや、地域主義の立場に立ち、どの学部、学科で学んでいても地域を愛し、生活の基礎となる地域の活性化のためにアントレプレナーシップを発揮して貢献することを明記し、各学科のDPの「思考力・判断力・表現力」にも「知識集約型社会を見据えて、自らの専門分野の学問領域と他の学問領域を統合的に学び、多面的・重層的な思考をすることで、複雑で多様な現代社会の課題に応えることができる」という資質・能力を増補し、新たなカリキュラムを開始することとした（根拠資料 2-90【ウェブ】、2-91）。

2024（令和6）年度には、（1）全学版「3つのポリシー」は改訂増補を重ねたため、内容の重複等が散見されること、（2）第4次中期計画で示された教育の方向性、また、新しい学力観の内容を盛り込むこと、（3）アドミッション・ポリシー（以下、「AP」という。）は新しい学習指導要領に対応する必要があることといった理由から全学版の3つのポリシーを改正した。

この全学版3つのポリシー及び「10の力」に基づき、2025（令和7）年度より、各学科の3つのポリシーも改正される予定である（根拠資料 2-92【ウェブ】、2-93）。

その他、本学は、情報公開についても積極的に実施しており、2024（令和6）年9月30日に行われた学校教育法施行規則の改正により、「大正大学情報公開規程」を改正し、大学院を標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況等を明記した（根拠資料 2-94）。

【第Ⅰ類科目と「10の力」の対応】

	人間の探究	社会の探究	自然の探究	データサイエンスⅠ～Ⅴ	データサイエンスⅥ	総合英語	リーダーシップⅠ	リーダーシップⅡ	リーダーシップⅢ
①他者に共感する力		◎				○	○		
②物事の本質を見極める力	○	○	○	○	○		○		
③自分自身を理解する力	◎	○	○	○	○		◎	○	○
④自分事として問いを立てる力	◎		◎	○	○		○	○	○
⑤根拠にもとづいて思考する力			◎	◎	◎				
⑥自分らしい方法で表現する力		○	○			◎	○	◎	○
⑦自らの主張を吟味し、ふりかえる力	◎	○	○				○		◎
⑧多様性を尊重する力	○					◎	○		
⑨新しい価値を創造する力		○		○	◎		○	○	◎
⑩他者と対話し、協働する力	○	◎			◎	○			

第3章 教育研究組織（本文）

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

（大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。）

学部・研究科は、2024（令和6）年5月1日現在、6学部3研究科を設置している。学部及び研究科名は、仏教学部、人間学部、臨床心理学部、文学部、表現学部、地域創生学部、仏教学研究科、人間学研究科、そして文学研究科である（根拠資料 3-1【ウェブ】）。

各学部・研究科の人材養成並びに教育研究上の目的については、「学部の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程」及び「大学院の人材養成並びに教育研究の目的に関する規程」に定めており、建学の理念を具現化するため、各学部・研究科の専門性を活かし、地域や社会に貢献できる人材を養成するとある（根拠資料 3-2、3-3）。

学部の教育研究組織は、時代の要請により学科名称及び教育課程に変遷があるものの、1926（大正15）年の開学以来、建学の理念である「智慧と慈悲の実践」の根幹をなす教育研究領域として人文科学系の学問を中心に発展してきた。2010（平成22）年には、建学の理念に基づく教育ビジョンと現代社会のニーズを踏まえて、仏教学部、表現学部を開設した（根拠資料 3-4【ウェブ】、3-5【ウェブ】）。

さらに、2016（平成28）年には、特色ある教育・研究活動を目指すための改革・改善努力を行う一方で、それぞれの職業領域や地域社会で自ら課題を発見・解決して積極的に貢献できる人材を養成することを目的として、心理社会学部及び地域創生学部を開設した（根拠資料 3-6【ウェブ】、3-7【ウェブ】）。

地域創生学部は、「経済学」の学士を付与する学部であり、本学創立以来90年の歴史の中で初めて設置された社会科学系の学部である。大乘仏教の根本精神「智慧と慈悲の実践」と大正大学の社会的責任（TSR）の視点から、現在の日本が抱える最大の社会的課題である地域問題を解決し、これからの地域を担う人材を育成する学部が社会から求められると考え設置した。本学のこれまで実施してきた地域貢献・社会連携活動も同学部設立の基礎となっている（根拠資料 3-8【ウェブ】）。

2024（令和6）年度には、18歳人口の減少を勘案し、本学においても志願者の減少、志願者の年内受験志向への流れを受け、教育の質的充実に加えて、教育組織を常に見直すこととし、将来を見据え、教育組織改編として下記を実行した。

【表現学部】

現在の表現学部の強みを生かし、さらなる受験者増加を目指して、新規にライフデザインコースを設置し2学科体制にする。構想を大々的にプロモーションし、改組の刺激剤とする。

表現文化学科
ライフデザインコース
クリエイティブライティングコース
情報文化デザインコース
メディア表現学科
放送・映像メディアコース
アート&エンターテインメントワークコース

【地域創生学部】

社会共生学部公共政策学科を地域創生学部に移行し、地域創生学科・公共政策学科の2学科体制とすることで、両学部に分散している受験者数を「地域創生」のキーワードのもとに集約する。地域創生学科と公共政策学科間で共通科目を設定し、地域創生に貢献するリーダーを育成する。

【人間学部】

心理社会学部を人間学部へ移行し、人間科学科・社会福祉学科の2学科体制とすることで、受験者数の安定化を図る。

【臨床心理学部】

本学の臨床心理学の専門性・研究実績・歴史の強みを生かして、心理社会学部臨床心理学科を「臨床心理学部」として独立させる。臨床心理学科に臨床心理コース・対人コミュニケーションなどを学ぶ教養型コースを新設することで、幅広い層の受験者獲得を目指す。

以上のように時代のニーズにあわせて、学部学科の構成を全学的に見直し、新たに臨床心理学部を設置し、表現学部にはメディア表現学科を設置した。そして、人間科学科と社会福祉学科から構成される人間学部、地域創生学科と公共政策学科から構成される地域創生学部とあわせて、現在の6学部11学科とした（根拠資料 3-9、3-10、3-11【ウェブ】）。

臨床心理学部設置の趣旨については、社会課題の状況変化を踏まえて本学における臨床心理学の伝統と教育・研究の独自性をより明確に社会に打ち出すことを目的としている。人の心の理解と心理的援助について、より高度で専門的な理論及び技術を修得した優秀な専門職の養成が求められており、伝統と実績について一層明解な形でその独自性を社会や教育界に発信していくために、臨床心理学科の1学科をもって臨床心理学部とし、社会からより理解されやすい環境の中で求められる人材の養成をする（根拠資料 3-12、3-13【ウェブ】）。

メディア表現学科の設置については、現在の表現文化学科における教育の中でも特に現代性と社会的ニーズの高い分野（放送・映像メディアコースとアート&エンターテインメントワークコース）を1つの学科として再構築し、さらなる充実・発展を図ることを目的とした（根拠資料 3-14、3-15【ウェブ】）。

社会福祉学科及び人間科学科で構成される人間学部を設置する目的は、現代社会における様々な課題の解決という観点から本学における学領域を整理し、人間科学の知見や、社会における人間と人間との関わり・共生といった根源的かつ幅広い基盤的視点に立ちつつ、今日的課題に対して他者と協働しながら主体的・積極的に対峙する人材の育成である。設置する2学科においては、心理学・社会学・身体科学といった「人間」に関する学問領域

を幅広く扱い、また、体験的授業を多く設定することにより、他者と協働して課題解決に当たるための実践力やコミュニケーション能力の育成に重点を置いて教育・研究活動を展開していくこととしている。なお、この度の設置に伴い、既存の社会共生物学部社会福祉学科及び心理社会学部人間科学科については2024（令和6）年度より募集停止とする（根拠資料 3-16、3-17【ウェブ】）。

本学研究科の教育研究組織については、学部の教育組織を基礎とし、より高度な教育研究を行うことによって、各分野の研究者及び実務家を養成する組織として、仏教学研究科、人間学研究科、そして文学研究科の3研究科を設置している。2001（平成13）年に仏教学研究科、人間学研究科を設置して3研究科体制となって以来、大学の理念・目的を達成するため、地域や社会に貢献できる指導的人材を養成している（根拠資料 3-18【ウェブ】）。

そして、本学は、学則第6条により大正大学総合仏教研究所、大正大学カウンセリング研究所、大正大学地域構想研究所及び大正大学エンロールメント・マネジメント研究所の4研究所を設置している（根拠資料 3-19【ウェブ】、3-20【ウェブ】、3-21【ウェブ】、3-22【ウェブ】、3-23、3-24、3-25、3-26）。

研究所一覧

研究所名	設置目的	業務内容一覧
大正大学総合仏教研究所	仏教精神により、人間を総合的に理解し、人類の福祉に貢献する人材を養成することを目的として設置する。	①新進気鋭の仏教研究者の育成 ②仏教を中心とした諸宗教・諸思想の研究とその成果の発表 ③事業にかかわる新資料の発掘と出版 ④斯界の第一人者による公開講義 ⑤国際化・学際化・情報化時代に適応した仏教研究の展開
大正大学カウンセリング研究所	仏教精神の体現を基盤として、カウンセリングの理論・技法及びその実践に関する教育と研究を行うことを目的として設置する。	①外来相談 ②臨床研究 ③臨床教育 ④研修
大正大学地域構想研究所	本学の設立理念である仏教精神の体現を基盤として、日本社会が抱える地域振興の問題や課題を「共創」によって解決に導くための理論及び実践に関する研究開発、並びにそのために必要な人材育成を行うことを目的として設置する。	①地域活性化の構想と実現を担う人材育成 ②研究所における人材育成プログラムの実施 ③地域（地方）の連携先における講習会・セミナー等の実施 ④広域地域連携事業 ⑤特定地域との連携による地域振興支援事業 ⑥地域産業、地域企業の経営・起業支援事業 ⑦部資金獲得（国庫補助金・民間基金等）による補助事業の実施 ⑧Webサイト等による情報提供 ⑨本学の設立基盤を支える宗教法人的連携による地域連携、地域貢献及び仏教者の社会的責任（BSR）推進にかかる事業

大正大学エンrollment・マネジメント研究所	学生の入学前から卒業後までの一貫した情報を収集・分析・提供し、本学及び他機関の教育、研究、社会貢献及びマネジメント等について調査・分析・企画・立案・支援を行うことで、本学のみならず国内外の大学改革に資することを目的として設置する。	①EMIRに関する調査分析 ②学修成果の可視化に関する調査分析 ③高等教育政策やトレンド、競合大学の状況、高等学校等の学外情報の収集分析
--------------------------	---	--

これらの研究所は上記の設置目的にあるとおり、学則に基づき、本学の建学の理念を踏襲する研究組織として開設以来有意な研究活動を展開していると言える。

なお、第4次中期計画、創立100周年記念事業、建学の理念、教育ビジョン及び運営ビジョン具現化、本学の社会的責任（TSR）に基づく教育・学習支援のために事務局・事務機構・センターを設置している。学修支援センターや課外活動支援センター等においては、専任教員を配置して、事務局と連携して教育・学習支援活動を行っている（根拠資料 3-27【ウェブ】、3-28、3-29）。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

（教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。）

教育研究組織に関わる事項については、常務理事会及び総合政策会議が、志願者状況・社会的ニーズ・ステークホルダーからの意見・学内の事業報告等をもとに点検・評価を行い、学部・研究科の改組やその他の組織の設置・廃止を審議している。学生・卒業生・保護者・高等学校・企業から本学への意見であるTSR総合調査に加えて、事務局より志願者・受験者・入学者、学生支援、課外活動、教育課程、進級・卒業、学生行事、研究支援、地域・社会連携、国際交流、留学、奨学金等の情報を恒常的に報告することにより、学内外の情報を総合政策会議が把握している。そして、社会的需要や学内の諸情報に基づき、常務理事会及び総合政策会議が改善・向上を図っている。

学部・研究科の教育研究活動や研究所等の事業活動の現状把握の方法については、次のとおりである。

第一に、学部・研究科の教育研究活動の現状把握については、TSRマネジメントシートを用いた点検・評価結果を総合政策会議に報告している。また、学生の諸情報、学科の傾向等については、全学向けの学内IR報告会（データサミット）だけではなく、総合政策会議構成員向けの報告会を開催し、分析・検証等の報告や意見交換を毎年度実施している。

第二に、研究所については、研究所運営委員会を実施して、理事長、常務理事、専務理

事、学長、副学長、研究所の基礎となる学部の学部長、事務局長等に当該年度の事業の成果報告及び次年度の事業計画を説明し、点検・評価を行っている。そして、四研究所ともに紀要を発行し、研究成果を報告している。なお、地域構想研究所は、「大正大学地域構想研究所事業報告書」を作成している。エンrollment・マネジメント研究所の取り組みについては、大正大学EMIR勉強会を開催し、学外の有識者や実務家とともに内部質保証に関する事例研究や意見交換を行っている（根拠資料 3-30【ウェブ】、3-31【ウェブ】）。

第三に、全学的な点検・評価に基づく改善・向上として、「TSRマネジメントによる自己点検・評価規程」に基づく全学的な点検・評価結果を総合政策会議に報告し、教育研究組織の適切性について改善・向上を推進している。

（点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。）

本学は、時代の要請と社会的ニーズに合わせて学部学科の改組や組織の設置を図ってきた。2014（平成26）年以降については、前述した地域創生学部、心理社会学部を設置し、社会的要請に答えてきた。また、日本文化の領域に関する豊かな知識と教養を兼ね備え、社会や地域の文化向上や活性化に貢献できる人材の養成を目的として、従来の文学部人文学科日本語・日本文化コースを改組し、2015（平成27）年に日本文学科を設置した。

また、本学の新たな使命として現代日本における地域創生や地域課題解決のための基礎研究を行い、独自に政策を構想し、学術的な英知を集め、地域の連携（地域内連携、広域地域連携）を促し、地域創生のための新しい価値を「共創」する「地域構想研究所」を2014（平成26）年度に設置した。同研究所での取り組みを基盤に、地域創生学部の長期の地域実習プログラムの実施を行う等の教育活動との連携を行っている。さらに、客観的なデータに基づく大学改革の必要性が求められることから、エンrollment・マネジメント研究所を2017（平成29）年度に設置した。

2020（令和2）年度に設置した社会共生学部については、学部が中心に据える「社会共生」概念のもと、2つの学科（公共政策学科、社会福祉学科）を設置し、学部教育の理念は、「理論知」と「実践知」の繰り返しを提供することによって知識の融合と確かな実践力を養い、社会共生の理想を総合的に体得した人材を育成していくことにある。

そして、2024（令和6）年度に設置した人間学部、臨床心理学部、メディア表現学科については、改組によって新たに誕生する学部のミッションを明確にすることで、教育・研究の両分野において社会や地域からのニーズや期待に応じていく姿勢を打ち出すようにしている。

以上のように、本学は教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、その時々々の要請に的確に応じた改革を実現してきた。例えば、現代社会が抱える地域課題や文化振興への期待を踏まえ、地域創生学部や心理社会学部を設置したことは、単なる学科再編に留まらず、社会と連携した実践的な教育・研究の基盤を強化する狙いがあった。学内外からの多様な期待に応えるための具体的な施策が講じられてきた。そして、2024（令和6）年度に設置された新たな学部や学科の再編は、これまでの伝統にとらわれず、未来の社会や地域が求める変革の実現に向けた明確なミッションの下、教育・研究の両面でさらなる飛躍を目指す姿勢を反映している。これら一連の改革は、時代の変化に柔軟に対応しながらも、常に社会全体の発展と地域主義を志向する本学の先進的かつ実践的な取り組みを象徴

しているといえる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所については、教育研究組織の改善・設置とその取り組みにより、地域主義の大学であるという認知が外部に広がっている。文科省の「大学による地方創生の取組事例集」や総務省の「地域力創造グループ2024（令和6）年度補正予算」の地域・地方自治体と大学・学生との連携事例にも掲載されている（根拠資料 3-32【ウェブ】、3-33【ウェブ】）。

問題点としては、これまでの改組・設置について、ストーリーとしての発信がより必要である。教育の発信については、教え育む立場から、学ぶ側・卒業生側の姿、成長した姿・学生の姿の発信が求められる。知識集約型事業の教育プログラムを修了した学生が2024（令和6）年度に卒業することから、教育目標を具現化した学生をロールモデルとして発信することが求められる。そして、本学らしさと時代のニーズに応えた教育・学修支援・社会貢献活動を認識し、統合されたストーリーとして社会に発信することが必要である。

また、急速に変化する社会的ニーズや地域の要請に迅速かつ的確に対応するためには、検証と改善が必要であり、教育研究組織に関わる事項の積極的な情報提供・分析・検証が必要である。そのためには、全学レベルの情報提供と学科固有の情報提供の相互の共有等を制度化することが求められる。それらの情報をもとに、教職員が組織の運営方針を理解し、教育研究・社会連携を推進することが望ましい。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、2016（平成28）年に「地域人材の育成を標榜する大学」という機能を強化し、日本が直面する地域の諸課題と正面から対峙し、課題を解決し、地域に新しい価値を創生する人材を育てるために「地域創生学部」を設置した。その後、2020（令和2）年度に、総合学修支援機構DAC（現：学修支援センター）を設置し、文理融合・学融合・データサイエンスなどの学習を基盤にアントレプレナーシップの育成を目標とし、本学が目指す「社会・地域の課題解決を担う新しいリーダー“地域戦略人材”」の養成に取り組むことができた（根拠資料 3-34【ウェブ】）。

これらの組織により、「新時代の地域のあり方を構想する地域戦略人材育成事業」が文部科学省の採択事項「知識集約型社会を支える人材育成事業」に採択され、society5.0時代（デジタル化社会）に対応することができる地域戦略人材の育成を推進している。

また、地域戦略人材事業の取り組みの一環として、データサイエンス教育の全学必修があり、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシープラス）」に認定された（根拠資料 3-35【ウェブ】）。

以上のように、本学は、地域実習やフィールドワーク等の理論と実践の融合、文理横断・学融合・データサイエンス・アントレプレナーシップなどの新しい知識を一つに集約し、学生の「実行・実践する力」を向上させるべく教育改革へのチャレンジを続けてきた。

そして、これまでの100年で培った人文・社会科学系の教育・研究と理系教育を組み合わせることにより、従来の学問領域の枠組みを超えたアプローチを実現し、新しい時代のニーズへの対応を今後推進していく。政府が推進するデジタル田園都市国家構想に掲げる「成長分野をけん引する高度専門人材」の育成に向けて、情報科学部を2026（令和8）年

度に設置する。環境や文化を切り口として、デジタルを活用した地域課題解決や新価値創造を想定している（根拠資料 3-36【ウェブ】）。

情報科学部の設置は本学の改革の一環であり、創立100周年を迎え、次の100年を見据えた変革として実施するものである。設置の理念としては、人類の幸福の実現を目指し、大正大学の建学の理念である「智慧と慈悲の実践」に基づき、幅広い分野で活躍できる文理融合型の人材を育成することを目的としている。基本的に、大正大学の伝統である智慧を活かした形で、新たな学部を設置する。

情報科学部には、2つの学科を設置する。1つ目はグリーンデジタル情報学科であり、地球環境保護および地域発展のためにデジタル技術を活用し、システムを的確に提案し、地域の課題を把握した上で実際にシステムを構築する能力を備えた人材を育成する。2つ目はデジタル文化財情報学科である。文化財や自然遺産を保護し、かつデジタル技術を活用して、それらを効果的に管理・活用できる人材を育成する。この学科では、社会のニーズを的確に把握し、設計・構築し、価値を生み出せる人材の育成を目指す。2つの学科を通じて社会的なニーズを的確に捉え、地域と連携することが大正大学にとって非常に大きな資産となる。この資産を最大限活用しながら、学部の設計を推進していく。

情報科学部の基本方針は、建学の理念である「智慧と慈悲の実践」を基に、文理融合型のデジタル人材を育成することである。情報技術を中心に据え、AI、データサイエンス、情報システム、ソフトウェア開発に関するスキルを身につけるだけでなく、上流工程のニーズ把握や仕様構築までを担える能力を持つ人材を養成する。また、文理融合の視点から、人文科学・社会科学と情報技術を組み合わせた学びを提供する。そして、単なる知識の習得に留まらず、プロジェクトマネジメントやシステム思考、リーダーシップの育成を通じて、地域課題やグローバルな課題に対応できる能力を養うことを重視する。今後、自治体・企業・ITベンダーと協力し、ユーザー企業や自治体において即戦力となる人材の育成を目指す。特に、情報技術を活用して地域課題を解決する能力を養うことが、本学部の特色となる。また、PBL（プロジェクトベースド・ラーニング）を軸としたカリキュラムの実施、オンライン教育の充実、資格取得支援、公務員対策講座の提供などを進め、学生の学びを支援する体制を整えていく（根拠資料 3-37）。

情報科学部の設置により、2026（令和8）年度には、7学部13学科体制となる。地域創生学部設置から、本学の教育改革が推進できたことを考えると、情報科学部が確固たる教育方針を持ち、他学部にも良い影響を与える形で波及させることができれば、大学全体としても発展につながる可能性を秘めている。

また、従来の学部においても、データサイエンス教育を必修としており、情報のスキルをしっかりと身につけ、活用する人材の育成をあわせて推進していく。

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針 [*]

学部・研究科等の名称	URL
仏教学部	https://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/dept_buddhist_studies/
文学部	https://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/dept_literature/
表現学部	https://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/dept_communication_culture/
人間学部	https://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/dept_human/
臨床心理学部	https://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/dept_clinical_psychology/
地域創生学部	https://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/dept_regional_creation/
仏教学研究科	https://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/gs_buddhist_studies/
人間学研究科	https://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/gs_human/
文学研究科	https://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/gs_literature/
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

授業期間及び単位計算

学期制区分	各学期の授業週数	1コマあたりの授業時間	URL・印刷物の名称
4学期制	7週	100分	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/curriculum_guide_2024.pdf ・履修要項
備考：			
単位設定			
授業形態	1単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間)	規程(条項)	URL・印刷物の名称
講義	45時間	学則第44条第1項	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf ・大正大学学則
備考：			

※関係法令：大学設置基準第21条、第23条、専門職大学設置基準第14条、第16条

履修登録単位数の上限設定

学部・学科名、学年等	履修登録単位の上限値	期間	成績優秀者への緩和	成績優秀者の基準	除外科目の有無
仏教学部	12単位	各学期	○	前学期までのGPAの総合評価が「優」以上の者	○
文学部	12単位	各学期	○	前学期までのGPAの総合評価が「優」以上の者	○
表現学部	12単位	各学期	○	前学期までのGPAの総合評価が「優」以上の者	○
人間学部	12単位	各学期	○	前学期までのGPAの総合評価が「優」以上の者	○

臨床心理学部	12単位	各学期	○	前学期までのGPAの総合評価が「優」以上の者	○
地域創生学部	12単位	各学期	○	前学期までのGPAの総合評価が「優」以上の者	○
備考：「履修科目の登録単位数の上限に関する規程」に基づく。表現学部・地域創生学部は第3クォーターのみ10単位が上限値。					

※関係法令：大学設置基準第27条の2、専門職大学設置基準第22条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第27条の2第2項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称 (研究科は学位課程別)	卒業・修了要件 単位数	既修得等(注) の認定 上限単 位数	URL・印刷物の名称
仏教学部	124	60	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf ・大正大学学則
文学部	124	60	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf ・大正大学学則
表現学部	124	60	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf ・大正大学学則
人間学部	124	60	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf ・大正大学学則
臨床心理学部	124	60	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf ・大正大学学則
地域創生学部	124	60	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf ・大正大学学則
仏教学研究科 (博士前期課程)	30	10	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/grad-gakusoku.pdf ・大正大学大学院学則
人間学研究科 (博士前期課程)	30	10	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/grad-gakusoku.pdf ・大正大学大学院学則
文学研究科 (博士前期課程)	30	10	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/grad-gakusoku.pdf ・大正大学大学院学則
仏教学研究科 (博士後期課程)	20	10	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/grad-gakusoku.pdf ・大正大学大学院学則
人間学研究科 (博士後期課程)	20	10	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/grad-gakusoku.pdf ・大正大学大学院学則
文学研究科 (博士後期課程)	20	10	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/grad-gakusoku.pdf ・大正大学大学院学則
備考：			

※関係法令：大学設置基準第28条、第29条、第30条及び第32条、第42条の12、
専門職大学設置基準第24条、第25条、第26条、第29条及び第30条、
大学院設置基準第16条及び第17条、

専門職大学院設置基準第14条、第15条、第21条、第22条、第23条、第27条、第28条及び第29条

注：[学士] 大学設置基準第28条から第30条までの規定に基づく措置（それらを合わせた上限値）

- [専門職大学] 専門職大学設置基準第24条から26条までの規定に基づく措置（それらを合わせた上限値）
 [修士・博士] 大学院設置基準第15条によって準用する大学設置基準第28条及び第30条の規定にもとづく措置（それらを合わせた上限値）
 [専門職] 専門職大学院設置基準第13条の2、第14条、第21条、第21条の2、第22条、第27条、第27条の2及び第28条の規定に基づく措置（それらを合わせた上限値）

研究指導計画

研究科等名称 (学位課程別)	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称
仏教学研究科 (博士前期課程)	明示している。	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/graduate_school-curriculum_guide_2024.pdf ・大正大学大学院履修要項
人間学研究科 (博士前期課程)	明示している。	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/graduate_school-curriculum_guide_2024.pdf ・大正大学大学院履修要項
文学研究科 (博士前期課程)	明示している。	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/graduate_school-curriculum_guide_2024.pdf ・大正大学大学院履修要項
仏教学研究科 (博士後期課程)	明示している。	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/graduate_school-curriculum_guide_2024.pdf ・大正大学大学院履修要項
人間学研究科 (博士後期課程)	明示している。	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/graduate_school-curriculum_guide_2024.pdf ・大正大学大学院履修要項
文学研究科 (博士後期課程)	明示している。	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/graduate_school-curriculum_guide_2024.pdf ・大正大学大学院履修要項
備考：		

※関係法令：学校教育法第172条の2第3項、大学院設置基準第14条の2第1項

※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）

研究科等名称 (学位課程別)	学位論文審査基準（注1）規程・URL	特定課題研究審査基準（注2）規程・URL
仏教学研究科 (博士前期課程)	https://www.tais.ac.jp/faculty/screening/	
人間学研究科 (博士前期課程)	https://www.tais.ac.jp/faculty/screening/	
文学研究科 (博士前期課程)	https://www.tais.ac.jp/faculty/screening/	
仏教学研究科 (博士後期課程)	https://www.tais.ac.jp/faculty/screening/	
人間学研究科 (博士後期課程)	https://www.tais.ac.jp/faculty/screening/	
文学研究科 (博士後期課程)	https://www.tais.ac.jp/faculty/screening/	
備考：		

※関係法令：学校教育法第172条の2第3項、大学院設置基準第14条の2第1項

注1：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

注2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学習成果の測定方法 [*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
仏教学部仏教学科	卒業論文ならびに口述試問 卒業時アンケート	卒業論文・口述チェックリスト 卒業時アンケート
心理社会学部人間科学科	学生自己評価による到達度分析	卒業時アンケート
心理社会学部臨床心理学科	卒業時アンケート	卒業時アンケート
文学部人文学科	卒業時アンケート	卒業時アンケート
文学部日本文学科	DP達成度調査アンケート (学生) :卒業予定者に対する カリキュラムについてのアンケート	卒業時アンケート
文学部歴史学科	卒業時DP達成度アンケート調査 (学生評価・教員評価)	卒業時アンケート
表現学部表現文化学科	卒業時アンケート	卒業時アンケート
地域創生学部地域創生学科	卒業時アンケート	卒業時アンケート
社会共生学部公共政策学科	卒業時アンケート	卒業時アンケート
社会共生学部社会福祉学科	卒業時アンケート	卒業時アンケート
仏教学研究科	DPに基づく論文審査基準	TSRマネジメントシート
人間学研究科	修士論文・博士論文審査基準等	TSRマネジメントシート
文学研究科	修士論文・博士論文審査基準	TSRマネジメントシート

備考：2024（令和6）年度、心理社会学部、社会共生学部募集停止。人間学部人間科学科・社会福祉学科設置。地域創生学部公共政策学科設置。表現学部メディア表現学科設置。

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
仏教学部	2024（令和6）年度・学部教授会	TSRマネジメントシート
文学部	2024（令和6）年度・学部教授会	TSRマネジメントシート
表現学部	2024（令和6）年度・学部教授会	TSRマネジメントシート
人間学部	2024（令和6）年度・学部教授会	TSRマネジメントシート
臨床心理学部	2024（令和6）年度・学部教授会	TSRマネジメントシート
地域創生学部	2024（令和6）年度・学部教授会	TSRマネジメントシート
仏教学研究科	2024（令和6）年度・研究科委員会	TSRマネジメントシート
人間学研究科	2024（令和6）年度・研究科委員会	TSRマネジメントシート
文学研究科	2024（令和6）年度・研究科委員会	TSRマネジメントシート

備考：2024（令和6）年度人間学部、臨床心理学部、地域創生学部改組

第4章 教育・学習（本文）

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

＜評価の視点＞

- ・ 学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・ 上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

（学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。）

（上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。）

「学校教育法施行規則」の改正により、全ての大学は3つのポリシーを全体的な一貫性をもって定め、2017（平成29）年4月1日までに公表することが義務化された。すでに本学は、2009（平成21）年3月に大学、学部、研究科、学科、研究科専攻単位の3つのポリシーを策定し、公表していたが、2015（平成27）年度より、今回の機会を「高大接続」の時代を睨んだ「カリキュラム・アセスメント」の機会ととらえ、あらためて「大学」・「学科」・「研究科専攻」のそれぞれの単位で3つのポリシーの見直しを行った（根拠資料 4-1）。

本学の学位授与方針（DP）の見直しの方針として、本学の置かれている現状、とりわけ「現状の学生の姿」と「将来目標とする学生像」を二段階で捉え、学科所属の全専任教員に「学生像調査」を実施した。そして、本学の建学の理念である「智慧と慈悲の実践」や教育ビジョンである「4つの人となる」を、時代に即した最新の「教育方法」や「教育内容」を勘案した教育課程として再編成すること、さらにそれを「評価」・「改善」するための「アセスメント体制」を構築することも課題に据えた。

そして、2016（平成28）年度に、全学版の3つのポリシーを策定し、本学の教育理念に基づく「3つのポリシーの一体的策定」の、その基礎が築かれた。全学版の3つのポリシーに基づき、学科、研究科専攻には見直しのための指針や方向性が示された。DPについては、文部科学省中央教育審議会大学分科会大学教育部会『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー [DP])、教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー [CP]) 及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー [AP]) の策定及び運用に関するガイドライン』に基づき、学生が身につける能力・資質を定めている。そして、大学ホームページ等を通じて社会に公表するとともに、在学生には履修要項等により明示した（根拠資料 4-2【ウェブ】、4-3）。

2020（令和2）年度には、全学版DPに、Society5.0で実現する変化の激しい知識集約型社会を生き抜くための新たな目標として、「新共生主義」及び「地域人スピリット」という新たな概念と教育方法を明記した。また、学融合教育の実施にあたり、全学科のDPについて「知識集約型社会を見すえて、自らの専門分野の学問領域と他の学問領域を統合的

に学び、多面的・重層的な思考をすることで、複雑で多様な現代社会の課題に応えることができる」という文言を増補した（根拠資料 4-4【ウェブ】、4-5）。

そして、2024（令和6）年度には、建学の理念である「智慧と慈悲の実践」に基づいた教育ビジョン「4つの人となる」ために必要な現代社会に求められる学力を「10の力」と定め、2025（令和7）年には、各学科のDPに盛り込む予定である（根拠資料 4-6【ウェブ】、4-7、4-8）。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

＜評価の視点＞

・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。

・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

（学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。）

・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。

本学は、各学科の授与する学位と整合し、専門分野の学問体系にも適合した授業科目を開講している。例えば、仏教学部では仏教学、宗学、国際教養、仏教文化遺産に関する幅広い知識と研究方法を修得する科目を設け、卒業論文・研究を通じて実践的な学びを深めている。文学部では哲学・宗教文化、日本文学、歴史学などの学問体系に沿った専門科目を提供し、研究・考察能力の向上を図っている。人間学部では人間科学や社会福祉に関する基礎的・応用的な学びを展開し、現場での実践を重視している。臨床心理学部では心理学の理論と臨床実践のバランスを考慮したカリキュラムを構成し、実験や実習を通じて専門的能力を養成している。表現学部ではメディア表現、文化表現などの分野における実践的教育を行い、創造的な発信力を身につける授業を展開している。地域創生学部では公共政策や地域創生に関する専門知識を体系的に学べるカリキュラムを整備し、社会課題の解決に向けた実践的な能力を培っている（根拠資料 4-9【ウェブ】、4-10【ウェブ】、4-11、4-12）。

以上のように、教育課程全体として、専門分野の基礎知識と応用力をバランスよく育成する構成を採用し、卒業時には各学科に応じた学位が授与されるように体系的な履修が可能となっている。

・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。

本学では前期共通科目としての第Ⅰ類科目、各学科の専門科目としての第Ⅱ類科目、後期共通科目としての第Ⅲ類科目といった科目群を次のとおり設けている。

①第Ⅰ類科目（根拠資料 4-13【ウェブ】、4-14【ウェブ】、4-15【ウェブ】、4-16）

前期共通科目である第Ⅰ類科目は、大学での学びに必要なアカデミックスキルズや探究手法による協働・実践力を付けることを目的に、文理融合のデータサイエンス教育、学融合型教育を実施し、統合型の教養教育により主体的な学修態度や課題研究・解決力を通じて、新時代の人物像の礎を築くために必要な資質・能力を育成する。具体的には、①探究科目（自己理解・キャリア意識の促進をテーマとする「人間の探究」、仲間との協働による社会課題への取り組みをテーマとする「社会の探究」、自然をめぐる問題の探究をテーマとする「自然の探究」）、②データサイエンス（データドリブンな思考を高め、社会の課題を解決し、価値を創造していく人材を目指す）③リーダーシップ（人間の探究で取り組んだ自分自身を理解する力をさらに深め、卒業後のキャリアプラン設定と行動計画を立てる）④総合英語（対面授業とeラーニングシステムを用い、自律的な学修を通じて総合的な英語力を強化する）を開講している。

②第Ⅱ類科目（根拠資料 4-17）

第Ⅱ類科目については、専門教育科目であり、大学教育の根幹をなす科目群としてその構成は学科によって異なるものの、およそ基礎ゼミナール、学科の基礎分野・研究方法、専門ゼミナールと卒業論文・研究から成り立っている。

③第Ⅲ類科目（根拠資料 4-18【ウェブ】、4-19【ウェブ】、4-20【ウェブ】、4-21、4-22、4-23）

第Ⅲ類科目については、教職・資格、社会・地域貢献、キャリア育成支援、自己研鑽に関する科目群であり、学生自身が将来の進路や就職等を考えながら時には実践を通じて学び、知識・技能を習得することを方針に編成・実施している。また、2022（令和4）年度より、大正大学が育成を目指す新時代のリーダー「地域戦略人材」を育成するための「アントレプレナーシップ育成教育プログラム」を第Ⅲ類科目として開講した。

④修士課程、博士課程（根拠資料 4-24【ウェブ】、4-25【ウェブ】、4-26）

大学院設置基準第14条に基づく昼夜開講制を実施しており、社会人でも研究活動に取り組めるように時間割と科目を配している。修士課程、博士課程ともに、講義・演習系科目のコースワークと特殊研究等のリサーチワークが開講されており、大学院学則において必修・選択が定められている。また、大学院研究科共通科目を開講しており、自身の専攻に開講される専門科目に加え、近隣領域や各自の関心ある分野の学びを履修することにより、幅広い視野と知識を身につけることを目的として、授業担当教員に相談した上で履修することが認められている。

・到達目標の明確化（根拠資料 4-27、4-28）

各授業科目の到達目標については、シラバスに次のように明記している。学生が授業終了時に具体的にできるようになる行動を明確に示し、到達目標は一文につき一つの目標を設定し、「～できる。」の形で記述し、観察可能な行動で表現している。また、授業がカリキュラム全体の目標（DP）と整合性を持つことを明示するため、関連する学科・専攻のDPの番号を各目標の末尾に記載し、学生に学修の意義を理解させるように明確にしている。

・主要授業科目（根拠資料 4-29【ウェブ】、4-30、4-31）

主要授業科目については、各学科のDPに基づき、学位取得に必要な能力を育成するために設定される科目として、学科ごとの養成する人材像や教育方針と整合性を持たせることが求められ、必修科目や選択科目の中から主要なものを各学科が選定している。これら

の科目は学内外に公開され、基幹教員の要件とも関連する。科目の内容とDPの関係を重視し、教育課程の中で位置づけを明確にすることが求められる。大学設置基準の改正に伴い、2024（令和6）年度から新たに設定し、公開している。2025（令和7）年度以降は、シラバスへの明記も行う。

・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化

教育課程の編成・実施方針については、学科、研究科専攻（修士課程、博士課程）ごとに定めている。その方針に基づき、各学科・研究科専攻ごとに教育課程の体系と教育内容を示すカリキュラムマップとしてホームページにおいて広く一般に公表するとともに、在学生に対しては入学時に配布される履修要項において卒業時までの科目一覧とその授業科目区分及び授業形態を示している上に、DPに基づくカリキュラムツリーも示しており、年次・学事配当及び学びの過程を可視化している（根拠資料 4-32、4-33【ウェブ】）。

また、1・2年次に履修する前期共通教育科目「第Ⅰ類科目」においては、大学での学びに必要なアカデミックスキルズや探究手法による協働・実践力を付けることを目的に、文理融合のデータサイエンス教育、学融合型教育を実施し、統合型の教養教育により主体的な学修態度や課題研究・解決力を通じて、新時代の人物像の礎を築くために必要な資質・能力を育成することを明示している（根拠資料 4-34【ウェブ】、4-35、4-36）。

第Ⅰ類の各科目では、様々なタイプのグループワークを実施している。最初は意見交換や感想など簡単なワークから、最終的には課題解決型グループワークによるアウトプット作成とプレゼンテーションまでを段階的に実施しており、コミュニケーション力など「他人と協働する力」を高めている。さらに、高校から大学への円滑な導入を意識した科目「人間の探究Ⅰ～Ⅲ」では、探究学習スキル、さらにはキャリアデザインの能力を育むことを目的として、高校から大学、大学から社会へ円滑に移行する学生教育を提供している。キャリア教育は2年次「リーダーシップⅠ～Ⅲ」に引き継がれ、2年間かけて卒業後を見据えたキャリア意識を醸成している（根拠資料 4-37【ウェブ】、4-38【ウェブ】、4-39、4-40）。

（学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定）

本学は、全学クォーター制を導入している。授業は100分であり、大学設置基準に基づき、単位を認定している。教室内の授業の他、事前事後の学習も含めて45時間で1単位を付与することを学生に明示している。また、各学期にキャップ制を設け、履修することのできる単位の制限を行っている。修士課程及び博士課程はセメスター制としており、講義・演習は2単位、実験・実習・実技は1単位と大学院履修要項に明示している（根拠資料 4-41、4-42）。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICT を利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

（授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。）

授業形態・授業方法については、DPに示した資質・能力を総合的に身につけている学生を育成するために教育課程を編成することとし、教育方法についても学科・専攻ごとに明示している。また、学部・研究科の教育研究の目的や課程修了時の学習成果を踏まえ、理論と実践を組み合わせた学びの場を提供するように方針を明確にしている。特に、フィールドワークやアントレプレナーシップ育成教育を通じて、知識と実践の統合を重視し、社会課題の解決に向けた能力を養成し、LMS（UR-note）を導入することで、学修成果の可視化と学びの質の保証を図っている。加えて、カリキュラム編成方針では、専門教育の深化だけでなく、異分野融合による思考力の向上を目的としたクロスディシプリン教育も導入し、多面的な視点を養う機会を提供している（根拠資料 4-43、4-44）。

授業の評価方法についても、知識の定着だけでなく、実践力の習得を重視し、グループディスカッションやプロジェクトベース学習を積極的に取り入れることで、学生が主体的に学ぶ環境を整えている。教育課程の編成では、地域社会との連携を重視し、地域戦略人材の育成を目的とした実社会に即した教育の実施に努めている。

（ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。）

第Ⅰ類科目「総合英語」においては、週2コマの授業の内、1コマを「TAISHO English e-learning」を用いたオンラインで実施している。実施にあたり、学生が英語の必要性を理解しスムーズに取り組めるよう、第1回目の対面授業にてガイダンスを実施している。また、授業の進行に合わせて毎週「TAISHO English e-learning」の課題を配信し、評価項目にも入れ、学生が継続的に取り組むよう工夫している（根拠資料 4-45、4-46）。

（授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。）

・ **学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。**

第Ⅰ類科目において、学生の多様性を踏まえた適切な指導等を実施している。「人間の探究」「社会の探究」「自然の探究」については、同時間帯に開講する6クラスであり、各科目のねらいの範囲内で扱うテーマが異なっており、学生は興味のあるテーマについて選ぶことができる。「データサイエンス」については、入学時に実施する「基礎学力調査」の数学と「学習状況調査」の結果によりクラス分けを実施している。なお、2024（令和6）年度よりアドバンスクラスを設置し、ハイレベルな学生のニーズに対応した。「総合英語」においても入学時に実施する「基礎学力調査」の英語によりクラス分けを実施している（根拠資料 4-47、4-48、4-49）。

・ **単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。**

各クォーターにおける履修登録単位数の上限単位数を設定し、学生の適切な学修計画に基づいた無理のない履修ができるよう配慮している。すなわち、履修登録数の上限を定める制限単位数をクォーターごとに12単位（表現学部・地域創生学部第3クォーターのみ10単位）として定め、学生が無理なく履修できることを心懸けている。履修できる単位数の上限を定めたことによって、1週間の平均受講科目が10科目（1科目を2単位とした場合）となり、学生自身が計画的に4年間の履修を行うことができる（根拠資料 4-50、4-51）。

・ **シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか）。**

シラバスの作成については、シラバス依頼を担当部署から行っており、学科会議における確認も実施している（根拠資料 4-52、4-53）。

授業評価アンケートについては、授業の質や学習の成果に関する多岐にわたる項目が設けられている。教員の取り組みについて、授業の到達目標が明確に示されているか、シラバスに沿った授業運営がなされているか、学生が目標を達成できるような指導が行われているかを問う内容が含まれている。また、事前学習や事後学習の必要性についての指示があったか、教材や教具の活用が適切であったか、教員が学生からの質問に十分に対応していたかといった点も評価の対象となっている。学生自身の取り組みに関する項目もあり、授業目標に向けて真剣に取り組んだか、疑問点を解決するために質問や調査を行ったか、授業を通じて自身の成長を実感できたかについて回答する形式になっている。さらに、受講した科目への関心の高まりや、その授業が今後の学習や人生にどのように役立つと感じたかを問う設問もある。加えて、出席率や授業のためにどれくらいの時間を自主学習に費やしたかについての質問も含まれており、学習態度や授業の理解度との関連性を分析するためのデータが収集されている（根拠資料 4-54【ウェブ】、4-55、5-56、4-57）。

各授業は以上のような学期ごとの授業評価アンケートを通じて学生からの評価を通した

各授業の点検を行い、その結果を各当該教員、及び副学長・学部長等から構成される「授業評価アンケートの実施に係る検討委員会」にて確認している。担当教員には結果を受けた学生へのフィードバックコメントの提出を義務付け、授業改善への意識づけを図っている。「授業評価アンケートの実施に係る検討委員会」は半期ごとに実施しているが、2024(令和6)年度についても、2023(令和5)年度秋学期3・4クォーター、2024(令和6)年度春学期1・2学期の授業評価アンケートの結果についての検討会をそれぞれ実施した(根拠資料 4-58)。

・授業の履修に関する指導

授業の履修の指導については、履修要項を全学生に配布し、ホームページにも公開している。また、担当部署である教務部や各学科教員・事務室が履修の相談にあたっている。さらに、適切な履修指導を実施するために、入学直後のガイダンスを通じて4年間の履修モデルの明示と指導を行うと同時に、各学年の年度前に学科別ガイダンスを開催し、当該年度の履修指導も行っている(根拠資料 4-59、4-60)。

・学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認

学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認については、LMS (UR-note)において教員が管理することができる。機能については、次のとおりである(根拠資料 4-61)。

- (1) 教材一覧画面で「学習履歴」タブを開くことで、学生の学習履歴を確認できる。学習履歴には、実行回数、接続元IPアドレス、利用時間、回答データ、成績データなどが記録される。
- (2) 受講回数や利用時間の確認
「進捗状況一覧」画面では、教材の受講回数や合計利用時間を確認可能。氏名、教材名、集計期間などで絞り込み検索ができる。また、進捗の悪い学生にはメッセージを送信できる。
- (3) テストやレポートの成績確認
「成績一覧」画面では、テストやレポートの得点、平均得点、最大・最小得点が表示される。さらに、「出題分野ごとの成績分析」では、各設問に設定した出題分野ごとの得意・不得意を分析できる。
- (4) 学習カルテの活用
学習カルテ機能では、学生の学習履歴、実績、感想、個人情報などを管理し、授業やキャリア支援に活用できる。

・授業外学習に資するフィードバック等の措置。

授業外学習に資するフィードバックについては、第I類科目において、学生自身の「学びと成長の記録」(LMS (UR-note)：修学カルテ)の段階的記入に対してチューターがコメントを返すことや授業でのフィードバックで行っている(根拠資料 4-62)。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

（成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。）

授業ごとに設定、公表されている成績評価の方法に則った評価を行い、これに基づいた単位の認定をしている。一方で学生に対しては成績に関する問い合わせ期間を学期ごとに設けることで適切な単位認定を行うよう取り組んでいる。学期ごとに登録できる単位数は、 Semester制においては、第Ⅰ類科目、第Ⅱ類科目（卒業論文及び卒業研究を除く。）、第Ⅱ類共通科目及び第Ⅲ類科目を1クォーター制あたり12単位かつ年間48単位としている。なお、1単位の科目につき、週1回の100分授業を7週実施している（根拠資料 4-63）。

進級に関しては、1年次から2年次の進級にあたって総修得単位数が20単位以上であることを要件とし、2年次から3年次においては、総修得単位数が62単位以上であること、3年次から4年次においては、総修得単位数が90単位以上であることが定められている。入学前の既修得単位等の認定については、学則第39条の2に基づき、60単位を超えないものとするとしている（根拠資料 4-64）。

成績評価は、授業への取り組み・試験・レポートを総合的に勘案して評価される。評価区分は、AA、A、B、Cの4段階であり、D、Zは単位が付与されない。Zは出席のない者や成果物未提出の者等により評価不能を示している（根拠資料 4-65）。

評価区分	説明	評価区分	説明
AA	合格（最優秀） 極めて優秀な成績	C	合格（可） 平均より劣るが合格に 値する成績
A	合格（優秀） 優秀な成績	D	不合格（不可） 合格に達しない
B	合格（良） 受験生の中では 平均的な成績	Z	不合格（否） 評価不能

そして、本学では1999（平成11）年度からGPA＝グレード・ポイント・アベレージ（学業平均値）による学業評価システムを併用している。これはアメリカで一般的に採用されているGPAの算出方法を基本としており、日本でこの制度を導入している他大学の基準とほぼ変わらないものとなっている。これによって、他学部・学科の学生との比較が可能となる。この制度導入の理由は、学生の学期または学年等、一定期間の履修と学習の状況

を掌握することによって、個人別に適切できめ細やかな履修・学習アドバイスを可能とする客観的なデータを得るためである。具体的には、それぞれの評価に一定のポイントを設定し、不合格科目を含めて履修科目のアベレージを算出する。算出方法については、評価AA（4.0点）、A（3.0点）、B（2.0点）、C（1.0点）、D（0.0点）、Z（0.0点）であり評価に単位数をかけて不合格の単位数も含めた登録総単位数で割る計算方法である。

詳細については履修要項、大学ホームページにてGPAを導入している旨、またその算出方法を公表している。なお在学した直近3期（6クォーター）のGPAが連続で1.0未満の学生は、学力等で成業の見込みがないと認められる者として学則に基づき退学となる。卒業要件は学部においては4年間以上在学し、所定の授業科目124単位以上（卒業論文・卒業研究を含む）を修得した者は卒業となり、学士の学位を授与されることを学則第58条において明示している（根拠資料 4-66【ウェブ】）。

（成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。）

成績評価は各授業の試験、レポート、課題提出、授業への参加状況などを総合的に判断して行っている。その旨を履修要項及びシラバスに明示し、評価はAA、A、B、Cを合格、DとZを不合格とし、GPA制度を採用し学業成績の指標として活用している。単位の認定は、履修登録された授業科目において、定められた評価基準を満たした場合に行われる。試験を受験するためには履修登録が必要であり、学費未納や長期欠席など、条件を満たさない場合は受験資格を失うことがある。成績評価に疑義がある場合は、所定の期間内に教務課を通じて確認申請を行うことができ、必要に応じて修正が検討される（根拠資料 4-67、4-68）。

（既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。）

他大学や学内の異なる学部・学科で修得した単位については、認定手続きを経て卒業要件の単位として計上される場合がある。特に、転学部・転学科・転コースを希望する場合や、留学・海外研修で取得した単位については、事前に審査を受ける必要がある。単位の認定は各学科の教育課程やディプロマ・ポリシーに基づいて判断され、学則に従って適用される（根拠資料 4-69）。

大学院においても、教育研究上有益と認めた際は、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位まで本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとしている（根拠資料 4-70）。

（学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。）

学士の学位については、学則第48条に基づき、本学に4年（8学期）以上在学し、所定の授業科目について第Ⅰ類科目30単位、第Ⅱ類科目70単位以上、第Ⅲ類科目24単位以上、合計124単位以上を修得した者に授与するとしている。また、「大正大学学位規則」に基づき、学士の学位を受けるためには、卒業論文、卒業研究、または卒業制作物を学科に提出し、審査及び試験に合格する必要がある。審査及び試験は、主査1名と副査1名以上によって実施する。試験は口述または筆答による試問形式としている。審査結果は代議員会を経て学長に報告され、その後学位の授与が決定される（根拠資料 4-69）。

修士の学位授与については、大学院学則第8条に基づき、修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目について別表に定める単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は研究成果報告書の審査及び最終試験に合格することを修士課程の修了要件としている。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとしている。そして、「大正大学学位規則」に基づき、修士論文または研究成果報告書を提出し、その審査及び最終試験に合格することが求められる。審査及び最終試験は、当該研究科委員会が選出した審査委員によって実施する。主査は修士課程の研究指導を担当する教授、准教授、または専任講師であり、副査は修士課程の講義担当資格を持つ教授、准教授、または専任講師である。試験は、修士論文を中心に関連授業科目に対する試問（筆答・口頭）によって実施する。審査結果は研究科委員会を経て学長に報告され、学位授与の可否が決定される。

博士の学位授与については、課程博士と論文博士の2つの種類があり、課程博士について、博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、所定の授業科目について別表に定める単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとしている。ただし、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。そして、博士後期課程入学後6年内で学位を請求する。学位を請求する前に予備審査を受ける必要があり、所定の書類を提出し審査に合格する必要がある。そして、予備審査に合格した後、学位請求論文を提出し、最終的な審査及び試験に合格する必要がある。

最終試験については、学位請求論文を中心に行われ、試問（筆答・口頭）を行う。審査は、博士後期課程の研究指導を担当する教授または准教授が主査となり、副査は専門分野に従事する他の教授や研究者が担当する。審査結果は研究科委員会を経て学長に報告され、学位授与の可否が決定される。論文博士は、特定の研究成果を有し、その成果に基づいた学位請求論文を提出する必要がある。論文博士の場合、課程博士と異なり、特に入学後の期間に関する制限はなく、論文を提出してから学位請求を行うことができる。論文博士の審査は予備審査を通じて進められ、論文の関連分野に関する試問や、必要に応じて試験を実施する。

審査委員は通常、博士後期課程の研究指導資格を持つ教授や准教授、また外部の専門家を含む場合がある。論文博士の場合、予備審査の副査は他の研究科からの研究指導資格を持つ者が担当する。最終的な審査及び試験が行われた後、学位の授与が決定される。博士の学位授与後は、学位授与論文の要旨や審査結果が公表され、一定期間内に論文の全文が公開されることが求められる。

（学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。）

学生は卒業論文もしくは卒業研究の定期的かつ継続的な指導を受けることで、学習の仕方、研究の方法を修得するとともに、4年間の学科における学修内容を体系的に理解する。さらに「学位規程」に基づき、論文審査及び試験（口頭試問または筆記試問）を経て合格した者に対してのみ学位を授与している。

研究科については、修士課程及び博士課程ともに、大学院学則に定められた修了要件及

び「学位授与規程」により定められた授与要件に基づき、各研究科が編成する科目を履修することとなる。各研究科にはいずれも、講義・演習系科目のコースワークと特殊研究等のリサーチワークが配されており、修了要件として共に必修が課されている。また体系的な教育が行われるように、研究計画を立てて指導教授と研究テーマを登録し、指導教授による指導を受けることとなっている。修士・博士論文または研究成果報告書を提出し、研究科委員会において選出された主査と副査各1名（博士論文の場合は学外研究者を含む3名）による審査（博士論文の場合は予備審査に合格した後、本審査とする）及び最終試験に合格した者に学位を授与することが「学位規程」に示されており、適切な審査を経て学位授与をしている。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

＜評価の視点＞

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

（学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。）

学習成果の測定結果の適切な活用については、全学統一で取り組みを実施してきた。具体的には、全学FDセミナーにて実施した「CACLを活用した自己評価報告会」において、各学科・コースは学生の学習成果を測定した結果を根拠に、カリキュラムを評価し、次年度に向けてカリキュラムの改善点を報告し、定期的なPDCAサイクルを推進している（根拠資料 4-72）。

年間のスケジュールとしては、まず、各学科・コースにおいてCACLを活用して、学習成果の測定等アセスメントを実施する（12月の教務主任連絡会において、教務部より各学科・コースに対しアセスメントの実施依頼を行い、総合学修支援部がアセスメントの手法に関する相談に応じ支援を実施した）。次に、学科・コースの教務担当教員が、アセスメント結果を自己評価報告書にまとめて、学科・コース内で共有する。それを全学FDセミナーにて他学科に報告し、他学科による他者評価を得る。なお、学科によっては、アセスメント結果の分析についてIR部門の協力も得ている。最後に、他者評価を踏まえて、自己評価報告書を修正するとともに9月に自己評価報告に基づき、次年度のカリキュラムを修正検討し別表を提出する。その際に、アセスメント手法の改善点をCACLに反映し修正し提出する（根拠資料 4-73）。

本学のCACLは、学習成果の上段に学科DPが示され、中段にコースで育成すべき能力・資質の観点別到達目標が示され、下段に、アセスメントの手法がリストアップされている。CACLに基づく自己評価報告書は、左側に、観点別到達目標が示され、能力ごとに「対応するアセスメント手法」、「達成度の評価」、「評価の根拠」を示し、その結果、次年度に向けたカリキュラムの改善点やアセスメント手法の改善点が具体的に示される。

学習成果の把握の改善については、CACLを活用した自己評価報告によるカリキュラム

改善のサイクルが機能したことにより、DP達成に向けた学習成果を把握・評価できている。FD委員会やIRの活用により、数値的なデータを根拠とする評価への取り組みも進んでいる。さらに、自己評価報告会での他者評価を踏まえて、CACLも評価も、学科教員自らの気づきにより、さらに精緻なものへと修正されている（根拠資料 4-74、4-75、4-76）。

大学院については、各専攻の大学院生の学習成果について、学位授与方針に基づく論文審査結果の検証等を含むFD報告を依頼している。各専攻については、「大正大学学位論文審査内規」及び「修士論文・博士論文審査基準」を基本としつつ、専攻においては、アンケートやループリック、チェックシート等を作成・活用する等の取り組みを実施している（根拠資料 4-77、4-78）。

なお、毎年度実施しているTSRマネジメントシートに基づく自己点検・評価において、研究科専攻の学習成果の可視化の状況を確認しており、2023（令和5）年度より、大学院生に対する学生調査も実施し、学生自身にDPに基づく能力・資質についての調査を実施し、各専攻にフィードバックを行っている（根拠資料 4-79、4-80）。

（学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。）

学習成果を把握・評価する指標や方法については、DPに基づく学習成果の評価方法が適切かどうかを検証しており、各学科では明確な指標に基づいて学習成果の評価を行っている。例えば、仏教学科では学びの成果を知識・技能、思考・判断、表現力、関心・意欲といった観点から評価し、卒業論文や口述試問を通じて各学生の到達度を測定している。さらに形成的評価として、学生自身の自己評価や担当教員のフィードバックを活用し、学期ごとに進捗を確認するシステムを設けている。これにより、学習過程を段階的に把握し、適切な指導を行うことを保証している。また評価の方法として、知識の理解度だけでなく、学生の思考力や社会性、態度に焦点を当てた総合的なアセスメントを実施している。社会福祉学科や臨床心理学科では、学生が実習や実践的な評価を通じて学習成果を示すことを重視し、専門的な技術や倫理観を育成するための支援を行っている（根拠資料 4-69、4-70、4-71）。

以上のように、学習成果の評価は単なる知識の習得にとどまらず、思考や表現、態度といった多様な側面にわたる総合的なアセスメントに基づいており、学位授与方針に定めた学習成果と整合性を取っている。

（指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。）

学位授与方針に明示した学生の学習成果の習得状況については、年1回実施している「CACL（カリキュラム・アセスメントチェックリスト）を活用した自己評価報告会」により、確認の流れができている。各学科・コースは、各学科DP達成の指標（CACL）を定め、達成度評価を行っている。実施はFD委員会が主導し、学科が実施したアセスメントの分析に関しては、教学IR推進部会が協力をしている（根拠資料 4-72、4-73）。

学習成果の把握・評価の活用については、カリキュラム編成方針において、学科カリキュラムの運用として、CACL等の継続したカリキュラムチェックによる特徴ある学科カリキュラムの構築を計画すること、及びカリキュラムにはTSRマネジメントシートに基づく自己評価を反映させることを明示しており、各学科において活用を図っている。また、

能力・資質に関する学生の諸データについては、TSRマネジメントシートにおける点検・評価の指標として提供しており、DPに基づく学習成果の把握・活用に資するデータも提供している（根拠資料 4-74、4-75）。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

（教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。）

TSRマネジメントシートとしては、学科、大学院専攻の単位で根拠資料に基づく点検・評価を行っており、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行っている。それはTSRマネジメントの「優れた教育・研究」の枠組みで行われ、改善点についても報告している。そして、学長・副学長・学部長・研究科長による上位評価も行われ、当該年度の点検・評価を適切に行っている。

また、全学自己点検・評価として、大学自己点検・評価委員会を開催し、教育課程・教育内容・方法全般についての点検・評価を行っている。点検・評価結果については、総合政策会議に報告され、改善・向上に向けて検証を行う機会を設けている。加えて、事業計画に基づく事業報告については、事務局各部署より報告を行い、点検・評価を行っている（根拠資料 4-75、4-76）。

次に、カリキュラム編成委員会や第Ⅰ類コーディネーター会議等において、第Ⅰ類（教養科目）等の教育課程の点検・評価を実施し、カリキュラム編成方針を総合政策会議で決定している。そして、その方針を元に、全学FDにおけるCACLによる自己分析を踏まえて、各学科が学科会議等において、教育課程を点検・評価している。

また、全学部共通科目群である第Ⅰ類科目については、第Ⅰ類コーディネーター会が学長の諮問に基づいてカリキュラム方針を検討し、その方針を受けて学修支援センター（DAC）所属教員が具体的な授業科目の内容及び方法を検討している。第Ⅰ類コーディネーター会は、第Ⅱ類の専任教員と学修支援センターの専任教員が構成員となり、第Ⅰ類科目の運営状況の確認や意見交換を行うことで、質の担保を図っている（根拠資料 4-77、4-78）。

（課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、

資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。）

課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果については、カリキュラム・アセスメントにおいてPDCAサイクルが推進されており、PROG、SUZAKU、卒業時アンケート等を用いて各学科において学習成果の測定・評価結果を活用している（根拠資料4-76、4-77）。

また、学生に対する学生調査については、TSR総合調査、大学IRコンソーシアム学生調査、授業評価アンケートにおいて、授業内外における学生の学習状況を測定している。数値については、TSRマネジメントシートにおける点検・評価の際に用いており、データに基づき、翌年度の改善に向けた活用を行っている（根拠資料 4-78、4-79）。

資格試験の取得状況については、国家資格取得について、社会福祉学科、臨床心理学科において把握・公表しており、学習成果の指標としても用いている。また、取得できる資格一覧についても公表している。そして、学修支援センターにおいては、データサイエンスの学びを資格につなげるために、正課外の特別プログラムを実施している。合格者に対する補助も実施しており、Tableau Desktop Specialist、MOS（マイクロソフトオフィススペシャリスト）Excel、統計検定等の取得者を把握している（根拠資料 4-80【ウェブ】、4-81【ウェブ】、4-82【ウェブ】、4-83、4-84、4-85）。

進路状況については、企業調査を毎年実施しており、対象は卒業生が就職した企業である。調査結果については、報告書を各会議体において報告・周知する、TSRマネジメント報告会で全教職員に解説する等、情報の活用を促している（根拠資料 4-85【ウェブ】、4-86）。

（外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。）

カリキュラム・アセスメントチェックリストを活用した自己評価報告会においては、外部の高校教員も参加しており、研修会では、高校教員を含めた意見収集を行い、高校の視点を活用して自己点検・評価に反映している。また、データサイエンス授業では、企業や官公庁のデータを用いた教育活動を実施しており、学生の発表については企業の方の意見も得ている（根拠資料 4-87、4-88）。

また、全学的な自己点検・評価については、教育課程・教育方法・学修支援等について、学生からのヒアリングも実施しており、自己点検・評価結果の客観性を高めるための工夫を実施している（根拠資料 4-89）。

（自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。）

自己点検・評価の結果の活用による教育課程及びその内容、教育方法改善・向上については、(1) 全学FDにおける教育方法の改善、(2) 授業評価アンケートにおける改善、(3) 「CACL（カリキュラム・アセスメントチェックリスト）を活用した自己評価報告会」における教育課程・教育内容の改善、(4) TSRマネジメントシートにおける各学科・専攻における教育内容・教育方法の改善、等の機会において改善・向上に取り組んでおり、主体となる学科会議・専攻会議でも改善・向上について審議して、取り組んでいる。

教育課程の改善・向上については、第Ⅲ類科目アントレプレナーシップ育成教育の導入に伴い、全学科において第Ⅱ類科目の履修単位を70単位以上に改正した。そのため、第Ⅱ

類科目である各学科の専門科目が70単位で完結するように、各学科において、コアカリキュラムの見直しについてカリキュラムマップ等を用いて設定をした（根拠資料 4-90）。

全学的な課題や方針については、総合政策会議における審議・検討や、学長・副学長による点検・評価結果の検証・方針を教授会連合会等において示しており、各学科・専攻が改善に取り組むこととなる（根拠資料 4-91）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

CACLを活用した自己評価報告の実施が定例化したことにより、一定のDP達成に向けた学習成果は把握・評価され、カリキュラム改善のサイクルが持続的に運用できていることは評価できると考える。さらに、IRデータの活用による定量的なデータを根拠とする評価方法の採用や、自己評価報告会での他者評価を高校教員まで広げるなど、学科教員自らの気づきをより促す精緻なものへと修正されてきている。

着任直前の新任教員FDプログラムにおいては、授業設計・教授法・評価法についての研修を行っている。その際、シラバスの作成方法やアクティブラーニング手法、ループリッパ等評価手法についての一連の研修を行い、学生主体の効果的な教育への理解と実行を促している（根拠資料 4-92）。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、2020（令和2）年度に、知識集約型社会を支える人材育成事業に採択され、教育課程の改編を実施した。具体的には、新しい教育として、第Ⅰ類科目に探究科目・データサイエンス・リーダーシップを設けて、第Ⅱ類科目に学融合ゼミナール、第Ⅲ類科目にアントレプレナーシップ育成教育を設けた。これからの社会において必要とされる汎用的な資質能力を育成する取り組みとして、データサイエンス教育を全学必修化する。そして、主に3年次からアントレプレナーシップ育成教育プログラムを設けるといったように大きな教育改革を実施してきた。

教育課程については、本事業の授業科目の再編により、卒業要件の変更を実施した。このことにより、第Ⅰ類科目・第Ⅱ類科目・第Ⅲ類科目の接続がより有意義なものとなり、全学において育成する人材像のイメージがより明確になることを目的としている。なお、第Ⅲ類科目は卒業要件を24単位以上とし、選択必修4単位を除く、残りの20単位を履修モデルに沿って選択履修するようにしている（根拠資料 4-93【ウェブ】、4-94、4-95）。

本事業の推進については、まず2021（令和3）年度に、全学共通教育の第Ⅰ類科目を改編し、「人間の探究」・「社会の探究」・「自然の探究」という3つの探究科目を軸とし、加えて、データサイエンスを全学必修科目とした。そして、これを主な第Ⅰ類共通教育科目の軸とし、2022（令和4）年度からは第Ⅱ類科目と第Ⅲ類科目においても本事業の取り組みを推進し、第Ⅱ類科目では「学融合ゼミナール」という授業を全学科にて開講し、加えて、第Ⅲ類科目ではアントレプレナーシップ育成教育の基礎科目を開始した。2023（令和5）年度には、アントレプレナーシップ育成教育のスキル科目と実践科目もスタートした（根拠資料 4-96【ウェブ】）。

本事業の成果により、コンピテンシー能力の伸長や就職率の向上等の成果がでてきている。また、教育的な成果として、学生のコンテストへの出場や発表会への参加等、新しい

教育の成果がでてきている（根拠資料 4-97【ウェブ】、4-98【ウェブ】、4-99）。

学習成果の可視化については、全学版のDPを2024（令和6）年度に改正した。本学は、学習成果の把握・可視化については、カリキュラム・アセスメントチェックリストを活用した自己評価報告会等において、実施してきた。高校教員も参加する等、外部の視点を取り入れた教育改善も実施する等の特色があると言える。学生の意見については、TSR総合調査におけるアンケートや、学長・副学長によるヒアリングを実施してきたが、今後は学生の意見も取り入れたアセスメントも充実する必要がある。

そして、2025（令和7）年度より、各学科のDPも「10の力」に紐づいた形で改正されることから、学習成果の可視化のプロジェクトを全学科の教員と職員で立ち上げ、LMS（UR-note）において、学生自身がDPに基づく達成度を把握できる取り組みを推進することとした。具体的には、学生が自身の成長や強みを認識し、主体的にキャリア形成を進めるための枠組みを構築し、「10の力」と学科DPを活用し、各科目の履修による成長を可視化する。そのために、全学共通の方針を決定し、各学科が特性に応じた運用を検討・導入する。LMS（UR-note）上には、可視化システムを構築し、学生と教職員が活用できるよう整備する（根拠資料 4-100）。

そして、履修データや成績を基に個々の学修成果を算出し、レーダーチャートなどで視覚化する。さらには、学修成果データを活用し、学生の進路指導や就職支援、授業改善に活かすこととし、2026（令和8）年度の本格運用を目指し、段階的に開発・試験運用を行いながら制度を確立する。

学長を中心とした教学IR推進部会による学習成果の確認・検証についても取り組んでおり、各学科の学習成果の可視化の取り組みと全学的な取り組み・支援が適切に機能するように取り組んでいく。

第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL
仏教学部	https://kokokara.tais.ac.jp/admission/examination/
文学部	https://kokokara.tais.ac.jp/admission/examination/
表現学部	https://kokokara.tais.ac.jp/admission/examination/
人間学部	https://kokokara.tais.ac.jp/admission/examination/
臨床心理学部	https://kokokara.tais.ac.jp/admission/examination/
地域創生学部	https://kokokara.tais.ac.jp/admission/examination/
仏教学研究科	https://www.tais.ac.jp/graduate_school/common/doc/admission-graduate/method/guideline.pdf
人間学研究科	https://www.tais.ac.jp/graduate_school/common/doc/admission-graduate/method/guideline.pdf
文学研究科	https://www.tais.ac.jp/graduate_school/common/doc/admission-graduate/method/guideline.pdf
備考：	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
大正大学学則第26、27及び28条	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf
大正大学大学院学則36、37及び38条	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/grad-gakusoku.pdf
備考：	

第5章 学生の受け入れ（本文）

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

＜評価の視点＞

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

（学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごとに設定しているか）

学士課程・修士課程・博士課程の入学者受入れの方針については、文部科学省「高大接続システム改革会議」の「最終答申」に基づき、「学力の三要素」に対応する3領域（知識・技能）、（思考・判断・表現）、（関心・意欲・態度）の項目に分類、記述されている。

その前文に「ディプロマポリシー（DP・学位授与方針）に示した資質・能力を総合的に身につけている学生を育成するために、以下の資質・能力を備えた学生を求めます。」という文言を表記し、DPを踏まえた方針としている（根拠資料 5-1 【ウェブ】）。

また、学士課程・修士課程・博士課程の3つの方針については、全学版の3つの方針を参考にして策定したものとしており、学生の受け入れ方針及び求める人材像から学位授与の方針及び学習成果の到達へとどのように成長していくのかを意識した方針としている（根拠資料 5-2 【ウェブ】）。全学版のDPについては、現代社会において必要とされる資質・能力を教育ビジョンに基づき、『「4つの人となる」ための10の力』というように定め、学生がこれらの学力を総合的に身につけることを教育目標としており、APに示す資質・能力と以下のように対応している。

	AP1	AP2	AP3	AP4	AP5	AP6	AP7	AP8	AP9
①他者に共感する力	○					◎			
②物事の本質を見極める力	○			◎					
③自分自身を理解する力	○		◎						
④自分事として問いを立てる力	○							◎	
⑤根拠にもとづいて思考する力	○				◎				
⑥自分らしい方法で表現する力	○		◎						
⑦自らの主張を吟味し、ふりかえる力	○	◎							

	AP1	AP2	AP3	AP4	AP5	AP6	AP7	AP8	AP9
⑧多様性を尊重する力	○						◎		
⑨新たな価値を創造する力	○						◎		
⑩他者と対話し、協働する力	○								◎

これらについては、ホームページ上で公表している。また、刊行物としては入試ガイド及び入試募集要項にAPを記載している。加えて、大学案内及び総合型選抜募集要項では各学科の学生受け入れ方針を受験生に解りやすいように咀嚼した「こんなキミに学んでほしい」という表記で、各学科で求める「関心・意欲・態度」について箇条書きで記載している。

この「こんなキミに学んでほしい」では、将来目指す進路（職業）をはじめ、「関心・意欲・態度」を通じて求める能力についても記載しており、受験を検討する高校生にとっては自らの学習を振り返ることのできる記載内容でもある（根拠資料 5-3、5-4【ウェブ】）。

（学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。）

入学前の学習歴・学力水準については、全学版APにおいて、次のとおり明示している。

「知識・技能」においては、「①入学を希望する学科・コースの教育内容を理解するために、高等学校の教育課程において学習した基礎的な知識・技能を修得している。」とある。

「思考・判断・表現」においては、「②高等学校までに得た知識・経験を入学希望の学科・コースの学びに結びつけて説明することができる。」「③自身の興味関心について、自らの視点と言葉で順序だてて説明することができる。」「④設問や質問の主旨を理解することができる。」「⑤問いに対して論理的に思考し、答えを導くことができる。」とある。

「関心・意欲・態度」については、「⑥新たな知識や他者の意見に触れることに喜びを感じることができる。」「⑦価値の多様性に触れたとき、自らの意見を見直す開かれた姿勢をもっている。」「⑧社会のさまざまな事象を自らの問題として捉え、適切な問いを立てることができる。」「⑨対話を重ねながら、他者と協力して積極的に課題解決する意欲をもっている。」とある。

入学者の受け入れ方針は、教育ビジョン「4つの人となる」に対応しており、求められる資質・能力だけではなく、入試区分ごとに資質・能力を測るための入試選抜方法（グループワーク、小論文、面接等）を明示している。

そして、総合型選抜試験の募集要項には、大正大学教育ビジョン「4つの人となる」の説明及び総合型選抜のAPを明示している。本学の教育ビジョンと志望学科・専攻・コースの教育内容を理解し、自らのこれまでの様々な活動を踏まえ、入学後の明確な目的意識と将来ビジョンを持ち、積極的な姿勢で大学での学習に取り組める人を求め、出願資格に全体の学習成績の状況を定めること、そして高等学校調査書を審査要件とすることで、高等学校での学力の証明とするとしている。そして、第一次審査の説明として、出願書類を通して受験生がこれまで様々な事象から得た経験・実績と、それを通して考えた、これからの大学での学びに向けた計画を確認し、同時に大正大学での学びに対する意思・意欲を測定する。第二次審査では、各学科・専攻・コース毎に定めた選抜方法でそれぞれの学びに必要な資質をはかり、第一次審査と第二次審査の結果で総合的に評価するとしている（根

拠資料 5-5、5-6【ウェブ】)。

そして、各学科・専攻・コース別の入学希望者に求める水準等の判定方法については、入学試験科目とAPにおける学力の三要素「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「関心・意欲・態度」の対応を示している。それは、第一次審査、第二次審査により、何を評価しているのかどうかを具体的に示している。例えば、日本文学科では以下のとおりとしている。

	日本文学科AP	第一次審査	第二次審査
知識・技能	①国語、地理歴史、公民、外国語について高等学校卒業相当の知識と技能を有している。特に国語について十分な知識と読解力を有している。	●学科・専攻・コース別課題で、日本文学・日本語について関心を持った分野に関する知識を有しているかを評価します。 ●学科・専攻・コース別課題で、日本文学・日本語学の書籍を読解する力を評価します。	●プレゼンテーション・面接で、日本文学・日本語について関心を持った分野に関する知識を有しているかを評価します。 ●プレゼンテーション・面接で、日本文学・日本語学の書籍を読解する力を評価します。
思考・判断・表現	②問題意識を持ち、その問題解決のために、他者の意見を聞きながら、物事を順序立てて考え、書き、話すことができる。	●学科・専攻・コース別課題に対して、多角的な視点で物事を調べたり、情報を整理したりすることができるかを評価します。 ●学科・専攻・コース別課題で、自分の考えを論理的に書き、伝えることができるかを評価します。	●プレゼンテーション・面接で、自分の考えを論理的に話し、伝えることができるかを評価します。 ●面接で、質問されたことに対して的確に応答することができるかを評価します。
関心・意欲・態度	③異文化や異質な存在を謙虚に理解し尊重する態度を身につけようとする意欲を持っている。 ④日本文学・日本語・日本文化にかかわる様々な問題に対して深い関心を持っている。 ⑤学びを通して自己を研鑽し、地域や社会に積極的に関わっていこうとする意欲を持っている。 ⑥グループワークに積極的に参加する意欲を持っている。	●学科・専攻・コース別課題で、日本文学・日本語について、深い関心を持つことができるかを評価します。 ●学科・専攻・コース別課題を楽しみ、かつ積極的に取りくむことができるかを評価します。	●面接で、他者の意見に耳を傾けようとする意欲を持つことができるかを評価します。 ●プレゼンテーション・面接で、自分の考えを積極的に話し、伝えようとする意欲を持つことができるかを評価します。 ●面接において、その場にふさわしい受け答えができるかを評価します。

そして、「こんなあなたに学んでほしい」という名称で、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像も学科・専攻・コースごとに示している。日本文学科においては、以下のとおりである。

- 国語を中心とした日本文化に関連する科目で一定以上の学力を有し、読書経験が豊富である人
- 日本文学・日本語学・日本文化に関わる様々な問題に対して、深い関心と学びの意欲を持っている人
- 物事を順序立てて考え、その内容を話す・書くことによって伝えることができる人
- 学習の場における討議や活動に積極的に参加する意欲を持っている人
- 異文化を理解し、地域社会や国際社会に参加していく意欲を持っている人
- 国語科教員、日本語教師、学芸員など、日本文学・日本語学のエキスパートを目指す人

(学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。)

入学試験問題について、前述の出題委員によって作成された一般入試の試験問題と学校推薦型選抜の基礎確認テストは、出題範囲、設問、解答（選択肢）の3点について外部のチェックを受けている。また、試験当日の最終チェックと受験生からの質問に対応するため、試験科目毎に出題委員が別室で解答確認を行い待機している。出題委員の解答は、当該試験開始時間の30分前より行っており、誤植及び受験生からの質問に対応できるようにしている。

また、入試制度、学生募集・入試広報、入試問題の出題・作成及び採点、入試実施に関することを審議し、必要事項を処理するため、入試委員会を設置している。入試委員会は各学科に所属する教員から各1名、事務職員2名、及び執行部の副学長、学長補佐の17名で構成され上記事項を審議しており、事務担当部局は入試課である。なお、試験問題を作成する出題委員は学長指名により委嘱され、公正を期すため氏名は非公表である（根拠資料 5-10）。

(公正な入学者選抜の実施)

学部の入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、多様な特性を持った受験生に対しその特性を発揮できるよう次のとおり入試機会を提供している（根拠資料 5-11：【ウェブ】）。

- ・ 総合型選抜（根拠資料 5-12 【ウェブ】）
- ・ スポーツ特別入学試験（根拠資料 5-13）
- ・ 学校推薦型選抜（公募制）専願型、併願型（根拠資料 5-14 【ウェブ】）
- ・ 学校推薦型選抜 探究活動・課外活動型（根拠資料 5-15 【ウェブ】）
- ・ 自己推薦入学試験（根拠資料 5-16 【ウェブ】）
- ・ 宗門子弟特別入学試験 専願型・併願型（根拠資料 5-17 【ウェブ】）
- ・ 社会人入学者選抜試験（根拠資料 5-18 【ウェブ】）
- ・ 仏教学科社会人特別入学者選抜試験（根拠資料 5-19）
- ・ 大学入学共通テスト利用入学試験（根拠資料 5-20 【ウェブ】）
- ・ 一般入学試験（根拠資料 5-21 【ウェブ】）
- ・ 外国人留学生試験（根拠資料 5-22 【ウェブ】）
- ・ 編入学試験（根拠資料 5-23 【ウェブ】）
- ・ 地域戦略人材育成入学試験（根拠資料 5-24 【ウェブ】）

・ **総合型選抜**（根拠資料 5-12 【ウェブ】）

本学の総合型選抜は、AO入試として2000（平成12）年度より実施している。本学の総合型選抜は、受験生が自分の潜在的能力を発見し、その能力や資質をアピールするタイプの入試形態である。そして、本学の建学の理念、教育ビジョン、カリキュラムなどについて理解し、本学で学びたいという強い意欲と目的意識を持った受験生を対象としている。審査は、教職員で構成される入試委員に事務職員や各学科の教育職員を審査委員に任命し、全学体制で行っている。

総合型選抜では学力試験を課さないが、高等学校の全体の学習成績の状況を3.0以上と

し、一定の基礎学力を有することが必要であることを出願条件としている。また、入学準備学習の完遂を出願資格に加えていることも同様の趣旨による。

審査は2段階方式を採用しており、第1次審査、第2次審査を経て合格となる。第1次審査では、志望理由書とセルフポートレート、コース別課題、調査書による書類審査を行い、受験生のこれまでとこれからを確認し、同時に大学の学びに対する姿勢の確立も目的として出題している。第2次審査では、各学科・コースごとにそれぞれのAPに沿った審査を実施している。具体的にはグループディスカッション、小論文、面接、模擬授業及びレポート等で構成し、2段階合計の総合評価で合格者を決めている。最終的な合格は11月1日以降であり、11月から入学までの翌年3月まで課されるのが、入学準備学習である。大学教育を受ける際に必要な基礎学力や予備知識をつけるための課題が出され、提出された課題は教員によって添削指導した上で入学予定者にフィードバックされる。こうした取り組みを繰り返して入学することになる。

2019(令和元)年に実施した入試から、第1次審査の審査書類と審査体制の拡充を行った。総合型選抜の審査体制については、入試改革による多面的評価の本格導入が近づき、各大学にアドミッションオフィサー等専門スタッフの配置が推奨されている中、本学においても教員と職員の教職協働によって入学選抜を推進している。アドミッションオフィサーの重要性も高まっていく傾向にある。

その後も審査内容を見直して実施しているが、志願者総数が大きく変わらなかったことは、本学の強みであると言える。また、教職協働の審査体制を強化し、審査委員となった教職員から意見を聴取し、随時、改善を行っていることは、教職協働の実践としても良い取り組みである。

・スポーツ特別入学試験（根拠資料 5-13）

スポーツ特別入学試験は、スポーツセレクションを通過した者が受験できる試験である。セレクションの出願資格は、①～④である。

- ①本学を専願（第一志望）とする者。
- ②高等学校または中等教育学校を2024（令和6）年3月卒業見込みの者。
- ③最終学年1学期までの全体の学習成績の状況が3.0以上の者。
- ④高等学校在学中、スポーツ競技種目（剣道、柔道、卓球、空手道、野球、カヌー、弓道、カバディ）において、選手として優れた成績をあげ、入学後も学業と当該競技を両立する強い意志のある者（ただし、カバディについては移行可能な競技〔レスリング等〕も含む）。

セレクションの内容は実績調査書、高等学校調査書による書類審査とそれぞれ競技ごとに実技や面接を課すものとなっている。セレクションに合格した者のみがスポーツ特別入学試験を受験することができる。この試験では、本学へ入学する志望理由、及びスポーツと学業の両立についての考えを出願書類として課し、その書類審査と志望するコースによる面接試験によって審査が行われる。

本試験は、競技に偏った選抜とならないよう全体の学習成績の状況3.0以上を出願要件とし、志望するコースによる面接を課すことによって、競技と志望したコースでの学業をいかに両立するかを確認している。また、総合型選抜同様、入学準備学習を課している。

・**学校推薦型選抜**（根拠資料 5-14：【ウェブ】）

学校推薦型選抜は、次の条件の出願資格を全て満たす者としている。

- ①2024（令和6）年3月31日高等学校または中等教育学校卒業見込みの者。
- ②高等学校最終学年1学期（2期制の場合は前期）までの全体の学習成績の状況が3.0以上の者。
- ③本学の教育理念、学科・コースの専門的教育内容について十分理解し、本学への進学を強く志望する者。
- ④学力・人物ともに優秀であり、出身高等学校長の推薦書のある者。

試験は提出書類の審査の他、専願型で「小論文」と「面接」を行い、併願型で「基礎確認テスト」と「面接」を行っている。小論文は高等学校で学習した知識の範囲内で解答可能なレベルとし、基礎確認テストもそれに準じて国語（漢文を除く）、英語のマークシート方式によるテストを実施している。面接は、志望理由や学習目的、学習意欲の確認、能力、適性を測るために行うことを目的としている。これらは、高等学校における学習・生活の両面を学力のみによらず、総合的に評価する目的から実施されるものである。受験生にとっては出願に際して推薦書が必要であることから、担任教員等と事前に相談する必要がある、その分本学の理念・目的・教育目標等を理解している。また、面接については、本学の教育ビジョン、各コースの理念・教育内容の理解の浸透度を量ることができる。総合型選抜同様、全体の学習成績の状況3.0以上を出願要件としているが、基礎確認テストにおいても高校生としての国語と英語の基礎的な知識について問い、一定レベルの基礎力を測っている。

・**学校推薦型選抜 探究活動・課外活動型**（根拠資料 5-15：【ウェブ】）

学校推薦型選抜 探究活動・課外活動型入学試験は、探究活動や課外活動において優秀な成績を修め、入学後も本学での学業とそれらの活動を両立させていく強い意志を持った人を対象としている。

出願要件は下記①～④を全て満たし、かつ⑤のいずれかの項目に該当する者である。

- ①2024（令和6）年3月31日高等学校または中等教育学校卒業見込みの者。
- ②本学への進学を強く希望し、入学後も学業と探究活動・課外活動を両立させる強い意志を持つ者。
- ③高等学校最終学年1学期（2期制の場合は前期）までの全体の学習成績の状況が3.0以上の者。
- ④学力・人物共に優秀であり、出身高等学校長の推薦書のある者。
- ⑤探究活動・課外活動において優秀な成績あるいは顕著な活動を修めた者。

試験内容は、学校推薦型選抜 併願型と同様である。高校での探究活動で顕著な実績のある者や、スポーツ特別入学試験にない競技や文化活動に秀でた個性ある受験生のための入試である。課外活動や探究活動を本学入学後、学業と如何に両立し、活かす意志があるかを出願書類や面接で重点的に問うている。

・ **自己推薦入学試験**（根拠資料 5-16：【ウェブ】）

自己推薦入学試験は、2022（令和4）年度から導入した。各年度実施するごとに見直しを行い、2024（令和6）年度は総合型選抜の併願型と位置づけて募集を行った。

高等学校の推薦は必要とせず、本学で学びたい内容が定まっている受験生が自らを推薦、アピールする入学試験である。

出願要件は一般選抜と同じで、現役生だけでなく既卒生や大学入学資格試験合格者の出願も可とした。

試験内容は、事前課題「自己推薦書」「基礎確認テスト」「面接」で各100点の合計300点満点で判定する。

また、「面接」では「自己推薦書」を基にしたプレゼンテーションと、個別面接の2つを実施している。

・ **宗門子弟特別入学試験**（根拠資料 5-17：【ウェブ】）

宗門子弟特別入学試験は、出願資格として次の条件を全て満たす者としている。

- ① 本学設立宗派及び時宗の僧籍登録をしている徒弟で、将来僧侶として寺院を後継する明確な意志を持つ者。
- ② 仏教学科宗学コースを志望し、在学中に僧階を取得する者。
- ③ 高等学校または中等教育学校を卒業した者、または2024（令和6）年3月卒業見込の者。
- ④ 入学後の勉学に関して明確な意志と興味を持ち、それにふさわしい能力を備えた者。試験は、小論文、基礎確認テスト及び面接によって行われている。

・ **社会人入学者選抜試験**（根拠資料 5-18：【ウェブ】）

社会人入学者選抜試験は、2023（令和5）年度までは仏教学部仏教学科を除いて実施していたが、2024（令和6）年度からは全学科・コースで統一して実施した。出願要件は、

- ① 高等学校または中等教育学校を卒業した者で、2024（令和6）年4月1日現在、満23歳以上の者（文部科学大臣が行う大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験に合格した者を含む）。
- ② 社会人としての活動や経験を有し、相応の実績を持つとともに、大学において学ぶ意欲と問題意識及び具体的な学習計画を持つ者。

以上の2つである。

社会人としての活動や経験とは、必ずしも定職に就いているなどの職業経験には限らない。実社会の様々な分野における社会人としての諸活動を含む（家事従事者含む）、としている。試験内容は、公募制推薦入試と同様である。

・ **仏教学科社会人特別入学者選抜試験**（根拠資料 5-19）

仏教学科社会人特別入学者選抜試験は、2023（令和5）年までは社会人入学者選抜試験とは別に行っていた。出願要件は同様であるが、仏教学科に入学を希望する者を対象として実施していた。

・**大学入学共通テスト利用入学試験**（根拠資料 5-20：【ウェブ】）

大学入学共通テスト利用入学試験は、当該年度の大学入学共通テストを受験した成績をもって本学に出願できる入試形態であり、バランス良く学力を身につけた学生の確保を目的としたものである。

この入試では、必須科目を国語とする「国語プラス方式」と英語とする「英語プラス方式」、本学で実施する記述問題を必須とする「記述問題プラス方式」の3つのタイプを設定している。選択科目は高得点のものを判定に利用し、高得点1科目の「2科目型」、2科目の「3科目型」、更に数学を必須とした「4科目型」を設定している。（1番の高得点科目の2科目で合否判定を行う試験（国語プラス方式2科目型）と、国語とその他の科目の中から1・2番目の高得点科目の計3科目で合否判定を行う試験（国語プラス方式3科目型）、英語＋その他の科目の中から1番の高得点科目の2科目で合否判定を行う試験（英語プラス方式2科目型）と、英語＋その他の科目の中から1・2番目の高得点科目の計3科目で合否判定を行う試験（英語プラス方式3科目型）である。）

試験日程は前期・後期からなっており、国語プラス方式3科目型は全ての日程で行い、国語プラス方式4科目型、英語プラス方式4科目型と3科目型は前期のみ行っている。また、国語プラス方式2科目型と記述問題プラス方式は後期のみ実施している。

・**一般入学試験**（根拠資料 5-21：【ウェブ】）

一般入学試験については、国語、英語、選択科目〔地歴・公民（日本史、世界史、政治・経済）、数学から1科目選択〕の3科目を課す試験を行い、3科目で判定する3科目方式と、2科目で判定する2科目方式の入試を行っている。また、国語、英語、地歴・公民（日本史、世界史、政治・経済から1科目選択）、数学の4科目を課す試験を行い、4科目で判定する4科目方式の入試も行っている。2017（平成29）年度より英語外部試験のスコア利用を導入し、英検、GTECを中心として6種の外部試験のスコアを換算型で利用できるようにした。

試験日程は、2月1日から2日の前期2日間、2月中旬の中期1日、そして3月上旬の後期1日となっており、4科目方式は前期の2月2日のみ実施し、それ以外の日程は全て2科目方式と3科目方式となっている。また、2月1日、2日の2日間に限り、全国8都市の地方会場（仙台・水戸・宇都宮・高崎・横浜・千葉・静岡・新潟）において入学試験を実施し、地方志願者の経済的負担軽減に配慮している。【2024（令和6）年度実施】

※2023（令和5）年度までは、仙台・郡山・水戸・宇都宮・高崎・横浜・千葉・新潟の8会場であった。

・**外国人留学生試験**（根拠資料 5-22：【ウェブ】）

外国人留学生を受け入れるために行っているのが、外国人留学生試験である。出願の条件として、2024（令和6）年3月31日までに18歳に達し、次の①を満たし、②～④のいずれかに該当する者としている。

- ①日本学生支援機構が行う日本留学試験の日本語と総合科目を受験し、それぞれの科目で総点の6割以上を取得している者。
- ②外国人であって、外国において学校教育における12年の過程を修了し、その国において

大学入学資格を有する者（修了見込み、資格取得見込みの者を含む）。

- ③外国人であって、国際バカロレア資格、アビトゥア資格、バカロレア資格（フランス共和国）のいずれかを取得した者。
- ④外国において、大学入学までの通常の教育課程が12年未満の教育機関を修了した外国人で、文部科学大臣の指定する教育施設で我が国の大学に入学するための準備教育としての課程を修了している者、または修了見込みの者。

選抜は、小論文、及び面接によって行う。それらは、全て日本語で解答することを求めており、志願者の日本語能力、人物、学力を十分に判定できる環境となっている。なお、入学時の単位認定は行っていない。

・編入学試験（根拠資料 5-23：【ウェブ】）

編入学試験の出願資格は次のいずれかに該当する者である。

- ①4年制大学を卒業した者。
- ②4年制大学に2年以上在学（休学期間除く）し、62単位以上を取得した者。
- ③短期大学、高等専門学校を卒業した者。
- ④専修学校の専門課程を修了し、文部科学大臣の定めるところによる者（専門士の称号を有する者）。
- ⑤高等学校（中等教育学校の後期課程含む）の専攻科のうち、修業年限2年以上で文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者。ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。
- ⑥大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を取得した者あるいは取得見込の者。
- ⑦旧制の専門学校、高等学校高等科、大学予科、工業教員養成所、養護教諭養成所等の課程を卒業または修了した者。

選抜にあたっては、英語、小論文及び面接試験を課し、11月と2月に試験を実施している。なお、地域創生学科、公共政策学科、表現文化学科では募集を行っていない。

・地域戦略人材育成入学試験（根拠資料 5-24：【ウェブ】）

地域を良くしようと尽力している人たちと共に地域課題の発見や解決に取り組み、その過程で学びを深め、自分の将来を地域の将来と重ねて展望し、地域創生学科のシラバスを熟読し、その結果、東京で経済や経営に関わる学力を培い、必要に応じてビジネスに関わる実務能力も高めた上で、地方地域の活性化になくはない希少な人材として活躍する者を対象としている。大学進学後は、出身地以外の地域においても地域連携・学修活動を行い、在学中も学びのコミュニティの成長に貢献することを期待している。

募集活動で重要となる入学者選抜の特徴については以下の3点である。

- ①学校や地域において関わってきた探究活動やプロジェクト、地域創生に関連する必要な知識や情報を学習した方法、出願に至った経緯の3点を3000文字以内で記述する「志望理由書」
- ②大学とその先の将来を展望する「プレゼンテーション」
- ③学習習慣を維持する「大学入学共通テスト5教科7科目受験」

志望理由書では、自らが行った地域活動や取り組みに参加した際のコミュニケーション

力、大人に依頼をする交渉力などが判定できる。そして、活動で培ったコミュニケーション力を第二次審査のプレゼンテーションで発揮する。

書類審査については、志望理由書・高等学校調査書、根拠資料（任意）の提出を求めている。

面接・プレゼンテーションでは以下の基準で評価する。

- ①自己探究計画（大学での学びにおいて挑戦したいこと等）
- ②学問探究計画（探究したい問いや習得したい知識）
- ③価値創造計画（どのような地域社会の姿に貢献するか等）
- ④コミュニティ貢献計画（自身の貢献による学びのコミュニティの発展）

・大学院入学試験

大学院については、一般入試、スカラシップ入試、社会人入試、フェニックス社会人特別入試、社会人特別入試、専門職特別入試を10月と2月に実施している。フェニックス社会人特別入試は、満50歳以上の社会人を対象としており、スカラシップ入試、社会人入試も社会人を対象としている（根拠資料 5-25：【ウェブ】）。

以上のように本学の入学者選抜方式は、多様な人材を受け入れるための仕組みを用意していると言える。また、入試に関する志願者数・受験者数・合格者数情報は、出願締め切り後、試験実施後、合格発表後に適切に本学ホームページ上に公開し、またそのデータは、翌年発刊する入試ガイドにて、入試方式ごとに詳細に掲載している。また、一般入試については、所定の開示期間を設けて、不合格者に対して成績の開示を行っている（根拠資料 5-26：【ウェブ】）。

（入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。）

特別な配慮を必要とする志願者については、出願手順を明示し、出願の1カ月前までに事前相談をするよう募集要項に掲載している。事前相談では、学科担当教員、入試課、学生課、共通教育課、教務課の担当者が面談する。入学試験での特別な配慮の確認及び、入学後の支援体制等について説明を行っている。入学試験当日には必要な措置を講じている（根拠資料 5-27：【ウェブ】）。

なお、相談者の今後の出願の判断については、自分がこれから過ごす4年間の学業・学生生活が如何なるものかを理解することが重要であることから、学科所属教員とも面談を行い、学問領域や学位を修得するために行われる様々な事柄、本学の校地、校舎の状況、さらには学生支援の体制（現状）について情報を提供し、納得した上での出願に至るような配慮を行っている。

（すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。）

担当部局であるアドミッションセンターが学生募集の実施状況を検証し、事業計画を作成し、入試委員会で審議の後、総合政策会議等の学生募集体制の承認を得て、志願者等に対して情報提供を実施している。具体的には、次のとおりである。

- ①各種広告媒体を利用した入試広報
- ②対面広報の実施

- ・オープンキャンパス、入試相談会（根拠資料 5-28）
- ・進学相談会、校内ガイダンス（根拠資料 5-29【ウェブ】）
- ・高校訪問（根拠資料 5-30）
- ・高校教員対象進学懇談会（根拠資料 5-31）
- ・出張講義
- ・受験生応援スペース等を活用したキャンパス見学

各種媒体を利用した入試広報については、大学案内を始めとした紙媒体を作成し、希望者への送付・配布を行っている。またWEB広告、各種メディア（受験雑誌・サイト、新聞、雑誌、車内広告等）を利用した広報・広告を適宜展開している。

対面広報については多岐にわたる。まず、本学を舞台としたオープンキャンパスについて2023（令和5）年度は、6月、7月、8月、9月、12月、3月の計6回を実施し、7,723名の参加があった。プログラム内容は、大学ガイダンス、入試説明、各学科・コース説明会、授業体験、キャンパス見学ツアー、保護者向けガイダンス、個別相談等である。また、オープンキャンパスに参加できなかった方等を対象に「キャンパス見学」プログラムやZoom個別相談「大正コネクト」を実施した。

次に、業者主催の進学相談会については、関東地方を中心に北は北海道から西は静岡まで59会場へ出張し、計667名の相談を受けた。

高等学校の要請によって開催される校内ガイダンスについては、年間221回出張し、ガイダンスあるいは個別相談を各高校にて行った。高校訪問については、入試課職員を中心として、事務局全体に協力を要請して首都圏と近郊という2種類のエリア設定を行い、春期（5月～8月）、秋期（10月～12月）の2回の訪問を展開している。事務局全体の職員に対しては、入試アドバイザーと位置付け、進路指導担当教員に対して本学への理解を深めてもらうよう説明をするとともに、高等学校の情報収集を行った。この入試アドバイザー制度は、2006（平成18）年度より行っており、毎年できるだけメンバーは固定し、前年と同一の高等学校を訪問することを基本としており、高等学校との関係を保つよう配慮している。

さらに、高等学校教員や学習塾講師を対象とした進学懇談会（入試説明会）を毎年開催している。ここでは、本学の教育ビジョンや各学部学科の教育理念、カリキュラムの他、本学の最新動向を説明した上で個別相談を受け付けている。2023（令和5）年度は、48名の高等学校教員および7名の学習塾講師が来校した。

高等学校から依頼を受けて行う出張講義について、2023（令和5）年度は39校へ教員が出向き、各学科の系統別に高校2年次・3年次に対して模擬講義を行った。キャンパス見学の受け入れについては、受験生応援スペースを学内に設置し、夏期休業中も含め月曜日から土曜日まで随時受け入れを行っている。特に午後3時から5時までは入試学生スタッフ1名を配置し、アドミッションセンター職員とともに、来校者に対して大学の説明や質問への対応、さらにキャンパス見学ガイドを行っている。なお、入試学生スタッフは学内インターンシップという位置付けである。キャンパス見学ガイド等に関する能力を育成すべく、アドミッションセンターの職員や外部講師による研修を設定することで、入試学生スタッフの質が一定のレベルに保たれるようにしている。この他、高等学校単位でバス等を利用してのキャンパス見学は、21校656名であった。

その他の情報提供については、「大正大学受験生応援サイトココカラ」というホームページを別に設け、入試概要、出願・入試結果速報、過去の入試結果だけではなく、大正大学の学びの特徴、仏教学科特設ページ、地域創生学部特設ページ、学生生活の情報も提供している（根拠資料 5-32【ウェブ】）。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

＜評価の視点＞

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

（学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。）

本学は、学部、研究科の入学定員及び収容定員については、総合政策会議において審議し、教学運営協議会・代議員会・大学院委員会の議を経て理事会で決定しており、入学者数及び在籍学生数については、入試委員会及び入試課の報告の下、適切な管理に努めている。「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の施行を受けて、入学定員超過率の抑制に努めており、収容定員超過率を算出して管理している。上級生、収容定員数、収容定員、編入学定員編入学者、退学者数、留年者数を基礎として入学定員超過率の管理をしている（根拠資料 5-33）。

また、在籍学生については、学生課が在籍学生数を定期的に総合政策会議や代議員会等に報告し、収容定員に基づき適切に管理するよう努めている。

2024（令和6）年度の入学定員に対する入学者数比率については、大学全体で0.94倍となっており、各学部は、0.87倍から0.98倍となっている。

編入学定員に対する編入学生数比率については、2024（令和6）年度において、大学全体で0.71倍であり、文学部人文学科及び歴史学科が1.0倍、仏教学部仏教学科が0.84倍、文学部歴史学科が0倍、心理社会学部臨床心理学部及び人間科学科が0倍と全体的に低くなっている。

収容定員に対する在籍学生数比率については、2024（令和6）年5月1日現在において、大学全体で1.02倍となっており、適切な比率となっている。超過率が高い学科については、心理社会学部臨床心理学科で1.3倍であり、低い学科は社会共生物学部公共政策学科、社会福祉学科、仏教学部仏教学科の0.85倍、0.88倍、0.88倍である（大学基礎データ表2）。

収容定員に対する在籍学生数の過剰または未充足に関する対応については、総合政策会議及び常務理事会において審議を行い、収容定員数の見直しや学部学科の改組を検討する体制が整備されている。

修士課程・博士課程における収容定員に対する在籍学生数比率については、次のとおりである。2024（令和6）年5月1日現在の在籍学生数は152名であり、大学院全体で0.76倍である。修士課程については、0.84倍であり、博士課程については、0.58倍である。修士課程及び博士課程全体の定員を満たしていないが、人間学研究科臨床心理学専攻の定員充足率が1.03倍、修士課程の文学研究科宗教学専攻、史学専攻が1.20倍、1.0倍である。な

お、大学院の過去5年間の入学定員に対する平均比率については、修士課程が0.71倍、博士課程が0.54倍である（大学基礎データ表2）。入学者数は、2020（令和2）年度に比べて、修士課程は3名増加、博士課程は5名の増加となっている。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

（学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか）

学生の受け入れの適切性の点検・評価については、入学者選抜結果について総合政策会議に報告し、点検・評価を行っている。

TSRマネジメントシートにおける「優れた教育・研究」、3つのポリシーにおける取り組みにおいて、学部学科、研究科専攻ごとに点検・評価を行っており、教員間の意識の共有と次年度への改善が図られている。そして、TSRマネジメント報告会及び大学自己点検・評価委員会を通じて点検・評価結果を総合政策会議構成員が把握し、改善・向上に向けて検証を行う機会を設けている。

加えて、入学者の情報については、総合政策会議、教学運営協議会、代議員会、大学院委員会に全て報告されており、適切性について点検・評価を行っている。さらに、IRによる分析を含めた点検・評価については、データサミット（学内IR報告会）や教学IR推進部会ニューズレターにおいて報告・情報提供をしている（根拠資料 2-23）。

（点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか）

入学定員の超過については総合政策会議で審議しており、常務理事会及び理事会承認の下、定員の変更を適宜行っている。なお、社会共生学部、心理社会学部を2024（令和6）年度に改組して、人間科学科と社会福祉学科で構成される人間学部とし、心理社会学部臨床心理学科は臨床心理学部臨床心理学科に、社会共生学部公共政策学科は学問内容や教育方法の類似性から地域創生学部公共政策学科とした。その際に定員の見直しを行い、公共政策学科は入学定員数を30名削減し、定員超過率が高い表現学部の定員を30名増加した（根拠資料 5-34）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

入試委員会においては、入学者選抜における実施体制、審査体制、出題範囲だけではなく、オープンキャンパスプログラム、大学院相談会、各入試における小論文試験・面接試験の審査基準についての審議もあるため、総合型選抜入試に代表されるように学部・学科の求める人材像を強く反映できるため、一定の効果をもたらしている。また、受験上の配

慮を必要とする受験者の申し出に対して、学科、教務課、共通教育課、学生課、入試課と5つのセクションが合同して対応していることは、受験生の入学後の学習計画の点、受験にあたっての説明責任の点の2点から大きな効果がある。加えて、入学前教育についての説明も入試委員会で行う等、入学者の情報共有や多様な意見を反映できるように取り組んでいる。

地域戦略人材育成入試については、出願要件から家計基準や地域指定を外し、地域創生学科を志望する受験生を対象に継続して実施している。本入試は、現在、各大学が取り組んでいる入学試験での多面的評価への一つの答えともいえる入試制度である。本入試制度は、高校時代に挑戦した探究やプロジェクトを評価し、4年間の奨学金受給の機会もあり、入学後のプロジェクトの企画・実行を大学が支援する。さらに、大学教育を効果的に受ける上で必須となる学習習慣を身につけるため、大学共通テスト試験の所定科目の受験を義務付けている。現在、全国の高等学校では、地域連携教育と探究活動について積極的に検討・展開されている。本入試は、そのような高等学校の取り組みの成果にもつながる入試制度である。本入試をきっかけとして、高等学校での取り組みの経験を本学の地域戦略人材事業の教育内容等でさらに発展させ、学生が将来、各地域で活躍する姿を期待することができる。

課題は、入学定員を満たせない学科がでてきていることである。志願者・入学者・在学生・卒業生の情報等を共有・分析し、本学の価値を高めることを検討していく必要がある。さらに、高校生や高校教員向けのイベントを実施し、本学の理念や教育に共感するステークホルダーを増やしていく必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、「中期マスタープラン」に基づき、大学の現状を確認し、学生の受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を策定し、入学者選抜の妥当性、学生募集の現状について検討し、定員管理、高大接続などについて改革を図ってきた。2024(令和6)年度は、巣鴨近隣高校との教育共創、高校教員向けイベント、アントレプレナーシップ育成教育や探究教育の取り組みとの連動等を推進している。

学生の受け入れ方針に基づいた入学者の選抜体制については、学生の受け入れ方針を受験生が具体性をもって実感できるような形で表現することを構想し、それをホームページ等で広報している。大学全体の取り組みはもとより、学科ブログにおける授業紹介、出張講義、オープンキャンパスなどにおける直接的伝達を通じて、大学に進み、当該学部学科に進んだ場合にどのような学習が用意されているのかを知らせている。

2021(令和3)年には、高等学校と大学との「高大接続事業」を推進する新たな取り組み「高大接続パートナーシッププロジェクト」通称S-U.P.P(サップ)を立ち上げた。S-U.P.Pとは、スクール=ユニバーシティ・パートナー・プロジェクトの略称である。S-U.P.P設置の主旨は、高等学校と互いの教育上の課題やその改善策を共有し、共に教育実践を通じて共創する事である。設置当初は、探究学習の実施運営に資する動画の提供を行った。現在は、高等学校の探究プログラムを共に企画運営する取り組みを行っている。参加にあたっては、その理念に共感し共に教育実践を行う事とし、参加申込書を提出いただくのみの緩やかな連携とした。参加校は、初年度は43校であったが、2022(令和4)年度は52校、

2023（令和5）年度は56校、2024（令和6）年10月現在は、63校まで増加した。2023（令和5）年5月には規程を制定すると共に、2024（令和6）年4月には外部識者3名を客員研究員に任命し、委嘱した。毎年、参加校との教育懇話会を実施し、受入れ学生の就学状況の報告や教育課題の共有を行っている。2024（令和6）年11月には、『大正大学 S-U.P.P 主催「探究学習とアントレプレナーシップ教育をつなぐ」』というテーマで、学生や高校教員の発表、パネルディスカッション・質疑応答、グループディスカッション・事例共有を行った（根拠資料 5-35、5-36、5-37）。

近年、東京都内の高校では年内に進路を決定する傾向が強まっており、本学の入試戦略にも影響を及ぼしている。特に探究型の入試は、高校生の知的関心と合致しやすく、今後さらに特色ある取り組みを増やししながら、地道に教育改革を進めていく必要がある。本学の伝統的な学びと、社会の変化に対応する新しい取り組みを融合させ、教育理念に基づいた他大学との差別化を推進することが求められる。

また、他大学の動きや時代の変化を考慮しつつ、確実に入学者を獲得していく必要がある。そのためには、大学側の戦略だけでなく、学生自身が高校生に本学をどのように紹介しているのかにも注視し、在学生の口コミや地域実習での活動を活用していくことが重要である。実際に、在学生からは学力型よりも探究型の年内入試の方が適しているという意見も出ており、こうした声を参考にしながら、大学の方向性を決定することが望ましい。

また、受験生だけでなく保護者にも大正大学の魅力を伝えることが重要である。受験に全力を注ぐよりも、自分の関心のある分野に力を入れるタイプの学生に対応できる入試制度の整備が求められる。入学者選抜だけではなく、入学後の成長や就職までを見据えたストーリーを描き、受験生や保護者に対して大正大学の価値をしっかりと伝えていく必要がある。入試は単なる選抜の場ではなく、受験生にとっての経験や物語を提供する機会でもあるため、多様な選択肢を用意し、受験生が自ら選択できる環境を整えることが求められる。

大正大学にとって最適な入試の形を模索するにあたり、定員の充足を図るとともに、他大学に追随するか、独自の路線を取るかを慎重に判断する必要がある。年内入試へのシフトを進める一方で、急激な変更は高校教員の理解を得にくいという懸念もあり、十分な準備と周知を行いながら、段階的な移行を推進していく。

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
TSR シップ憲章	https://www.tais.ac.jp/common/doc/utility/recruit/teacher/TSR-ship-teacher.pdf
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部・学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
基幹教員数 本務教員数 教員配置図	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/teacher/kikankyouinsuu.pdf
備考：	

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

※基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、[専門職大学及び専門職学科]及び[専門職学位課程]表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。

注1：[全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

注3：「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	担当授業科目	備考	
仏教学部 仏教学科	専ら従事する教員	10	8以上	19	9	○		
	それ以外の教員		当該大学	2以下	0	0		
			当該大学以外		0	0		
人間学部 人間科学科	専ら従事する教員	10	8以上	12	8	○		
	それ以外の教員		当該大学	2以下	0	0		
			当該大学以外		0	0		
人間学部 社会福祉学科	専ら従事する教員	8	6以上	9	8	○		
	それ以外の教員		当該大学	2以下	0	0		
			当該大学以外		0	0		
臨床心理学部 臨床心理学科	専ら従事する教員	10	8以上	15	6	○		
	それ以外の教員		当該大学	2以下	0	0		
			当該大学以外		0	0		

文学部 人文学科	専ら従事する教員		6	5以上	12	7	○	
	それ以外の 教員	当該大学		1以下	0	0		
		当該大学以外			0	0		
文学部 日本文学科	専ら従事する教員		6	5以上	8	5	○	
	それ以外の 教員	当該大学		1以下	0	0		
		当該大学以外			0	0		
文学部 歴史学科	専ら従事する教員		8	6以上	16	9	○	
	それ以外の 教員	当該大学		2以下	0	0		
		当該大学以外			0	0		
表現学部 表現文化学科	専ら従事する教員		6	5以上	10	5	○	
	それ以外の 教員	当該大学		1以下	0	0		
		当該大学以外			0	0		
表現学部 メディア表現 学科	専ら従事する教員		8	6以上	9	4	○	
	それ以外の 教員	当該大学		2以下	0	0		
		当該大学以外			0	0		
地域創生学部 地域創生学科	専ら従事する教員		10	8以上	17	7	○	
	それ以外の 教員	当該大学		2以下	0	0		
		当該大学以外			0	0		
地域創生学部 公共政策学科	専ら従事する教員		10	8以上	17	10	○	
	それ以外の 教員	当該大学		2以下	1	0		
		当該大学以外			0	0		
大学全体の収容定員に応じ定める数			52		144	78		
学部総計			144					
根拠資料								

※関係法令：大学設置基準第10条

※数や割合を記載する欄は、○×ではなく、実際の数、割合を記載してください。

※下段の表は、下記の学部のみを使用する表です。それ以外は上段の表を用いてください。

①薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの

②教員養成に関する学部（ただし、「うち、みなし基幹教員数」欄については、非該当のためハイフン「-」とする）。

※「専ら従事する教員」欄は、専ら当該大学の教育研究に従事する者であり、かつ1の学部でのみ算入される教員を指します。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学」欄は、「専ら従事する教員」以外で、当該学部等で8単位以上の授業科目を担当する当該大学所属の教員を指します。複数の学部等で基幹教員に算入される者は、ここに含まれます。

※複数学部等で基幹教員に算入される者がいる場合、同時に基幹教員となっている学部等の名称とその数を備考欄に記載してください。

例) 2名の教員が法学部法学科でも基幹教員となっている場合：「法学部法学科：2名」と記載。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学以外」欄は、兼業やクロスアポイントメントなどのかたちで、複数の大学等において基幹教員となる者や、企業等に属しながら基幹教員となる者等が該当します。

※「担当授業科目」欄は、基幹教員の全てが主要授業科目又は8単位以上の授業科目を担当している場合にのみ○と記載してください。

[修士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導 教員数	研究指導補助 教員数	根拠となる資料
仏教学研究科仏教学専攻	19	9	11	5	大学基礎データ（表1）
人間学研究科社会福祉学専攻	10	9	5	4	
人間学研究科臨床心理学専攻	15	6	8	5	
人間学研究科人間科学専攻	12	8	7	3	
文学研究科宗教学専攻	13	6	9	2	
文学研究科史学専攻	16	9	9	3	
文学研究科国文学専攻	9	6	5	2	
備考：					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

[博士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導 教員数	研究指導補助 教員数	根拠となる資料
仏教学研究科仏教学専攻	13	9	11	2	大学基礎データ（表1）
人間学研究科福祉・臨床心理学専攻	21	16	13	8	
文学研究科宗教学専攻	8	6	6	2	
文学研究科史学専攻	6	6	6	0	
文学研究科国文学専攻	7	5	5	2	
備考：					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
大正大学学則第11条の2第4項	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/2019_grad-gakusoku.pdf
備考：	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

資料名称	URL・印刷物の名称
大正大学教員選考規程 大正大学教員任免規程 専任教員採用に関する内規	大正大学教員選考規程 大正大学教員任免規程 専任教員採用に関する内規
備考：	

第6章 教員・教員組織（本文）

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

（大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。）

本学学部の教員組織は、「大正大学学則」により、教授、准教授、講師、助教、特任教員、特命教員、任期制教員を置き、大学設置基準及び「大正大学学部・学科運営規程」に基づき、組織整備を行っている。また、大学として求める教員像については、「TSRシッブ憲章〈教員版〉」及び「大正大学教育職員倫理綱領」を定め、公募時・採用時に明示している。具体的には、以下を募集要項に定めている（根拠資料 6-1、6-2、6-3、6-4）。

- ・本学の建学の理念、学科の目指す教育・研究の理念・目標およびTSRシッブ憲章〈教員版〉を理解し実践すること。
 - ・教育改善および組織運営を実践すること。
 - ・他の教員と協調的な関係を築き、学科の内外と連携しながら学務に貢献すること。
 - ・学部イベント等の実践教育の運営に同僚教員と連携、協調し積極的に協力すること。
 - ・就職活動等への支援や適切な助言を行うこと。
 - ・本学の社会連携・地域活動に積極的に参画すること。
- ・**教員が担う責任の明確性。**

教員が担う責任の明確性については、「大正大学専任教員の勤務等に関する規程」に

明示しており、次のとおりである（根拠資料 6-5）。

- (1) 学生の教育（授業・研究指導・オフィスアワー等）及びそのための研究
- (2) 研究者としての専門領域における研究
- (3) 大学の運営に関する業務（役職・各種委員会・代議員会・教授会連合会・入試業務）
- (4) 社会貢献に関する業務
- (5) その他大学が命ずる業務

また、「大正大学教員役職規程」において、教員役職者の役割を次のとおり定めている（根拠資料 6-6）。

- ・ 学長は校務をつかさどり、教職員を統督するとともに、理事長が決定した本学の方針及び重要施策を教職員に周知徹底させ、重要施策を遂行する。
- ・ 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどるとともに、方針等を教職員に周知徹底させ、重要施策を遂行する。
- ・ 学部長・研究科長は、当該学部・研究科に関する事項を総轄するとともに、方針等に基づき、基本施策を遂行し、これを所属教員に周知徹底させ、学長を補佐する。
- ・ 学長補佐は、方針等に基づき、基本施策を遂行し、これを教職員に周知徹底させ、大学の運営を遂行するとともに、学長を補佐する。
- ・ **法令で必要とされる数の充足。**

2024（令和6）年5月1日現在の基幹教員数は教授78名、准教授36名、専任講師27名、助教3名の合計144名である。大学設置基準上の必要専任数144名を上回っており、法令で必要とされる教員数が充足されている（根拠資料 6-7）。

- ・ **科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。**

教員構成については、各学科からの申請及びヒアリングにより、教員人事採用計画を策定しており、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成としている（根拠資料 6-8）。

- ・ **各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。**

各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理については、「カリキュラム大綱」及び「カリキュラム編成方針」を定めており、次のとおりとしている（根拠資料 6-9、6-10）。

- ・ CP、DPに基づく科目の精査を通じて、各学科では第Ⅱ類科目の選択科目を中心に隔年開講化し、開講科目数ならびに開講科目の単位数を引き続き検討する。
- ・ 学内LMS（UR-note）の活用による授業運営の変革、教員の専門領域に基づく連携を前提とする授業開講方法の工夫、また、大学業務の分散と軽減により、専任教員の担当コマ数の削減化を図り、働き方改革につなげる。
- ・ 専門ゼミナール科目は、原則として1クラス当たり15名～25名程度の編成とし、専任教員が担当する
- ・ 卒業論文又は卒業研究等に必要不可欠な科目、諸資格を取得するために必要な科目以外は、教育財政資源の適正かつ有効な運用の観点から不開講とする。
- ・ 上記科目でも5名以下にならないように開講方法を計画する。
- ・ 5名以下があらかじめ想定される、再履修科目・旧カリキュラム科目については、オンライン手法の活用、新カリキュラム科目との同時開講、読替えを検討する。

- ・ 5名以下となる科目の開講は、教育財政資源の適正かつ有効な運用の観点から、カリキュラム運営委員会で規定コマ数と認められない場合もあるため、十分留意する。

以上のような方針の下、学科における各教員の担当授業科目を適切に把握・管理して、カリキュラム運営委員会においても、学長以下が把握・管理できるようにしている（根拠資料 6-11）。なお、「大正大学専任教員の勤務等に関する規程」において、「授業担当時間数は、1時間単位を45分として週あたり10時間の授業を担当しなければならない。」と定めており、特任教員は、「勤務日数及び授業担当日数は3日以上、週あたり授業時間数は6時間」としている（根拠資料 6-12）。

ただし、教員の個別の事情により、授業担当負担の配慮について、学部長から総合政策会議、教学運営協議会、代議員会に上程し、授業時間数の削減等をしている。また、「大正大学教員役職規程」においては、「専任教員が学長、副学長、学長補佐、学部長又は研究科長に選任された場合は、総合政策会議の議を経て第5条第6項及び第7項に定める責任授業時間を減免することができる。」と定めている。

加えて、学修支援センターに専任教員を配置し、さらにその中に科目統括の教員を置いている。第I類科目の各科目については、科目統括を中心に、授業内容の検討や運営方針の策定、講師会(FD)の実施等を行っている。本学の1・2年次の共通教育「第I類科目」は、学修支援センター長が総括し、学修支援センターが所管するものと規定されている。4カ年を1クールとし、学習・教育目標を検討する。各科目群の設定の趣旨及び受講学生数を勘案して第I類科目数は設定される（根拠資料 6-13）。

なお、授業運営は学修支援センター所属の専任教員が中心となっているが、学科所属の専任教員からもI類コーディネーターを選出し、学修支援センター専任教員とともに第I類科目の運営について検討する役割を担っている。I類コーディネーターは、センター長が推薦し、代議員会の議を経て学長が任命する。コーディネーターの任務は、第I類科目のカリキュラムに関する事項、第I類科目の教育目標や教育内容及び評価方法の設定運用に関する事項等である（根拠資料 6-14、6-15）。

そして、第I類科目の学習・教育目標の検討、科目数の確定、科目の改編、科目の中長期計画及び基本方針に関する事項に関しては、学修支援センターにおいて案を作成し、学修支援センター長、副センター長、トランジション教育チーム長及び各コーディネーターをもって構成される第I類コーディネーター会議にて確認する流れとなっている。

第I類科目に関しては、学修支援センターの事務を所管する総合学修支援部が教養教育の担当であり、科目の運用にあたって支援を行っている（根拠資料 6-16、6-17）。

・ 複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性

2024（令和6）年度において、複数学部の基幹教員を兼ねる教員はおらず、複数学部の基幹教員を兼ねる者の業務状況や教育効果については、今後検討が必要である。

大学院担当教員については、全て学部と兼担である。教員数は109名であり、大学院設置基準上必要な専任教員76名を上回っている。教員は、同一専攻内の博士課程前期（修士課程）と博士課程後期（博士課程）を兼担している（根拠資料 6-18）。

・学部担当教員の資格の明確化と適正な配置

教員の資格については、「大正大学教員選考規程」及び「大正大学大学院教員資格審査規程」に明示された基準に基づいて、教員資格審査委員会または大学院教員資格審査委員会により審査している。なお専任教員の任用にあつては、総合政策会議における方針の下、教員選考委員会により審議が行われ、教員の年齢構成と雇用のコントロールによる適切な配置としている（根拠資料 6-19、6-20）。

・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

「大正大学大学院教員資格審査規程」に研究科担当教員の資格を明確にし、大学院設置基準に基づき、適正な配置をしている。大学院教員ですでに有する資格と異なる資格を得ようとする者または学部教員で大学院教員になろうとする者は、所属研究科長または学部長を経て、教員の資格審査を希望の研究科に申し出ることができ、大学院教員資格審査委員会は、審査の結果を大学院委員会及び当該研究科委員会に報告し、承認を得ることができる（根拠資料 6-21）。

修士課程（博士前期課程）の講義を担当する教員については、修士課程（博士前期課程）の研究指導を担当する教員、博士後期課程の講義を担当する教員、博士後期課程の研究指導を担当する教員という区分ごとに研究上の業績及び経歴等に応じて資格を定めている。

・各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）

・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

各学位課程の目的に即した教員配置については、教員人事計画の下、専門分野に基づく教員数の配置を定めている。各学科において求められる教員については、大学としての方針の下、当該学科の採用方針を学部長・学科長と学長が審議して決定している。

大学全体の専任教員の年齢構成については、「大正大学専任職員定年規程」に定年を65歳と定めている。ただし、「教育職員の定年の特例に関する内規」に基づき、定年を延長することができる。年齢構成・男女比率については、年次進行による配置を把握しており、採用計画の参考としている。なお、2024（令和6）年5月1日現在の年齢構成については、70歳以上が1.3%、60歳～69歳が22%、50歳～59歳が34.2%、40歳～49歳が37.4%、30歳～39歳が5.2%とバランスのとれた年齢構成と言える。男性114名、女性41名であり、外国人教員は2名在籍している（根拠資料 6-22【ウェブ】、6-23）。

（クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。）

2024（令和6）年度において、クロスアポイントメントについて該当者はおらず、企業等の人材を基幹教員として雇用する場合には、対応が必要である。なお、「大正大学専任教員の勤務等に関する規程」において、「専任教員の他機関への応嘱については、学長の許可を得なければならない。学長は、職務遂行に支障がないと判断した場合には、その範囲内でこれを許可するものとする。」とし、他の教育機関への応嘱は、二つの教育機関まで、かつ60分以下を1時間、60分を超え120分以下を2時間として週あたり4時間までと定めており、人事課において、業務状況等を把握している。

（教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。）

「大正大学職員就業規則」において、「建学の精神に則り、この規則を遵守し、誠実に各々

その義務を履行し、本学設立の目的を達するよう努力しなければならない。社会並びに本学の直接的又は間接的利害関係者の満足度向上を図り、期待及び要望に応えるために、教育研究、地域・社会貢献及び大学運営に参画するよう努力しなければならない」と定めている（根拠資料 6-24）。

また、教員・職員の役割については、「大正大学専任教員の勤務等に関する規程」、「大正大学事務局職位規程」、「教員役職規程」、「大正大学助手・副手の職務に関する細則」、「大正大学コアチューター規程」を定めており、総合政策会議、教学運営協議会においては教員・職員の役職者が構成員となっている。また、教授会各種委員会、教学IR推進部会、教職支援オフィス、研究支援オフィス、内部監査室等の委員会・組織等においても同様である（根拠資料 6-25、6-26、6-27、6-28、6-29、6-30、6-31、6-32）。

（授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。）

指導補助者については、学則第11条の2第4項に「本学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。」と定めている。

第I類科目においては、チューター・SAが授業の補助を実施しており、チューターの定義としては、一人ひとりの学びと成長を支える総合的学修支援者として、学生が自律した学修者として成長するための支援を行うとしている。そして、役割については、教員の責任の下、授業内容に関する学修支援として、ワークの支援を行うと役割を取り決めている（根拠資料 6-33、6-34）。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

（教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。）

教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準については、「大正大学教員任免規程」、「大正大学教員選考規程」及び「専任教員採用に関する内規」に基づき、「教員採用計画」を定めている。教員人事については、採用・昇任とも大正大学人事委員会（理事長、副理事長、専務理事、常務理事、学長、副学長、事務局長及び副事務局長で構成）が決定した基本方針に則して、教員選考委員会（専務理事、学長、副学長、当該学部長、事務局長、副事務局長、経営マネジメント本部部長、当該学科長及び関連学科など学長が指名する教員）において候補者を決定し、教授連合会において選出される教員資格審査委員会（各学科に所属する専任教員から各1名で構成）による審査を行い、所定

の手続きの後、代議員会の議を経て学長が決定する（根拠資料 6-35、6-36、6-37、6-38）。

募集、採用、昇任等に関する基準及び手続きの設定についても、諸規程に定められている。また、採用の基準については、教員定数及び「教員採用計画」に基づき、学科ごとの基準を設けている。また、各学科はTSRセルフマネジメントシート（教員採用方針及び評価報告書）を学長等へ提出して、教員採用方針及び評価報告書をTSR「5つの社会的責任」の枠組みに基づき、「現状と課題を踏まえた学科像」・「必要とされる人材像」を事前に示し、その学科像・人材像に基づき、採用候補者に対する評価を行い、採用している（根拠資料 6-39、6-40）。

規程に沿った教員の募集、採用の実施については、総合政策会議において教員人事の方針を決定し、学長・副学長と学部長・学科長との教員人事に係る面談を行い、常務理事会、総合政策会議、教学運営協議会、代議員会に上程後、募集を行う。学長、副学長、当該学部長、事務局長、当該学科長及び関連学科からの教授または准教授をもって構成される教員選考委員会が審査を行い、各学科に所属する専任教員から構成される教員資格審査委員会の意見を聴取して候補者を決定し、総合政策会議、教学運営協議会、代議員会承認の下、採用している。なお、審査については、書類選考、面接及び模擬授業を行い、採用候補者を決定している（根拠資料 6-41、6-42）。

昇任については、「大正大学教員任免規程」に基づき、学部長から総合政策会議に推薦書類等が提出され、教員資格審査委員会の審査後、総合政策会議・教学運営協議会・代議員会の承認により、昇任が認められている。昇任対象者は、教員実績・活動計画シートを提出して、現在の職位になってからの実績・現状、および新しい職位になった場合の今後の計画として、①教育活動における本学への貢献、②研究活動における本学への貢献、③大学・学部・学科運営面における貢献、④社会・地域貢献活動における本学への貢献について、⑤現状・実績と今後の計画を書類において提出し、学長・副学長による面談も実施している（根拠資料 6-43、6-44）。

（年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。）

各学科の年齢構成や性別等の多様性については、採用時に「年齢構成、男女共同参画のバランス」を評価しており、著しい偏りが生じないように人事を行っている（根拠資料 6-45）。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

＜評価の視点＞

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

（教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。）

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みについては、FDを毎年度開催している。FDについては、大正大学内部質保証方針に則り、建学の理念、教育ビジョン、中期計画及び3つのポリシーに基づく教育活動の改善及び質の向上を図るため、各種施策の検討、提言及びその組織的運用を目的とするFD委員会を置き、推進している。2023（令和5）年度は13回、2024（令和6）年度は9回開催した。FD委員会は、副学長、学長補佐、教務部長、総合学修支援部長、その他学長が認めた者（2024（令和6）年度は学部長）で構成され、総合学修支援部が事務を担当している。また、委員長である副学長が指名する顧問（高等教育の専門家）を置き、顧問の意見を参考に、教職協働でFD計画とその具体的内容について検討している（根拠資料 6-46、6-47、6-48、6-49、6-50）。

計画については、総合政策会議及び教学運営協議会の承認を得て実施している。期間中の主なFDの実施内容は次のとおりである。

①「カリキュラム・アセスメントチェックリストを活用した自己評価報告会」

DPとの関連において、学科のカリキュラムを各学科が振り返り、改善するPDCAを促すため、「カリキュラム・アセスメントチェックリスト（以下CACL）の作成」、「作成したCACLによる自己評価の実施」、「実施した自己評価の内容を学科間で相互評価する、『CACLを活用した自己評価報告会』の開催」をFD委員会主導で実施している。2015（平成27）年から開始し、2024（令和6）年で10回目になるが、カリキュラムを評価・改善する年間の流れとして定着している（根拠資料 6-51、6-52）。

自己評価報告会については、他学科からの意見を聞くことでより気づきを得て、改善に結びつくことをねらいとしている。2023（令和5）年度と2024（令和6）年度については、自己評価報告会に高校教員を招待した。高校からの意見をいただくことで、さらに多様な視点でカリキュラムを見直すことができた（根拠資料 6-53、6-54）。

②全学FD

大正大学では年に2回、授業を担当する全専任教員を対象とした全学FDセミナーを実施しており、毎回90%以上が参加している。テーマは年度ごとに学長の意向を踏まえ、

FD委員が決定している。2023（令和5）年度・2024（令和6）年度の全学FDセミナーのテーマは次のとおりである（根拠資料 6-55、6-56、6-57、6-58）。

2023（令和5）年度：

- （1）「教育におけるChatGPT（生成系AI）の影響について－活用可能性とその留意点－」
- （2）「建学の精神に基づく新しい学力観『4つの人』となるための10の力の育成方法」

2024（令和6）年度：

- （1）「自律的な学修者をいかに育成するか－自己調整学習の観点から－」
- （2）「学生の自主学習を促す効果的なオンデマンド授業の設計」

各回ともにプログラムにはグループワークを取り入れ、他学科を含めた他の教員との意見交換により理解を深め、同時に満足度を高める工夫を行っている。また更に、実施後に全学FDの実施内容を踏まえた学科FDを開催するような建付けにしており、各教員がより自分や学科の状況に照らして考えるような工夫も行っている。

③初任者教員FD

2016（平成28）年度に新任教員FDプログラムを整備し、新任教員FDとして再構築した。年間35時間の体系的なFDプログラムとなっており、1年後の修了時には修了証を授与している。1年間のカリキュラムは、まず採用前の事前研修にて大正大学の概要や体制、大正大学のFD、授業デザインや教授法、評価法などを2日間にかけて実施する。年間では、大正大学の学生の特徴、学生支援や入試・募集、就職活動支援といった大正大学の専任教員として必要な知識や状況把握に加え、学科・コースの他教員や新任教員同士の授業見学といった授業改善に資する内容も実施している。1年後の最終研修は振り返りとともに新任教員の事前研修と合同で行うことで、次年度の新任教員へのメンター機能を加えている（根拠資料 6-59、6-60）。

④役職者FD

2023（令和5）年度・2024（令和6）年度に実施された役職の交代に伴い、各役職で求められる役割を理解し、円滑に遂行していただくため、新たに就任した役職者を対象とした以下のFDを実施した。2023（令和5）年11月に学部長、研究科長、学長補佐に対し、「学長・副学長からの役割の確認とミッションの提示」「（ミッションの遂行上必要な知識やスキル）価値創造マネジメントについて」、2024（令和6）年4月は学科長、教務主任に対し、「大正大学の教育・研究の理念」、「学科長・教務主任等の役割」、「学科3つのポリシーの更新依頼」を実施した（根拠資料 6-61）。

⑤科目FD

第I類科目は全学部共通科目となっており、同名称の科目は基本的にシラバスが同じであるため、各科目年1回以上講師会を実施し、科目の意義・到達目標・授業のポイント・評価法・近年の学生の傾向等について担当教員の認識共有を図り、質の担保を保っている。特にデータサイエンスは各クラスのスキルに差が出ることを防ぐため、学期前の研修に加えて、授業期間中は週1回講師会を実施し、具体的な指導内容の共有を図っている。2020（令和2）年度以降は、Microsoft Teamsや学内LMS（UR-note）の活用により、教材の共有や情報共有が速やかかつ確実に行われている。また、講師会もzoomを使用した実施が中心である（根拠資料 6-62）。

⑤学科・専攻FD

学科・専攻ごとにおいても、学科会議・専攻会議内外でFDを実施しており、教育方法の改善等が行われている。FD補助費として大学からの財政的支援も実施している（根拠資料 6-63）。

（教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。）

教員の研究活動については、個人研究費だけではなく、採択制の学術研究助成金を設けて特色ある研究活動を支援している。また、学術委員会が毎年度、学内学術発表会を開催しており、複数の学科の教員が研究成果を発表している（根拠資料 6-64、6-65）。

さらに、大正大学研究紀要の発行やサバティカル研修の実施等を行い、研究活動の活性化や資質向上を図っている。加えて、大正大学学術研究助成金又は科学研究費助成事業等公的資金による、研究成果及び論文等について刊行し、かつ市販するもので、学術的価値が高いもの、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすことが期待されるものに対する出版助成をしている（根拠資料 6-66、6-67）。

その他、本学を会場として開催される学会については、学術団体登録を総合政策会議において行い、開催を認めている。なお、各学科において、「大正大学宗教学会」、「大正大学史學會」、「大正大学社会福祉学会」、「大正大学公共政策学会」等の団体を設立し、教員や大学院生の発表の場を設けている（根拠資料 6-68【ウェブ】、6-69【ウェブ】、6-70【ウェブ】、6-71【ウェブ】）。

社会貢献等の諸活動については、採用や昇任の際に「教育・研究を通じての社会・地域・コミュニティへの貢献」を評価している。また、地域構想研究所では、学部・学科を超え、各研究プロジェクトの最新のとりくみや成果などを発表し、研究者が新しい知識を得るとともに研究者同士の理解を深め、新しい研究に繋がる新たな発想やアイデアを生み出す研究会・発表会を開催している。2024（令和6）年度からは、新たな取り組みとして連携自治体などに研究会等を公開することで、地域の発展に寄与している（根拠資料 6-72）。

（大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。）

本学では、教員の教育・研究業績を「知のナビゲーター」及び「research map」に収集し、公開している。教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価については、「大正大学教員任免規程」及び「大正大学教員選考規程」に基づき、教育活動、研究活動、社会活動等を評価し、昇任に活用している。昇任は、総合政策会議の審議により、学長が行い、提出書類については、学部長・学科長が作成する昇任人事推薦書、履歴書・教育研究業績書、教員実績・活動計画シート、最近5年の研究業績確認票である（根拠資料 6-73、6-74）。**（教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか）**

指導補助者については、第I類科目において、チューター・SA等が授業の補助を実施している。チューターは採用前に「チューター育成プログラム」を受講し、採用後も授業運営等に関する研修を実施している。「チューター育成プログラム」については、大正大学のチュートリアル教育と高等教育の現状、学修支援の方法・内容、学生対応、グループ支援、個人支援などの学修支援の実践と授業サポートを行う上でのスキル確認等を実施し

ており、授業の運営を適切に行うことができるようにチューターの知識・技能等の向上を図っている。SAについてもデータサイエンスに関する授業運営の研修を実施している（根拠資料 6-75、6-76、6-77、6-78）。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

（教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。）

教員組織に関わる事項についての点検・評価については、TSR「優れた教育・研究」及び「TSRによる大学運営」の項目において学部、研究科、学科、専攻単位での自己点検・評価活動を行っており、教員間の意識の共有と次年度への改善が図られている。現状や成果が上がっている取り組みや課題を適切に把握して、TSRマネジメント報告会及び教授会連合会において報告をしている。

（点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。）

第一に、TSRマネジメントシートにおける「TSRに基づく大学運営」において点検・評価をしており、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組んでいる。運営に関する事項について、学科単位ではなく、学部連絡会を開催している学部もあり、改善・向上を図っている。

第二に、毎年度総合政策会議において、各学科・センターの教員の配置を決定しており、大学設置基準や教育研究活動の現状に合わせた教員配置や組織になるように改善・向上に取り組んでいる（根拠資料 6-75）。

第三に、FD委員会が年間計画に基づいて実施しているFDに関しては、アンケートを取り、FD委員会にて振り返り、次回以降の企画に活かしている。また総合政策会議、教学運営協議会でもアンケート内容の報告を行っている（根拠資料 6-76）。

以上の取り組みにより、点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・取り組みを推進している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

FDの長所については、FD委員会を主体として、FD委員と事務所管である総合学修支援部との教職協働での実施が機能しており、企画⇒実施⇒振り返り⇒改善のPDCAが行われ、質が担保できている点と考える。また、各学科の協力のもと、CAACLを活用した自己評価も毎年実施できていること、全学FDセミナーの教員の出席率も90%を超え、事後の学科FDの提出も100%であることなど、FDの実施について学内の理解と浸透が図られて

いることも長所として挙げられる。

初年次共通教育の運営については、第Ⅰ類科目に専任教員を配置し、専門の組織体制を整えたことで、第Ⅰ類科目の授業内容や運営体制について、課題の把握がしやすくなり、きめ細やかで迅速な改善を継続的に行うことが可能となった。第Ⅰ類科目FD（講師会）の実施やICTを利用した情報共有についても、学修支援センターの科目統括教員が年間を通して対応している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

教員数及び教員組織については、適切な人数、組織、制度を設けている。学科運営を中心とする連携体制が整備されており、教育研究活動の推進が図られている。学科運営だけではなく、大学全体を包括する会議体も整備されており、総合政策会議が学部・研究科の支援や体制整備を図っている。

大学設置基準改正による基幹教員制度については、「大正大学学部・学科運営規程」や学則を改正する等の対応を実施したが、複数の学部を兼ねる者やクロスアポイントメント制度等について今後検討していく必要がある。また、指導補助者についても学則に定めており、学修支援センター内において、教員と指導補助者の役割分担を取り決めている。授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割については、知識集約型社会を支える人材育成事業採択校連絡会において、「多様な学びのための学修支援実務者ガイドライン」の策定に協力をして、具体的な役割・内容・方法等も明文化している。学内においても更なる周知や明文化をしていくことが求められる（根拠資料 6-78、6-79【ウェブ】）。

教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みについては、FD委員会が実施する全教員を対象とする全学FDだけではなく、各学科のFDや授業科目内のFDも積極的に実施している。各学科のFDについては、学科運営についての研修会だけではなく、外部講師を招いての教育能力の向上を目的とした研修会も実施しており、FD補助費としての支援も実施している。授業科目内のFDについては、探究科目講師会、データサイエンス科目講師会という名称で開催し、非常勤講師やチューターも含めた各事業の実施報告と振り返り、次年度教育への改善点の整理を実施している。また、アントレプレナーシップ育成教育についても、地域戦略人材育成のための方針等を教員間に共有し、計画に対する進捗状況の確認をするためのFDを、半期に一度実施している。全教員が良質な教育を展開する意欲をもってFDに出席し、学修成果の確認を行い、授業改善に取り組んでいる。さらに、アントレプレナーシップ育成教育の中で育成すべき資質と能力を定め、どの科目のどの授業においてもシラバスに掲載することとしている。加えて、シラバスの勉強会として、教育効果があるシラバスかどうか議論・検討するFDも実施している（根拠資料 6-80、6-81）。

これらの取り組みにより、教員間でのPDCAサイクルが定着し、継続的な授業改善の取り組みが軌道に乗り、学生の授業評価も初年度と比較して向上している。加えて、高校教員の参画やFD活動に関する意見を聴取するため顧問を置く等充実した取り組みを実施していると言える。

第7章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
TSR「5つの社会的責任」 充実した学生生活	https://www.tais.ac.jp/guide/outline/management_vision/
備考：	

第7章 学生支援（本文）

1. 現状分析

基準7 学生支援

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的な人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的な人権の保障を図る取り組みを行っているか。

(学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。)

学生支援体制の整備として、事務組織に教務部、学生支援部、総合学修支援部、キャリアセンターを設置し、学生の修学支援、生活支援、課外活動支援、キャリア支援等を実施している。事務組織以外の組織としては、学修支援センターDAC、キャリアセンター会議、学生生活委員会、国際交流委員会、障がい学生支援部会、ハラスメント防止部会（修学）、課外活動運営委員会、保健室、学生相談室を設置し、教職協働や専門家の知見を活かした取り組みを実施している（根拠資料 7-1、7-2、7-3、7-4、7-5、7-6、7-7、7-8【ウェブ】、7-9【ウェブ】、7-10）。

(各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。)

以下の専門的な知識・能力を有する教職員を配置して、学生支援にあたっている。

- ①キャンパスソーシャルワーカーの配置：メンタル不調や障がい特性により授業履修配慮が必要な学生対応を学生課職員が行っていたが、専門性が必要な相談が増え、学生のニーズに応えるための対応が必要となったことから、2021（令和3）年6月1日に1名体制で社会福祉士・精神保健福祉士有資格者によるキャンパスソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を導入した。コロナ禍でのオンライン授業から対面授業になったことやCSWの制度が浸透したことにより、相談学生が増えたため、2023（令和5）年4月1日から2名体制となった。CSW体制の充実をはかりつつ、学生課職員との連携と棲み分けを明確にし、業務負担軽減に取り組んでいる。なお、学生相談室とCSWともに相談件数は増加しており、学科事務室や学修支援センターDACのコアチューターと情報共有を行い、相互連携により、要支援学生の把握や対応を円滑に実施している（根拠資料 7-11、7-12、7-13）。
- ②学生相談室：学生からのさまざまな相談に、相談員3名で対応している。コロナ禍明けの対面授業再開以降相談件数が急増しているため、初回面談時にトリアージを行わざるを得ない状況になっている（根拠資料 7-14）。
- ③学生生活支援機構の発足：2024（令和6）年4月から生活支援・健康管理センターが発足し、学生相談室・保健室・CSWの連携がさらに強化されることとなった。学生対応ケースの共有のほか「ひとりじゃないよカード」の作成を行った。「ひとりじゃないよカード」については、学科窓口や掲示板等に設置・配布した。学生が相談しやすい窓口の周知につながっている（根拠資料 7-15、7-16）。

キャリア支援については、キャリアアドバイザー有資格者および、企業での経験豊かな相談員による個別相談・指導を実施している。また、客員教授を招聘し、①本学のキャリア形成支援のあり方について全体的な知見の提供・相談、②学生の可能性を高める場づくり、③教職員が活動の知見を整える場づくり、④キャリアセンター施策に関する人材の紹介を月1回3時間の研修という形で実施している（根拠資料 7-17）。

2024（令和6）年度については、次年度のキャリア支援方針や目標、それらに沿った実施イベントの計画作成を進めた。

(学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。)

学生支援に関する情報については、学生ポータルサイト「T-Po」を活用し適宜周知している。また、学生手帳を大学ホームページ上で公開している。ダウンロードして保存でき、かつ、キーワード検索もできるため、修学支援、キャリア支援、奨学・奨励制度、健康管理、ハラスメント防止、課外活動支援等の情報を、必要な時にすぐに確認できる。

さらに、2023（令和5）年度からチャットボットを導入し、学生の質問にタイムリーに回答する仕組みを構築した（根拠資料 7-18、7-19）。

【修学支援（学習面）】

（学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等））。

前期共通教育科目である第Ⅰ類科目「人間の探究」「社会の探究」「自然の探究」「データサイエンス」「リーダーシップⅠ」に関しては、2020（令和2）年度より学修支援専門の職員としてコアチューター、授業内支援としてクラスチューターを採用し、学修支援を実施している（根拠資料 7-20）。

各科目の授業は、教員1～2名とチューター数名によるチームティーチングにて実施しており、チューターは毎回授業教室に入り、グループワークや個人ワークのサポートを行っている。また、データサイエンスにはクラス内の習得度になるべく差がつかないように、チューターに加えてSAも配置し、きめ細かな対応を行っている。具体的なサポートの例は次のとおりである。

- ①グループワーク支援：第Ⅰ類科目では各科目でグループワークを多く実施しているが、授業内のグループワークが効果的に実施されるように、チューターが教員とともに巡回し、支援を行っている。また、各チューターが授業内で適切な動きができるようにマニュアルを作り対応を促している（根拠資料 7-21）。
- ②「自然の探究」のレポート支援：レポートライティングを扱う「自然の探究」では、授業内の個人ワークでの支援を行っている。また、2クォーターと4クォーターで課される課題のサポートとして、授業外で「レポート相談」のイベントを実施しており、参加者から好評を得ている（根拠資料 7-22）。
- ③データサイエンスの授業内においては、チューター・SAが役割に応じて、個別対応、出席管理などの対応を行っている。また、授業で小テストを実施する前に、授業外で成績不良者や希望者に対して補習を実施している。対象者はデータサイエンスラーニングコモンズに出向き、チューターやSAによる個別指導を受けている（根拠資料 7-23）。

学修支援センターと図書館が共同で実施している学修支援については、「学びのコミュニティ」という学びに関するイベントがある。学修支援センターが主催するイベントについては、Ⅰ類科目（探究科目）の授業内容と紐づき、探究科目の到達目標達成の補助となるような内容としている。2024（令和6）年度は、上記のレポート相談の他、パワーポイント作成、リフレクションの書き方などを実施した（根拠資料 7-24、7-25）。

施設・設備体制としては、授業外の支援の場として、8号館1階、7号館2階にラーニングコモンズを設置し、どの学生でも使用したいときに使用できる環境を整えている。更に以下を設置し、相談できる体制も整えている（根拠資料 7-26、7-27）。

- ①学修相談コーナー（8号館1階）：主にⅠ類科目に関する相談を受け付けている（根拠資料 7-28）。

②データサイエンスラーニングコモンズ（7号館2階）：データサイエンス授業の補習、質問事項の対応に加え、PC関連の疑問についても対応している（根拠資料 7-29）。

なお、8号館3階図書館にも学修の場として、グループ学修室や、自由に使用できる学修用ディスプレイ等を設けている（根拠資料 7-30）。

（障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する学修支援を行っているか。）

合理的配慮理解の共有については、2024（令和6）年4月に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者に合理的な配慮を提供することが義務付けられたことを踏まえ、2023（令和5）年5月に「授業における配慮願いの受け止め方」の策定・検討を行い、7月に確定し、全教員へ周知を行った。また、学生の特性により、配慮願いの受け渡しに違いがあるため、配慮願い受け渡しのフロー事例を作成し全教員に周知した（根拠資料 7-31）。

障がい学生支援研修会の実施については、学生生活委員会において、全教職員を対象として、障がい学生支援にかかる講演会を適宜開催している。2023（令和5）年度は、9月13日（水）に実施した。テーマは、『障害者差別解消法における「合理的配慮」について』であり、建設的対話や要配慮・要支援の捉え方、事例について学んだ（根拠資料 7-32）。

また、以下の取り組みを実施している。①聴覚障がい者支援：ノートテイク募集を行い、ノートテイク講習会を実施、②視覚障がい者支援：文字の拡大資料の配慮を実施、③肢体障がい者支援：授業教室の配慮、④発達・精神障がい者支援：CSWと学生相談室が連携しながら、学修支援を行っている（根拠資料 7-33）。

（学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。）

学習の継続に困難を抱える学生については、留年者、復学者、成績不振学生（当該学期GPA1.0未満の者及び2学期連続GPA1.0未満の者）等を、学期ごとに学修支援ガイダンスという個別相談において対応している（根拠資料 7-34）。

また、過去5年分の休学・退学の分析（全体数の集計、学科別人数と事由別集計等）を行い、学生生活委員会等の諸会議で報告・協議をして対策を実施している（根拠資料 7-35）。分析の結果、休学後復学してもその後退学してしまう学生が1・2年生で複数見られるため、2023（令和5）年秋学期から、復学した1年生と2年生に対して、各学科の学生生活委員会を中心に復学後1か月面談を実施している（根拠資料 7-36）。

（遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。

ICT機器の準備や通信環境確保等については、必携とするように入学時に案内・通知をしている。主な使用用途や推奨する仕様・機能についても事前に説明し、学生間に格差が生じないように努めている。ICT機器については、ラーニングコモンズや学科閲覧室でも、PCが利用できるように整備をしている上、Wi-Fi環境も整備しており、学生間に格差が生じないように通信環境等を確保している（根拠資料 7-37、7-38）。

（ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対

応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

ICTを利用した遠隔授業については、学生からの相談に速やかに応じることや、学生の意見交換の機会を確保することが必要であることを全教員にシラバス依頼の際に周知している。教員に連絡や質問をするための手段として、授業開始後に履修者へ「UR-note」(LMS (UR-note)) のメッセージで案内を通知することや、意見交換の場として掲示板を作成し、テーマに沿って意見や質問などを投稿し、議論する場として活用することを明記している（根拠資料 7-39、7-40）。

【修学支援（経済面）】

- ・ **学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。**

学内奨学金として、学生に対する経済的支援を次のとおり実施している。入学試験選抜奨学制度、人材育成奨学金（前年度等で卓越した成績を取めた学生対象）、課外活動奨励制度、ガモール奨学制度（本学の魅力発信に貢献する学生対象）、研究者育成奨学制度（大学院生対象）、外国人留学生奨学制度、海外留学奨学・奨励制度、地域戦略人材育成奨励制度（アントレプレナーシップ人材育成プログラム履修生対象）、古本募金奨学金（卒業論文・卒業制作をする4年生対象）がある（根拠資料 7-41、7-42、7-43、7-44、7-45、7-46、7-47、7-48、7-49）。その他の経済的支援制度として、授業料等特別減免（家計困窮学生対象）、私費外国人留学生授業料減免がある（根拠資料 7-50）。

学外奨学金について、2024（令和6）年12月17日現在の日本学生支援機構奨学金制度利用者は制度別に次の通りである。高等教育修学支援新制度553名、貸与奨学金1種（無利息）624名、貸与奨学金2種（利息あり）881名である。重複者もいるが、合計で2,058名となり、学部生（10月1日現在4,575名）の45%が利用している計算である。なお、公共団体や民間企業の奨学金は年間10名程度の利用である（根拠資料 7-51、7-52）。

【生活支援】

- ・ **学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。**
- 学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談については、前述したように、学生相談室・保健室・CSWを配置して、学生の実態に応じて指導相談を行っている。
- ・ **学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。**

学生の孤立化を防ぐ措置においては、2024（令和6）年4月に全学科で新入生コミュニケーションワークショップとして、人間関係構築につながる措置を実施している。その他、学びのコミュニティ、すかもプロジェクト、学科独自の行事、学外のイベント等の案内を学生に配信している（根拠資料 7-53、7-54、7-55）。

なお、ICTを利用した遠隔授業を行う場合は、学内LMS（UR-note）において、掲示板機能を通じて学生間・学生教員間の交流機会の確保を行っている（根拠資料 7-56）。

【進路支援】

（各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支

援等の進路支援を行っているか。)

本学の就職支援組織は、2023（令和5）年度よりキャリアセンターを設置し、本学に学ぶ学生が、よりよい社会を形成する人材として社会で活躍できる人材（地域戦略人材）に至るよう、大学の取り組みを踏まえ、入学時から卒業後までを見通したキャリア形成支援を行うことを目的として、その目標を就職支援からキャリア形成支援に再設定し、統合的に再組織化された（根拠資料 7-57）。

キャリアセンターでは、主に、低学年を含む資格講座及び3年次に対するキャリア支援プログラムを開講し、就職に関する個別相談体制も充実させ、就職に関して悩みを持つ学生のワンストップサービスを実現している（根拠資料 7-58）。

そして、キャリアセンターでは、学科コースに即した就職支援を実現するために、教員と職員のそれぞれを就職の学科コース担当者として配置し、教職協働で支援にあたる体制を整備している。なお、教員役職者として副学長をキャリア支援担当としている（根拠資料 7-59）。

また、学生の就職に関する多様な悩みに対応するために個別相談制度を設け、個別相談ブースにおいて1回40分の個別相談を実施している。相談員は、キャリアコンサルタントの有資格者や企業の人事採用担当経験者から構成されており、常時3ブース体制とし、繁忙期には5ブース体制をとり、さらに職員も相談に対応する体制を敷いている。原則として事前予約制で支援を行っている（根拠資料 7-60）。

2024（令和6）年度のキャリアセンターの利用者は延べ3,728人で、1年生4人、2年生33人、3年生1,679人、4年生2,006人であり、4年生が全体の53.8%、3年生が45%であった。利用者実数としては、3年生761人、4年生411人で、就職希望学生の約半数が1回は個別相談を利用している（根拠資料 7-61）。

全員面談を除いた個別の相談内容については、履歴書やエントリーシート（ES）の添削が1,548件と一番多かった。次いで、自己分析が1,519件、面接指導が1,354件であった（根拠資料 7-62）。

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

毎年3月の新年度ガイダンス実施期間内に、学年ごとに進路・就職ガイダンスを実施している。特に、3年次はガイダンスにおいて就職への意識づけを行うとともに、4月からの就職支援講座への参加を促し、キャリアセンターで実施される「3年次全員面談」への誘導を実施している（根拠資料 7-63）。

これらの講座に加えて、学生に事前に案内するガイダンスも実施しており、合わせて32種、142回実施、延べ11,411人の学生が出席している。

・キャリア支援プログラムの実施

キャリアセンターでは、支援プログラムとして、「キャリア支援講座」、「資格講座」の2種類の講座を実施。業界研究会や会社訪問ツアー、大学枠インターンシップなどのプログラムや、「キャリア探究」の授業を運営しており、3年生への支援講座の充実をはじめ、低学年から就職を見据えた準備ができるよう配慮している（根拠資料 7-64）。

・キャリア教育

1年次「人間の探究Ⅰ～Ⅲ」2年次「リーダーシップⅠ～Ⅲ」を全学必修とし、入学後2年間の早い段階でキャリアを意識づけるカリキュラムとした。これらの科目では、学内

LMS (UR-note) に「修学カルテ (学びと成長の記録)」を構築し、「人間の探究」で自己分析、大学での学びの計画、進路を見据えた未来計画を、「リーダーシップ」では目指すリーダー像、自己理解・行動計画、進路研究・業界研究について、段階的に考えさせ、記入するようになっており、記入した内容をその後の就職活動に活用できるようにしている。授業内で段階的に記載していく仕組みを作り、低学年の早い段階から長期間かけて将来について考えさせる授業を展開している (根拠資料 7-65、7-66)。

さらに、1年次には夏期期間中と4クォーター終了後の年2回、全員面談を実施し、修学カルテ内「学びと成長の記録」に記載した内容に基づき、大学で学ぶ意味、1年次の学びの振り返り、2年次以降の大学での学びへのモチベーションアップにつなげる働きかけを行っており、学生の満足度も高い (根拠資料 7-67)。

・留学生等の多様な学生に対する修学支援

協定留学生に対する修学支援について、週に1回ホームルームの時間を設け、留学生活における様々な修学支援を行っている。ホームルームでは、在留カード・国民健康保険証・健康診断・マイナンバー制度・資格外活動等の事務的な内容から、大学での学習に関する支援、さらに大学行事や留学生対象の地域イベントの紹介等、幅広く大学内外での留学生活の支援を行っている。また、在学生との交流促進のため学内外で国際交流会を行っている (根拠資料 7-68)。

【その他支援】

(上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。)

(課外活動団体支援)

現在 (2024 (令和6) 年12月) の課外活動団体は公認団体50 (運動部8、文化部6、同好会21、愛好会11、大学サークル4)、そして、公認団体に向けた登録団体7を加えて合計57団体であり、団体の種別に応じた助成金の支給、部室の貸与等を行っている。学内で活動できる場所が限られているため、学外施設を利用する団体には利用費補助を行っている (根拠資料 7-69)。

活動上の注意喚起、マネジメント啓蒙のため、年2回研修会を実施している。2023 (令和5) 年度は、7月25日 (火)、2月3日 (土) に実施し、2024 (令和6) 年度は8月2日 (金)、2月4日 (火) に実施した (根拠資料 7-70)。また、部員獲得のイベントとして、4月にフレッシュマンウィークを開催している。

そして、課外活動運営や支援を審議・検討するために課外活動運営委員会がある。本学運動部、文化部の教職員責任者 (団体部長) が構成員である。2023 (令和5) 年度は年間9回、2024 (令和6) 年度は12月までに8回実施している。公認団体の承認・昇格・降格等の審査に関する事項、助成金配分に関する事項、奨学・表彰に関する事項、団体への啓蒙活動に関する事項等を審議・検討している (根拠資料 7-71、7-72)。

また、運動部所属学生の修学支援・キャリア支援のために、2023 (令和5) 年度にスポーツ支援オフィスが設置された。修学支援として、成績不良学生への履修指導、キャリア支援として、スポーツマネジメントプログラムを核とした外部資格の取得支援を展開している (根拠資料 7-73、7-74)。

(鴨台祭)

学園祭として、鴨台祭という名称で実施している。2022（令和4）年度より開催時期を6月に移動した。2023（令和5）年度は6月3日（土）・4日（日）、2024（令和6）年度は6月8日（土）・9日（日）に開催した。鴨台祭実施に向けて、学生で組織する実行委員会と教員代表との合同会議体として鴨台祭会議を組織している。学生が各回のテーマやイメージポスター等について協議して決定している（根拠資料 7-75、7-76）。

(ボランティア活動支援)

2024（令和6）年1月に発生した能登半島地震の復興支援として、本学同窓会のネットワークを活用し、石川県珠洲市において、2024（令和6）年6月5日（水）～9日（日）の間、学生24名（引率教職員8名）による災害復興ボランティアを実施した（根拠資料 6-77）。

その他ボランティア活動支援として、学生支援部内に「ボランティアコーナー」を設置し、地域のボランティア募集について掲示を行っている（根拠資料 7-78）。

【学生の基本的人権の保障】

(ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。)

学生の基本的人権の保障のため、ハラスメント防止部会（修学）を設置している。ハラスメント防止部会（修学）では、各学部および部署より選出された委員とともに、ハラスメント防止の取り組みや相談体制について検討している（根拠資料 7-79、7-80）。

委員は「ハラスメント相談員」も兼ねているため、委員に対し定期的に研修会を実施し、相談員としての知識を修得する機会を設けている。2023（令和5）年度は7月に外部講師を招き、大学におけるハラスメント相談をテーマに、相談対応、模擬事例を用いてのロールプレイをおこなう研修会を開催した。2024（令和6）年度は全教職員を対象として、9月に外部講師を招き大学で起こり得るハラスメント事例や学生と接するうえで起こり得るアンコンシャス・バイアス、相談を受けた際の対応方法等をテーマに研修会を開催した。そして、2月にハラスメント防止委員を対象として、ハラスメントとなりうる事例について研修を行った（根拠資料 7-80、7-81、7-82）。

ハラスメントに関する相談窓口は、「学生課」、「学生相談室」、「ハラスメント相談員」を設けている。連絡方法として、これまでの窓口来課、電話、メールに加え、2024（令和6）年6月より新たに学外相談窓口を新設した。これは、2023（令和5）年に実施したハラスメント防止キャンペーンのアンケート結果を踏まえ、対応を重ねてきたものである。2023（令和5）年12月に学長名で、2024（令和6）年4月に理事長、学長連名で「大学のハラスメント防止対策について」として方針を出すなど、大学全体としてハラスメント防止に取り組む姿勢を示している（根拠資料 7-83、7-84）。また、学生へ各種リーフレット（ハラスメント防止、障がい学生支援、学生相談室案内）を配付することで、相談窓口を周知している。さらに、ホームページにも相談員・相談窓口、連絡方法を公開している（根拠資料 7-85）。

また、学生向けに「ハラスメント防止キャンペーン」期間を毎年設け、ハラスメント防止啓発展示や事前アンケートの結果掲示、アルコールパッチテストの体験、ハラスメント関連の臨時相談窓口設置等、ハラスメントそのものの理解に加え、本学としてハラスメン

ト防止に取り組む姿勢を伝える機会を設けている。2023（令和5）年度は11月20日～24日、2024（令和6）年度は11月25日～29日に開催した（根拠資料 7-86、7-87、7-88）。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

（学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。）

学修支援センターが実施している学修支援施策については、施策ごとに振り返りを行い、次の施策の改善につなげている。

また、チューターのいる科目に関しては、科目ごとに年度開始前や年度途中で研修を実施し、学修支援の質の向上に努めており、修正・改善を重ねながら運営している。年2回の学生面談に関しても、実施後に学生および面談実施者にアンケートを取り、面談の満足度や実施する側の意見も確認し、研修内容などの改善を行いながら実施している（根拠資料 7-89）。

キャリア支援については、各学科及びキャリア支援課において、取り組みの点検・評価を実施しているだけでなく、各種講座において、学生にアンケート調査を実施しており、講座担当教員へのフィードバックを行い職員と分析し、結果をキャリアセンター内の打ち合わせで検証し、改善・向上に取り組んでいる（根拠資料 7-90）。

就職支援については、卒業予定者対象の「就職活動満足度アンケート」を実施している。個人の就職に対する満足度のみならず、就職活動全体を振り返って、講座、個別相談、求人紹介等の満足度を集計したものであり、キャリアセンターの就職支援全体を検証し、改善・向上に活用した。また、アンケート調査を主とする検証の他、日常業務を含めた全体業務の振り返りである「業務改善ミーティング」を実施し、各担当者から次年度へ向けた業務改善提案を募り、提案内容について検討し、次年度の予算計画につなげた（根拠資料 7-91）。

（点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。）

生活支援については、過去5年分の休学・退学の分析（全体数の集計、学科別人数と事由別集計等）により、学生生活委員会での協議のなかで、休学・退学の要因の一つに、友達ができないことや悩みを相談できる友達がないことが大きな要因との見解がまとまった。そこで、学科内での友達づくりができるよう、各学科で工夫を凝らした内容で、2024（令和6）年4月のガイダンス期間中に新入生コミュニケーションワークショップを実施した（根拠資料 7-92）。

学修支援については、SAの学修支援力やリーダーシップ力が向上していることを踏まえて、SAの育成および学修支援の牽引役としての役割を担うため、1年以上の経験を持つSAを対象とした「シニアSA制度」を導入した。2024（令和6）年度は62名のSAのうち14名がシニアSAとして活躍している。自身のスキルアップに取り組むとともに、学修支援全体の質の向上にも貢献している（根拠資料 7-93）。

データサイエンスにおけるLMS（URnote）の一環である学内LMS（UR-note）を活用した自主学修については、約80%以上の学生が取り組んでおり、高い評価を得ている。LMS（UR-note）を活用した自主学修に関しては、アドバンスクラスの学生にはより高度な問題を、習熟度の低いクラスには基礎的な問題を提供するなど、学生のレベルに応じた調整を実施した（根拠資料 7-94）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

（修学支援）

学修支援センターが運営する第I類科目に関しては、上記のように組織的に振り返り・改善を行っており、非常に質の高い学修支援ができていると考える。

問題点としては、全学共通科目で実施しているため、非常に大きな組織の運営となり、支援の中心となるチューターの人員確保と、質を担保しながら運営を継続していくための管理体制があげられる。費用も労力もかなり負担が大きい中、長期的に持続可能な支援を考えた場合の支援対象・支援方法・支援レベルなどを検討する必要がある。

（生活支援）

学期ごとに休学・退学の分析結果を学生生活委員会で共有することで、学科での学生指導・学生対応にも活用されている。復学後1か月面談について、学科での対応が定着しつつある。また、T-Po（ポータルサイト）に面談記録が残ることで、学生相談があった際に活用できている。休学者数は増加傾向にあり、復学後のケアは学生支援のうえで重要な役割となっている。

新入生コミュニケーションワークショップは、2024（令和6）年度は急遽実施することとなり、各学科で上級生をファシリテーターとして活用するなど工夫をしながら実施した。しかし、全ての学科で上級生を活用していない等の若干の課題が残った。

また、学生の様々な相談に対応するため、相談員の負担増にならないように留意しながら、相談体制の整備が不可欠である。相談までは至らないが、オープンスペースで体調を整える利用者も増えているため、整備の対応も必要である。

さらに、LGBTQをテーマにした研修は初めて開催した。実際に性別違和の学生と接する教員もおり、授業における学生との接し方や呼び方「さん付け」などについても聞くことができ大変有意義な研修となった。また、教員よりも職員の参加者が多く、次回以降は学生指導を担当される多くの教員に参加してもらえるよう工夫が必要である。「令和5年度 LGBTQ・SOGIに関するアンケート」では、LGBTQの言葉の意味の認識度、LGBTQに関するハラスメントについて確認することができた（根拠資料 7-95）。

（多様な学生への支援）

保健室の休憩スペースは、一度利用した学生は再度利用しているが、新規利用者が思ったほど伸びていない。こういった場所を必要としている学生にも利用してもらえるように、

利用案内の改善など周知の見直しが課題である。

2024（令和6）年度は父母会費を全学生に還元・活用できる用途を模索し、ウォーターサーバーや学生食堂利用補助を行った。どちらも期待通り多くの学生の利用があり、学生支援に役立っている（根拠資料 7-96）。

（障がい学生支援）

授業における配慮の方針が全教員に周知が徹底されたことが長所である。学生の障害特性は個々に異なるため、授業担当教員の合理的配慮に対する理解と工夫によって、様々な配慮対応がなされているが、年々対応方法が多岐にわたるため、適切な支援策を把握するとともに、合理的配慮の事例についても更新が必要である（根拠資料 7-97）。

2024（令和6）年度の研修も多くの教職員での対面開催を検討したが調整がつかず、障がい学生支援部会の委員に対して、日本学生支援機構のオンデマンド研修の受講を案内することでの対応とした。全教員が一斉に研修を受講できるようFDの時間割に組み込んでいく等、受講時間の確保が課題である。授業担当教員の配慮により、障がい学生の修学環境は整備されつつあるが、聴覚障がい学生の支援の要となるノートテイクを増やすことが課題である。また、キャンパスソーシャルワーカー2名で週5日の学生支援を行っているが、相談学生が増えている状況であり、キャンパスソーシャルワーカーの体制拡充が課題である（根拠資料 7-98）。

さらに、組織として学生生活支援機構を発足させ、学生相談室・保健室・キャンパスソーシャルワーカーの三者間の情報共有と連携が強化されたことが長所である。

（ハラスメント防止対策）

ハラスメント防止部会（修学）は原則として、委員の任期は2年であるが、なるべく継続して担当いただけるように、担当学長補佐から副学長に申し入れをおこなっている。なお、新たに委員に就任された場合は、安心して相談対応にあたってもらうための事例検討など、各種研修を行っている。

2024（令和6）年の研修会は、広く専任教職員を対象に行った。事後アンケートでは、「自身の業務を想定しながら自分事として理解することができた」「先入観をもって話を聞いてはならないなど、窓口対応、学生・教員対応を行う際や同僚（職員）との会議、打合せの際には十分に気を付けたい」などの感想があり、大学全体としてハラスメント防止に取り組んでいくことを再確認する機会とすることができた。

そして、2024（令和6）年6月より新たに学外相談窓口を新設した。匿名相談が可能で、電話相談に加え、WEB・メールでの相談は24時間365日受け付ける仕組みを導入した。ただし、2024（令和6）年度のハラスメント防止キャンペーンにおける事前アンケートでは、「チャット等での匿名相談」や「匿名の電話相談など、個人の特定制や対面形式を避けることのできる選択肢」を求める声があり、認知が十分でないのが課題である。

さらに、毎年、「ハラスメント防止リーフレット」を作成している。学内のペーパーレス化に併せ、原則として印刷はせず、大学ホームページに掲載している（一部学内で印刷、配布）。ホームページに掲載することで、必要時にすぐに確認できるメリットがある。ただし2024（令和6）年度のハラスメント防止キャンペーンにおける事前アンケートでは「ハラスメント防止パンフレットといったものがどこにあるのかわからない」という意見があった。紙媒体も一定数置くことを検討したい。

学生を対象に毎年実施する事前アンケートでは、アカデミック・ハラスメント(アカハラ)の認知度が低い。教職員の認知度との差を埋めて、ハラスメント問題を「自分ごと」として捉えてもらうことが課題である。

(奨学金その他の経済的支援)

学内奨学金：「チャレンジ支援奨学金」は、①自らの発想で社会に新たな価値創造、②社会・地域の活動を通じて自己の成長を促進し、進路開拓を志す、③災害復興等社会貢献、これら活動を行う学生を支援する。実際に、「子供食堂の運営」「手話カフェの運営」「海外ボランティア」などの活動を支援した。また、学術研究や課外活動などで優れた成績を収め、本学の名誉を著しく高揚した学生に対して「魅力化推進奨学金」「課外活動表彰」を設けているが、運動部団体以外の申請がほとんどない(根拠資料 7-99、7-100)。

(課外活動支援)

学内で活動できる場所が限られるため父母会の支援を得て学外施設利用補助をしているのが特徴である。日々の活動や発表会などの利用補助で活用している。一方、全ての団体に部室の貸与や学内の練習場所の確保ができていない点が問題である。課外活動団体研修会では、闇バイトや部活動ハラスメントなどの近年の社会情勢や本学が加入している大学スポーツ協会(UNIVAS)から提供される情報も踏まえ、危機管理やハラスメント防止にも焦点をあてて検討し実施している。加えて、課外活動団体支援として、本学職員で運動部のOB、OGを「課外活動生活アドバイザー」に任命し、より学生に寄り添いながら、フォローアップを行っている。

(鴨台祭)

大人から大学生や高校生、子どもまで、様々な世代が楽しめる企画を実施している。また、地域に開かれた大正大学の学園祭らしく、地域住民の出店や近隣店舗の出店も行われている。鴨台祭は学生が主体的に企画運営を行うが、本学専任教員の代表者で構成する「鴨台祭会議」での協議を経ることで、大学全体としてのイベントであることの意味付けがなされている。

(ボランティア活動支援)

能登半島地震復興支援については、奥能登という場所のため、受け入れ態勢がなかなか定まらず、また、道路も一部開通の状況であったが、同窓生のネットワークを生かしてボランティア支援を行うことができた。また、被災者との交流を行うなど、活動を通じて、参加した学生が大いに学んだことが報告会で確認された。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

学生支援については、様々な取り組みを実施しており、各学科独自の取り組みも推進しているが、休退学者や多様な背景や事情を有する学生の増加に対して、様々なケアも必要である。教職員の連携による細やかで丁寧な学生支援が実施されている。今後ともこうしたケアの必要性は減らないことが予想されるため、早期にケアする仕組みの構築や学生の「学生生活における居場所」を多様化していくことが大学全体に求められる。また、進路支援も懇切に行われている。その上で、「学びを活かしたキャリア形成・進路開拓」も今後考えていく必要がある。各項目の改善・発展方策については、次のとおりである。

(修学支援)

学修支援センターでは「自律的学修者を育成する」という目標のもと、夏と冬の2回に、毎年1年生全員に対して専任教員・コアチューター・クラスチューターによるオンライン面談を行っている。夏期学生面談は、1クォーター・2クォーターの学びに対する学生自身の振り返りや1年生後半の目標や関心を確認し、冬期面談においては、学生が主体的に学ぶ姿勢やキャリア意識を育むことを目的としている。具体的には、年度を通じた学びを振り返り言語化し、将来像に関しての現在の考えを共有することで2年次以降の学修改善・目標達成につなげていくことを目指している。加えて、学修支援センターでは、課外の学修支援にも力を入れている。センター併設の学修相談コーナーでは、個別の学修支援を積極的に行った。

今後もI類科目におけるチュートリアル教育とともに全1年生を対象とした全員面談も継続的に推進していく。また、学修相談コーナーを継続させることはもちろんだが、新生ガイダンスにおいて相談コーナーの存在を周知徹底することで、学生の認知度を高め、これまで以上の利用促進をはかっていく。

また、「学びのコミュニティ」イベントについては、各探究科目の到達目標達成という観点を明確にし、学生の個別支援体制を強化していく。そのために、統括教員からのイベント企画の提案・依頼という方式を採用し、授業にかかわる学生のニーズを的確に把握したイベント実施を推進していく。

また、2023（令和5）年度から学内LMS（UR-note）を導入し、LMS（UR-note）の活用による学修成果の可視化と授業管理のデジタル化を促進させて、学生の自律的学修を目指した。第I類科目では、課題管理、グループワークやリフレクションなどさまざまな形で実用した。また、学内LMS（UR-note）の修学カルテ機能を活用した「学びと成長の記録」というポートフォリオに、学生の自己分析を記録することで2年次以降のキャリア形成での活用を目指した。「社会の探究」では、学内LMS（UR-note）のe-ポートフォリオコンテンツ機能を利用してプレゼンテーションやグループワークの相互評価を実施した。2025（令和7）年度から、第II類科目への活用も促進していく。

加えて、図書館情報メディア課と共同で実施する「学びのコミュニティ」イベントでは、コアチューターが中心となりレポート相談イベントなどを積極的に実施し、個々の学生の学修面での不安解消に寄与した。これらの施策については、翌年度以降も継続して推進し、質の充実を図る。

(生活支援)

学生生活委員会、障がい学生支援部会、生活支援・健康管理センター等、教職協働のもとで学生支援を手厚く行う体制が整えられている。最近では、学生生活にうまく馴染めていない学生を教員がキャッチし、キャンパスソーシャルワーカーにつながるケースもあり、何らかの障害のために学生生活への適応が難しい学生の学修支援が実現している。

ダイバーシティへの取り組みとして、2024（令和6）年9月に「大正大学学生生活における多様性と包摂に関する委員会」を設置し、外部有識者に委員を委嘱し、本学での多様性と包摂に係る取り組み内容についての検討を行う体制が整えられた。ハラスメント防止部会（修学）の各委員から相談スキル向上を求める声が多いため、研修会の体系化を図りたい。

新設した学外相談窓口をはじめ、ハラスメント防止に向けた諸情報が学生に確実に周知される方法を検討していきたい。

(奨学金その他の経済的支援)

国の修学支援奨学金制度を踏まえて、本学としてどのような修学支援奨学金制度を行うべきかを他大学の事例研究を通じて模索していきたい。本学の5つの社会的責任の中の「充実した学生生活」の観点から、学内外で様々な課外活動を行っている学生を支援する奨学・奨励金の運用の検討を継続して行う。

(課外活動支援)

大学は学業以外にも課外活動団体を通じた人間形成も重要と考える。現在の参加状況は6割弱のため、8割以上の学生が課外活動団体に所属し、活動するために、きっかけづくりや環境整備などの各種支援に努めていきたい。

(進路支援)

キャリア支援については、学生一人ひとりの希望を把握し、学生の個別の事情に対応した支援を実施してきた結果として、2023（令和5）年度は就職希望者の就職率は97.6%に達し、直近5年間は安定して高い就職率を維持している。また2024（令和6）年度は大学の教育や学生の教育環境などを企業や団体の方々に情報提供を行う活動も実施した。企業向けオープンキャンパスを2回開催し、参加企業からは好評をいただいた。大学での教育環境を知ってもらうことで、本学学生との接点拡大を図ることができ、就職支援において一定の成果を上げつつあると考える。キャリア支援プログラムや授業に携わる関連部署が連携し、就職率100%の実現のために協働できていると考えているが、そのためには、各部署で取組むキャリア育成支援の取り組みを学内全体に更に浸透させていく必要がある（根拠資料 7-102）。

第 8 章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
TSR「5つの経営資源」	https://www.tais.ac.jp/guide/outline/management_vision/
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
大正大学研究倫理規程	大正大学研究倫理規程
研究活動の不正行為の防止等に関する規程	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/research/aid/cont-doc01.pdf
大正大学研究費等の不正使用防止計画	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/research/aid/fuseiboushi_keikaku.pdf
備考：	

第 8 章 教育研究等環境（本文）

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や ICT 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

（教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。）

本学は、第 3 次中期マスタープラン、第 4 次中期計画等に基づき教育研究環境を整備してきた。校地・校舎面積については、大学設置基準を満たしており、問題ないと言える。また、運動場については、埼玉校舎に整備されており、部活動の場として活用されている。近年の学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備については、次のとおりである。

・巣鴨キャンパスの環境整備

巣鴨キャンパス内については、学習環境を充実させるため、次の教育研究環境の整備を実施してきた。

- ①学生の教育環境充実のため、2012（平成24）年に導入された 3 号館地下 1 階に設置しているスタジオ設備、MAスタジオの更新を行い、最新の環境で学習ができる環境を整えた。
- ②学生の昼食調達環境を整えるため、8 号館 1 階カフェエリアにベーカリー機器を導入しバリエーションの充実を図った。

・巣鴨キャンパス外の環境整備

巣鴨キャンパス外の環境整備については、次の取り組みを実施してきた。

- ①近畿地方における学生・教員のフィールドワークの拠点となる、京都エリアキャンパスを開設した。
- ②一般社団法人すがも花街道コンソーシアムの事業継承に伴い、奄美支局物件の賃貸を引き継いだ。
- ③埼玉校舎の部活動支援のため、屋外トイレの改修工事を行い、かつ活動環境整備のため乗用芝刈り機の更新を行った。

・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

通常の施設設備の更改や保守点検・衛生管理については適切に行っている。施設、設備等の維持管理に関しては保守点検を年 2 回実施し、委託業者による報告書を基に設備の維持管理に努め、経年劣化などによる消防設備、空調設備等の修繕工事を行っている。2024（令和 6）年度については、以下の整備を行った。

- ①13号館の空調工事に伴い、熱源の見直しを行い、GHPからEHPへの入替を行った。
- ②蛍光灯生産中止になる2027（令和9）年を意識し、13号館の照明を蛍光灯からLEDに更新した。
- ③1号館の壁面タイルについて打診検査を行い剥離の危険性を確認した。検査報告に従って修繕計画を策定していく。

・**バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備**

バリアフリーについては、車椅子対応トイレ、バリアフリースロープ等を整備して、「大正大学バリアフリーマップ」もホームページに掲載している（根拠資料 8-1【ウェブ】）。

また、社会情勢の変化に伴い、寄附行為に「多様性の包摂」の文言が含まれ、それに伴うトランスジェンダー者の心的負担軽減のため、13号館のトイレのジェンダーフリー化、全館多機能トイレのジェンダーフリー標識の整備を行った（根拠資料 8-2）。

・**学科閲覧室、ラーニングコモンズ**

7号館2階、8号館の他、各学科に閲覧室を設けて、学生の学習環境を整備している。本学は「ラーニングコモンズ」という名称が一般化する以前に「学科閲覧室」という名称で、学生が自学自習できる環境を整備していた。各学科閲覧室については、書籍・本棚・ミーティングスペース・PC等の整備を行い、学生が学習相談や事前事後学習を行うことができるような環境を整備している（根拠資料 8-3、8-4【ウェブ】）。

（学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。）

ネットワーク環境やICT機器については、2023（令和5）・2024（令和6）年度に、次の整備を行った。

- ①新学務システム、新LMS（UR-note）に切り替わり、授業実施や教材配布方法に変革があった。新LMS（UR-note）では学修成果の可視化を目標に引き続き検討が行われている（根拠資料 8-5）。
- ②スマートフォンアプリの運用が整備され、在学生、卒業生、高校生向けのコンテンツが整理された。情報発信のハブになるよう期待される（根拠資料 8-6【ウェブ】）。
- ③竣工10年を迎えた5号館全教室のAV機器更改が行われた。操作卓上の使用感を極力シンプルにすることで、利便性向上を計った。
- ④竣工12年を迎えた3号館全教室のAV機器更改が行われた。
- ⑤データサイエンスの全学必修化に伴い、教室配当の多い7号館よりネットワーク不調の問合せが散見していた。本状態を解消すべく7号館のWi-Fi機器の更新を行った。

（学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。）

職員に対する研修の実施については、ネットワーク等の接続不具合に気づいた際の初動の知識を補完し、学生等ユーザーが早期に利用ができる事を目的として実施している。あわせて、ネットワークやシステム、情報の利用に於いて、押さえるべき規程等についての内容も説明しており、情報倫理の確立を図るために取り組んでいる。なお、データサイエンス必修化に伴い、学生がICTを活用する授業等が増えたこともあり、学生の各自所有端末のトラブルが増加している。そのため、一次対応者、二次対応者のリテラシー向上を目指し、効果測定も行った（根拠資料 8-7、8-8）。

教員に対する研修については、全学FDセミナーにおいて、2023（令和5）年6月に、

第15回「教育におけるChatGPT（生成系AI）の影響について－活用可能性とその留意点－」、2024（令和6）年11月に、第18回「学生の自主学習を促す効果的なオンデマンド授業の設計」を実施し、ICT活用における理解を促した（根拠資料 8-9、8-10）。

学生の情報倫理に関する取り組みについては、新入生ガイダンスとして、学内LMS（UR-note）内で「情報セキュリティ」の動画を提示し、全員必須で視聴させるとともに、対面ガイダンスでも説明している。また、学生手帳に「情報セキュリティについて」という項目を記載して啓発している（根拠資料 8-11、8-12）。

さらに、全学生必修授業の「データサイエンス」において、授業の進行に合わせて情報リテラシーについても説明している（根拠資料 8-13）。「社会の探究」では図書館利用や資料検索についての説明を行い、「自然の探究」ではレポートライティングに関連した「文献引用について」を説明し、学生の情報倫理を確立するための教育活動を推進している（根拠資料 8-14、8-15）。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

（教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。）

蔵書構成（図書・製本雑誌含む）については、2024（令和6）年3月31日現在で845,655冊、雑誌タイトル数は10,914タイトルである。その他、本学の学部学科編成に合わせた資料を哲学、歴史、社会科学、文学の分野を中心に収集、利用提供している。歴史、文学系を中心にマイクロ資料も利用することができる（根拠資料 8-16、8-17【ウェブ】）。

電子情報については、シングルサインオン（SSO）からインターネット環境があれば簡単にアクセスでき、データベースの種類としては、2023（令和5）年度は、15件を契約・提供している。各種新聞のデータベースや、心理系「Psycinfo」、社会学系「SocINDEX」、経済系「Business Source Premier」など洋雑誌のデータベースの他、学生の就職支援も視野に入れた「東洋経済デジタルコンテンツライブラリー」も導入している。新聞記事検索は、授業で利用されるなど、特に利用者のニーズが増えているツールである（根拠資料 8-18【ウェブ】）。

その他、大正大学機関リポジトリを公開しており、利用については次のとおりである。2021（令和3）年度は閲覧数37,879件、ダウンロード数88,327件であったのが、2022（令和4）年度は閲覧数37,173件、論文ダウンロード数が96,791件と論文ダウンロード数については伸びている。2023（令和5）年度については、閲覧数が33,499件であり、前年度に比べて3,674件の減少である。また、ダウンロード数は、187,070件であり、90,279件の増加となった。登録コンテンツも大学紀要・研究論文集はじめ、年々タイトルを増やしてい

る。加えて、図書館とは別に、7号館2階に設置された学生の自主的な学習を支援することを目的としたラーニングcommonsがあり、オープンスペースに初年次教育科目に関連する雑誌や図書を配架している（根拠資料 8-19、8-20【ウェブ】）。

（図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。）

2024（令和6）年5月1日現在の職員構成は、図書館長1名、専任職員7名である。図書館長1名は常駐しないため、職員の常駐は7名である。内、司書の有資格者は3名である。

その他、嘱託及び派遣職員が15名勤務しており、図書整理業務担当6名、閲覧業務（カウンター）担当が2名または3名と交代で常駐している。この15名のうち10名が司書資格を有している。図書整理業務担当とは月1回、閲覧業務担当とは週1回の定例業務確認ミーティングを行い、業務進行の打ち合わせと改善を共有している。これらのミーティングや文書により、情報の共有を部署内で推進している。

加えて、図書館職員は、1年生向けの「社会の探究」という科目において、図書館利用の基礎知識を身につけるための図書館ガイダンスを教員とともに実施している。さらに、授業・ゼミ単位での個別ガイダンスの申し込みも受け付けており、2023（令和5）年度については春学期37件、秋学期14件の申し込みがあり、図書館職員がガイダンスを行った（根拠資料 8-21、8-22）。

その他の利用方法については、学内LMS（UR-note）へ動画をアップロードして、いつでも視聴できるようにしている。これらのガイダンスにより、図書館の資料を論文作成や研究に活用する方法を学ぶことができる（根拠資料 8-23）。

図書館等の施設環境については、次のとおりである。閲覧席等については、既存の図書館（13号館1階）と2020（令和2）年8月に完成した新図書館棟（8号館2階～4階）の閲覧席（パソコン検索席3席、個人ブース21席、グループ学修室2室20席含む）と7号館2階ラーニングcommonsの座席数と合計し、588席となる。通信環境については、2019（令和元）年度に全学的なWi-Fiの更新がなされ、eduroamへも加入したことでインターネット環境が大幅に改善された。また、備え付けの机にはコンセントがあり、可動式の机にも可能な限り延長コードを設置した。これにより、長時間のPC利用が可能となった（根拠資料 8-24【ウェブ】）。

2023（令和5）年度の開館については、平日が229日、土曜（一部祭日）が47日となっており、開館総時間数が平日2,442時間、土曜423時間であった。1日あたりの開館時間数は、平日が12時間（9：00～21：00）、土曜が9時間（9：00～18：00）である。開館時間は2022（令和4）年度より49時間の微増であったが、利用者の図書貸出冊数は35,455冊（前年度比98%）とほぼ変わらなかった。利用者数は2023（令和5）年度で増加し、前年度比115%となった。理由として学外の利用者（主に高校生）が増加したと推測できる（根拠資料 8-25）。

文献複写サービスについては、本学所属者は研究支援・学習支援として文献複写の取り寄せや他大学所蔵本の借用サービスを無料で受けることができる。2023（令和5）年度は721件あった。学部生へのガイダンスでも周知を行い、利用促進を促している。

地域貢献の一つとして「地域に根ざした大学図書館」とし、中学生・高校生へ向けた閲覧席の提供（オープンライブラリー）を実施している。学期末のレポートや課題提出の時

期は、一時的に利用場所の制限をするが、通年で利用可能としている。2023（令和5）年3月31日までの利用登録者は680名と年々増加傾向にある。

（図書館）

2020（令和2）年より、総合学修支援部と合同で「学びのコミュニティ」という課外講座を実施している。学生は所属学科を問わず、教員による専門的な講座に参加することができる。2023（令和5）年は図書館情報メディア課が開催した16件を実施し、149名の参加を得た。2024（令和6）年度は、大学生だけではなく、高校生、一般の方も参加できる講座を企画・実施している。また、2022（令和4）年より、豊島区立図書館と共同で『にぎやかな図書館祭（フェス）』を開催している。2024（令和6）年には、にぎやかな図書館祭（フェス）に併せて読書推進フォーラムを実施した（根拠資料 8-26【ウェブ】、8-27【ウェブ】、8-28）。

（貴重資料データベース構築プロジェクト）

図書館の所蔵資料のうち、未整理またはマイクロ化・デジタル化されていない貴重資料及び和装本は約7万2,000点強に及ぶ。これらを整理するとともにデジタル化を行い、鴨台アーカイブによって利用者に提供し学習の高度化と研究の振興を図る。また、2023（令和5）年度と2024（令和6）年12月までの期間で、149に及ぶ資料をデジタルデータ化した。今後は公開の方法と構築について、調査・検討を進めていく（根拠資料 8-29）。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

＜評価の視点＞

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

（研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。）

本学ではTSR「大正大学の社会的責任」という理念の下、大学運営に関する基本的な方針を公表している。その内容は、経営者である理事会が経営基盤を担保する「5つの経営資源」と、教職員が果たす「5つの社会的責任」により大学のさらなる成長を目指している。

この「5つの社会的責任」の事業分類の一つに「優れた教育・研究」が掲げられ、「教員は大学の教育活動に有効な独自の研究活動を行い、教育界や社会に貢献する。」と明示している。そして、各教員の研究活動、自治体・企業・団体との共同研究・受託研究、研究所による研究活動を推進している。研究活動の活性化については次のとおりである（根拠資料 8-30、8-31、8-32、8-33、8-34【ウェブ】、8-35【ウェブ】）。

・研究費の適切な支給

専任教員の研究の振興及び教育の活性化及び若手研究者の育成を図るための研究助成を行うことを目的とした「大正大学の教育・研究支援に関する規程」を定め、教員個人研究費や、学術助成金等の研究助成を行っている。研究費の支給については、「大正大学教員個人研究費規程」を別途定め、適切に支給している。この規程の目的に、本学の研究の振興及び教育の活性化並びに若手研究者の育成を図るため、研究助成を行うことを明示しており、教育研究上の必要性を踏まえている。支給については、4月当初に個人研究費の執行計画書を全専任教員が提出し、学長・学部長が計画書申請内容の適切性を審議している（根拠資料 8-36）。

なお、研究費の使用については、「大正大学研究費等管理使用規程」を定めるとともに、毎年度に発行する「研究費ハンドブック」を配布し、説明会において前年度からの変更点や、執行上の注意点、並びに「研究費関連規程」を説明し、適切な管理を行っている（根拠資料 8-37）。

・研究室の整備、研究時間の確保

専任教員には、原則として個人研究室を整備している。研究時間の確保については、「大正大学専任教員の勤務等に関する規程」を定め、研究者としての専門領域における研究を職務とし、学務及び授業以外については研究活動を職務として勤務にあたっている。また、始業時刻及び終業時刻は、職務の妨げにならない限り、教育、研究業務等に必要とする範囲で繰り上げもしくは繰り下げを認めることとしている。

加えて、7年以上の継続勤務のある専任教員は、「大正大学教員のサバティカル研修規程」に基づき、研究休暇として半年間の担当科目や各種委員などの教学職務を免除している（根拠資料8-38）。サバティカル期間中は、大正大学専任教員の勤務等に関する規程第3条各号（第2号を除く）による職務を免除することができるとしている。また、サバティカルを取得する者の授業担当時間は、大正大学専任教員の勤務等に関する規程第5条第6項に規定する時間から、取得する期間に応じて次のとおり減ずることができる。

- (1) 1学期間の場合 2分の1
- (2) 学期の前半又は後半の場合 4分の1

なお、サバティカル終了後には、1年以内に研究成果を公表することが義務付けられている。

・専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援

研究支援については、教育研究支援課及び研究推進オフィスを配置して、研究支援人材を配置している。また、教授会各種委員会に学術委員会を置き、専任教職員を委員として研究支援にあたっている。具体的には、科学研究費助成事業の申請のための説明会・勉強会の開催や、申請書類の添削等の取り組みを実施し、外部資金獲得のための支援を行っている（根拠資料 8-39）。

・若手研究者育成のための仕組みの整備等

若手研究者育成のための仕組みについては、仏教関連の総合研究大学としての大正大学の学統を引き継ぎ、独創性のある研究を行うことができる研究者を、大正大学独自に養成することを目的として、「大正大学研究者育成奨学金」を設けている。内容については、他大学出身の研究者に対して、十分な研究上の競争力を持つ大学院生を獲得、養成するた

めに、本学の大学院生を特待生として選抜し、経済的支援（授業料免除）を行うことである。これまでの研究歴や修士課程2年、博士課程3年の研究計画を審査し、指導教官が責任を持って研究指導を行うことを含め、優れた研究環境を保証することで、例えば、日本学術振興会・特別研究員（DC1、DC2）に選抜されうる人材を育成することとしている（根拠資料 8-40、8-41、8-42、8-43）。

また、学内学術研究発表会および大学院研究論集、本学の大学院生の学会発表を推奨し支援する事を目的とした奨励金である「大学院生学会発表奨励金」、本学大学院博士後期課程に在学する学生の研究活動を支援する採択制の研究助成である「大正大学大学院学術研究助成金」等を設けて、多面的に大学院生の研究活動を促進するための助成事業を展開している（根拠資料 8-44、8-45、8-46）。

（研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。）

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「研究活動の不正行為の防止等に関する規程」、「大正大学研究費等の不正使用防止に関する規程」、「大正大学における公的研究費の取扱いに関する運営及び管理体制図」、「大正大学研究費等の不正防止計画」を定めている（根拠資料 8-47【ウェブ】、8-48【ウェブ】、8-49【ウェブ】、8-50【ウェブ】）。

研究倫理については、「大正大学教育職員倫理綱領」及び「大正大学研究倫理規程」を定め、「大正大学研究倫理委員会」を設置している。「大正大学研究倫理委員会」は、人を対象とする研究に関して、適切な配慮と社会的に妥当な方法、自由意思に基づく同意、目的内使用等であるかどうかを審査している（根拠資料 8-51、8-52、8-53、8-54）。

研究倫理教育・コンプライアンス教育については、専任教員、公的研究費配分者（分担研究者含む）、研究費取扱事務担当者を対象とした研究倫理教育・コンプライアンス教育を毎年実施している。2024（令和6）年度は、研究倫理教育・コンプライアンス教育に加え、新たに研究インテグリティ教育のプログラムを追加した。研究倫理教育・コンプライアンス教育については、日本学術振興会の研究倫理 e-ラーニングコース eLCoRE の受講を義務付けており、研究インテグリティ教育については、JST 研究開発戦略センター（CRDS）の「オープン化・国際化する研究におけるインテグリティ」の視聴を義務付けている。また、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等や本学の規程を資料として周知している（根拠資料 8-55、8-56）。

大学院生に対しては、各研究科の授業やガイダンスに取り入れている。例えば、人間学研究科社会福祉学専攻においては、全日本学術倫理振興会の『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』をふまえ、本学の研究倫理審査の受け方を学び、その後、研究倫理審査申請を受理された学生の申請書類やその過程をふまえたワークショップを実施している（根拠資料 8-57【ウェブ】）。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

(研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。)

学科や専攻の教育研究環境を充実させるために、いくつかの補助を実施している。これには、「通常補助費」・「印刷補助費」・「雑誌補助費」・「FD補助費」の4種類があり、それぞれ用途や支給方法が異なる。通常補助費は、学科や専攻の教育活動を支えるための基本的な補助金で、学部には20万円（1学年あたり5万円）、大学院には10万円が支給される。また、学生数に応じて、1人あたり1,000円が追加で支給される仕組みとなっている。一方、印刷補助費や雑誌補助費については、学科・専攻からの申請額をもとに審査し、承認された金額が支給される。

特定の分野に特化した補助としては、臨床心理学専攻における「特殊研究」や、社会福祉学専攻の「実践分析」、人間科学科の「演習費」などがある。FD補助費の運用に関しては、教育の質を向上させるため、学科・専攻が主導するテーマに基づいて講師の招聘などが行われる。この補助費の適正な運用を確保するため、FD活動を実施する際は、所属する全専任教員の出席が原則とされている。また、研修終了後には、年度末までに成果報告書を提出することが義務付けられている（根拠資料 8-58、8-59）。

そして、学長の示したテーマにより、採択制の学科・専攻教育改革特別施策（学長裁量経費）も実施している。各学科・専攻はテーマにより教育・学修支援に関する教育改革の施策を応募し、助成を得ている（根拠資料 8-60）。

研究等環境に関わる事項については、教学IR推進部会において、専任教員に対して研究等環境に関するアンケートを2021（令和3）年度に実施した。また、TSR総合調査においては、校舎を含めた教育・研究のための施設や設備の満足度についての設問や自由記述欄を設け、学生に対して調査を実施している。さらに、大学院生に対するアンケートも実施しており、研究に必要なリソース（施設、機器、データなど）の提供、学費や奨学金のサポート等について調査を実施している。これらについては、報告書として各会議体に上程するだけでなく、担当部署へのフィードバックも行っている（根拠資料 8-61、8-62）。

(点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。)

教育研究環境に関する助成については、2024（令和6）年度に見直しを行い、個人に支給していたFD研究費をFD補助費として学科に対して支給することとした。このことにより、教員個人ではなく、学科全体に対しての支援として効果的な取り組みになることが期待される。

研究等環境に関わる事項の改善・向上については、施設課・図書館情報メディア課において、事業計画の進捗管理として点検・評価を行い、改善・向上に取り組んでいる。また、各研究所においても研究所運営委員会において点検・評価結果を報告し、研究等環境に関わる事項の改善・向上を推進している（根拠資料 8-63、8-64）。

さらに、図書館については、利用者数・貸出数等の情報収集と分析を行っている。また、重要事項を審議するため図書館長を中心とする図書館運営委員会を設置している。図書館運営委員会は年2～3回程度開催され、図書館の購入資料や、学科の図書の管理、その他の重要事項の審議と活動の点検・評価を実施している。各学科から推薦図書の要望を聴取し、図書館と学科で選書の協力を推進している。日頃の事務職員の選書やサービスに教員の意向を反映すべく、選書された図書タイトルについての共有化などを進めている（根拠資料 8-65）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

図書館については、大学の学部学科編成に沿った図書雑誌の受入・提供を行っている。電子情報（データベース関係・リポジトリ）もSSO及び本学図書館のホームページから容易にアクセスすることができ、ニーズに応じてコンテンツの充実を図っている。図書館における窓口、ガイダンス、レファレンスについては、事務職員が実施している。そして、初年次には授業の中で図書館主催のガイダンスを実施している。その他、教員からの依頼による講座出張ガイダンスを実施しており、加えて、データベースの講習会、論文・文献の検索手ほどきなどを開催、様々なニーズに柔軟に対応したサービスを提供している。

研究活動については、研究支援を行う組織として、教育研究支援課、研究推進オフィス、学術委員会、助成金委員会、研究倫理委員会を設置している。研究費や奨学金だけではなく、学内学術発表会等、研究成果を発表する場を設ける等の取り組みを実施している。2024（令和6）年度からは、研究インテグリティ規程を定め、専任教員および科研費等採択者を対象に研修の受講と誓約書の提出を義務付けることとした。

教職員の情報倫理の確立については、2024（令和6）年度より、施設課において研修会を実施する等、全学FD以外の取り組みも実施し、アンケートも実施している。学生の情報倫理の確立については、ガイダンスや印刷物だけではなく、データサイエンス授業、探求科目等の教育活動において実施しており、確立が図られていると言える。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

学生への教育活動、教員の研究活動に必要な環境については、事業報告、点検・評価報告に基づき、総合政策会議・常務理事会が大学の現状を確認し、教員の教育・研究活動を支援するための取り組みや方針を策定し、大学として支援を行っている。また、教員や職員の意見を参考にし、各部署が連携し、大学として適切な整備を実施している。

教育研究環境に関する助成については、個人研究費、学科・専攻補助費、学科・専攻教育改革施策（学長裁量経費）、学内学術助成金等を整備する等、充実した取り組みを行っている。学科・専攻教育改革施策については、学科や専攻の魅力を引き出すための新しい取り組みのために助成を行っている。先進的かつ模範的な取り組みが生まれることを期待している。学科・専攻補助費は、学科や専攻の学びが充実するために助成を行う。

FD補助費については、教育力を上げるために個人ではなく、学科全体に交付することとした。

図書館では、重要事項を審議するため図書館長を中心とする図書館運営委員会を設置している。図書館運営委員会は年2～3回程度開催され、図書館の購入資料や、学科の図書の管理、その他の重要事項の審議と活動の点検・評価を実施している。

2020（令和2）年に竣工した新8号館については、地上4階建て、約1万㎡の機能的かつ魅力あふれる総合学修支援施設として生まれ変わった。学生が一日中過ごすことができる空間となっている。1階はラーニングコモンズとカフェを併設する自由な学びの拠点と、図鑑・写真や新聞など気軽に手に取ることができる資料を設置している。2階は資格関係の本や文庫・新書のコーナー、AVブースまた企画展示本が並んでいる。3階は利用者が語り合い、学び合い、集い合うためのスペースで、グループ学修室や自由に使用できる学修用ディスプレイを設置している。4階は静寂な環境で研究や読書に没入できるフロアとなっており、さらに学びを深めるため自由に利用できる個人ブースを多く設置した。

研究支援については、研究指導の充実、専攻を超えた学術交流、研究・教育資源に関する研究科の要望、社会状況に応じた研究倫理のあり方に関する検討、研究科内での連携体制の強化が求められる。これらについては各教員が課題を共有し、改善に向けて研究科全体、あるいは各専攻で取り組む必要があり、大学としても支援をしていく必要がある。

前学長が策定した「研究活動の充実」としての方針については、大学院に関連するものであった。教員の研究活動が大学院における教育活動と密接に連動するからである。「研究活動の充実」の内容は、大学院改革、研究推進オフィスの活動、研究費改革、サバティカルの推進、学際的研究活動の推進であった。

各研究科・専攻の自己点検・評価をふまえて、以下の5項目が研究支援の共通課題として示された。

- ・課程博士、論文博士の学位取得に向けた組織的な支援体制の強化
- ・研究発表奨励金制度や外部資金の獲得を目的とするさらなる支援体制の強化
- ・大学院生の教育・研究環境の整備
- ・学部生と院生の交流、教員との連携強化
- ・研究成果の社会的還元と社会貢献・地域連携の推進

これらの課題は、上記の大学院改革を実現する上でも重要な取り組みであると思われるので、今回も継続して対応すべき課題である。ただし、各研究科専攻の点検・評価結果においては、上記の課題に対してすでに成果を上げる、あるいは十分に対応している専攻もある。たとえば、各専攻はそれぞれの工夫で研究指導体制を整え、丁寧な学生支援を実行している。また、専攻の強み・特色を生かした取り組みや、その魅力を発信する試みも充実してきたと言える。上記の課題については、研究科あるいは専攻内で確認し、十分でないものがあれば、改善に向けて対応していく。TSR総合調査大学院生調査から、現在の本学大学院生の意識をある程度知ることができる。改善のための何らかのヒントが見つかる可能性があるため、分析・検証等を推進していく。

第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
TSR「5つの社会的責任」	https://www.tais.ac.jp/guide/outline/management_vision/
備考：	

第9章 社会連携・社会貢献（本文）

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

＜評価の視点＞

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

（社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。）

・すがもプロジェクト

本学の運営理念、TSR「5つの社会的責任」において、「特色ある地域貢献・社会連携」を掲げており、大学ホームページに公開をしている。また、2023（令和5）年9月に策定した第4次中期計画において『「地域主義」に未来』を公表している。

2016（平成28）年以降、本学は「地域主義」をスローガンとして掲げ、2014（平成26）年に設立した地域構想研究所の中核事業である「地域共創コンソーシアム事業」を基盤とした産学連携・大学間連携により地域貢献事業を推進してきた。「地域共創コンソーシアム事業」は、学生の地域実習・フィールドワーク・インターンシップの受入拠点として大きな役割を果たすなど、他大学にはない、きわめて特色のある取り組みを継続して行っている。そして、巣鴨地域を一つのフィールドとして捉え、魅力発信・課題解決の場とする「すがもオールキャンパス」をスローガンとした。しかし、新型コロナウイルスの影響により、オンライン授業への切り替えとなったことで地域での活動・調査は全面禁止となり、予定していた活動が実施出来ない状況であった（根拠資料 9-1【ウェブ】、9-2【ウェブ】、9-3【ウェブ】、9-4）。

2021（令和3）年より地域での活動・調査を再開し、大学によるまちづくりをテーマとした「すがもプロジェクト」として教育活動を展開している（講義名：「地域課題解決論Ⅱ・Ⅲ-B」）。本科目は、大正大学が位置する巣鴨・西巣鴨・滝野川のまちを中心に活動を展開し、学生が主体的に地域課題解決のためのフィールドワークを実践しながら、学生と地域の人々がともに学ぶ発展的共通教育として実施している。本科目では、以下のテーマを設定し、調査・企画・報告・検証・改善を実施している（根拠資料 9-5【ウェブ】、9-6【ウェブ】、9-7【ウェブ】、9-8【ウェブ】）。

- ①「ユナイト巣鴨」…地域の方と学生との積極的な交流を図る企画運営。
- ②「祈りのまちすがも」…「オリジナル御朱印帳」や「祈りのまちマップ」の作成、および「御朱印浄書日」の実施、紹介動画の作成（さざえ堂を中心とした「祈りのまち」の観点からの動画を検討）。
- ③「キャンパス農園運営」…巣鴨の伝統野菜に関する調査・動画作成、サツマイモ

などの農作物の収穫等作業、埼玉校舎の活用方法の検討。

- ④「銭湯コミュニティ」…滝野川の稲荷湯などの銭湯を活用した地域コミュニティの構築（カフェやワークショップなどの企画運営）。
- ⑤「観光」…ARサウンドコンテンツを活用して、種子地藏縁日などの新しいコンテンツを観光コンテンツとして定着を図る。2023（令和5）年11月、「すがもプロジェクト」観光班の学生が、豊島区の観光音声ガイド「くノ一戦隊 ～巣鴨の街を取り戻せ！～」を制作し、日本語版・英語版の公開を行った。
- ⑥「メディア」…上記の活動を中心に大正大学の学生の地域活動の広報、独自のメディアツール「あるきめでいあ」の運営。

本科目は教員・学生だけでなく、事務職員も参画をし、学生教職員が協働しながら大学周辺地域を活性化することが最終目標である。毎年11月に本科目の履修学生及び協働している教職員で「種子地藏縁日(たねじぞうえんにち)」を開催した。本学の南門広場にある「種子地藏」にちなみ、2022（令和4）年に初開催され、伝統野菜を通して“農と食と歴史”を感じるマーケットや仏教を体感する写経や腕輪念珠作りなどのワークショップ、クイズやスタンプラリーなど、「種子屋通りとしての巣鴨」の歴史や文化の認知向上を目指すための取り組みを実施している（根拠資料 9-9【ウェブ】、9-10、9-11）。

また、学部共通科目の「地域課題解決論Ⅰ・Ⅲ-A」では、履修学生が中心となり毎年7月に「鴨台盆踊り」を開催している。企画・運営を通して、近隣諸地域との多世代、多属性、多文化の交流を図り様々なマネジメント力やコミュニケーション力を身につけることを目的に、過去の鴨台盆踊りを超える大学・大学生にしかできないイベントの構築を目指している（根拠資料 9-12、9-13、9-14【ウェブ】）。

そして、2024（令和6）年度の実施にあたっては、高等学校2校の「総合的な探究の時間」と連携を行い科目を履修している学生で組織される実行委員会の一員として高校生を迎え、高大接続連携事業としても重要な役割を果たしている。2023（令和5）・2024（令和6）年度は1万人を超える来場者となり、地域の一大イベントとして大きく発展をしている（根拠資料 9-15【ウェブ】、9-16【ウェブ】、9-17、9-18）。

・宗教行事

上記以外にも、本学では建学の理念である大乘仏教の精神「智慧と慈悲の実践」に基づき、年間を通じて、学生教職員・地域住民に開かれた宗教行事を実施している。

6月の「仏陀会」では、本学設立宗派所属の学生による合同法要を執り行っている。地域住民にも公開しており、本学関係物故者、東日本大震災物故者及び熊本地震物故者を含む多くの方々の偲ぶ追悼法要もあわせて行っている。12月には、仏教学部専門科目である「現代社会と仏教D」の履修学生を中心に「成道会」の企画・運営を行っている。「成道会」においては、巣鴨地域も巻き込み、学生たちによるお練り行道や本学設立宗派約120名の学生による合同法要、雅楽部の演奏や飲食物の配布・御朱印配布・課外活動団体による作品展示などを実施し、学生教職員や地域住民に対して、仏教を肌で感じてもらい、本学に対して親しみを持っていただくための取り組みを実施している（根拠資料 9-19【ウェブ】、9-20【ウェブ】、9-21、9-22）。

・豊島区との連携・貢献

豊島区との連携については、包括協定を締結しており、地域連携の推進を実施している（根拠資料 9-23、9-24）。また、豊島区と区内8大学（学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京音楽大学・東京国際大学・立教大学）は、「街全体をキャンパスに！」というコンセプトに基づき、「豊島区と区内大学との連携・協働に関する包括協定」を締結している。その目的は、区と区内大学との連携・協働の促進を図り、多様な魅力を発信し、賑わいと活力にあふれた誰もが主役になれるまちづくりに寄与することである。この協定に基づいて現在取り組みを行っているのが、「としまコミュニティ大学」である。区と各大学が持つ人的、知的、物的資源の交流を図り、教育機能の向上及び福祉の向上並びに世界に開かれた魅力と活力にあふれた地域社会の創造を目指して連携・協働している。豊島区の主催する講座・講演に対して本学関連講師の紹介や、大学施設設備の提供、公開講座の実施等、生涯学習を通じて大学資源を地域活動に活用している（根拠資料 9-25【ウェブ】、9-26【ウェブ】）。そして、豊島区と区内大学の地域連携に関する懇談会も実施しており、豊島区と他大学との意見交換・情報共有も実施している（根拠資料 9-27）。

その他、商店街との共同としての餅つき大会の実施や豊島区のごみゼロデーへの参画、豊島区社会貢献見本市への参画等も行っている（根拠資料 9-28、9-29）。

・すがもオールキャンパス

また、巣鴨駅から本学まで続く巣鴨3商店街の街中を「第二のキャンパス」と捉えて、学生が地域や企業と連携しながら実践的な学びを深める場となることを目指す「すがもオールキャンパス構想」を推進している。この構想のもとに、2021（令和3）年には「すがも街なかキャンパス」が誕生した。実践的なフィールド学修の場であるアンテナショップ「座・ガモール1号店」や、サテライト教室「すがも街なか教室」をはじめ、プログラムの中核を担う多彩な施設を展開している。2022（令和4）年には、巣鴨の商店街を盛り上げる『AR謎解きイベント』を、大学生がプロデュースした（根拠資料 9-29【ウェブ】、9-30【ウェブ】、9-31【ウェブ】）。

・全国の自治体・大学との協定

2014（平成26）年に設立した地域構想研究所により、全国の様々な自治体との連携ネットワークを広げており、その数は現在100を超えている。同研究所のミッションは、全国各地域が抱える課題と大正大学が有する教育・研究機能とを結びつけることにある。巣鴨地域と並行しながら、全国各地の自治体と連携ネットワークを構築している。地元への貢献である「すがもオールキャンパス」と並行して、地域構想研究所を窓口としてプラットフォームを作り上げている（根拠資料 9-32【ウェブ】、9-33【ウェブ】、9-34【ウェブ】）。

他大学との包括連携協定は12大学であり、教育・研究・社会貢献分野で広く連携する目的で締結している。例えば、追手門学院大学とは、2022（令和4）年に、教育、研究、地域貢献等の分野において広く連携を図り、地域振興に資する人材育成と地域社会の発展に寄与することをめざした包括連携協定を締結した（根拠資料 9-35【ウェブ】、9-36【ウェブ】）。

・生涯学習講座

本学の生涯学習事業である公開講座については、本学の事業法人である株式会社ティー・マップに業務委託をしている。講座は、仏教を基盤とした本学ならではの仏教系の講座、

書道や仏教系美術に代表される実技を伴った芸術・文化講座の2講座群に大別して実施している。また、書道カレッジと称した、初歩から専門まで幅広く学べるようにコース分けされた書道の実技講座群も開講している（根拠資料 9-37【ウェブ】、9-38）。

・表現文化学科

産学連携プロジェクトとして、表現文化学科では、「若い世代が変える！アフターコロナの日本の空港国際力向上PR企画」を進めている。このプロジェクトは4年目を迎え、NTTデータ経営研究所との共同研究として3年計画で進行している。主な目的は、空港における外国人の情報格差や差別を解消・啓発することであり、社会貢献活動の一環として継続して取り組んでいる。しかし、コロナ禍による影響で当初の計画に遅れが生じたため、5か年計画へと変更された。プロジェクトでは、世界的なネットワークを活用しながら、学生の研究・調査力、表現演出力、企画力を養成することを重視している。また、アフターコロナを見据え、専門組織や関係機関とディスカッションを行い、より実践的な知識やスキルを身につける機会を提供している（根拠資料 9-39【ウェブ】）。

また、社会課題の解決に向けた共同研究および産学連携プロジェクトにも取り組んでいる。21世紀構想研究会、西尾家具工芸社、全日本ブライダル協会、ラ・クール、オンコロジー教育推進プロジェクト、有限会社モーハウスの6つの企業・団体の協力を得て、エンターテインメントの力を活かした社会課題解決に挑戦している。各企業・団体と連携することで、学生たちは社会への課題意識を高めるとともに、自らの企画を社会へ発信する機会を得ている。ここでも、世界的なネットワークを活用し、研究・調査力、表現演出力、企画力の向上を目指している（根拠資料 9-40【ウェブ】）。

さらに、PBLⅢの実習授業の一環として「映像祭2023」を開催した。アート&エンターテインメントワークコースの特性を活かし、外部に向けた実践的な取り組みを積極的に行っている。このような活動を通じて、学生たちはエンターテインメントの力を生かした社会貢献の可能性を広げ、実践的なスキルを磨いている（根拠資料 9-41【ウェブ】）。

・地域創生学科

教員の専門分野やゼミごとにも、多様な社会貢献・地域連携が進められている。また、学科として、地域実習という授業科目の中で、学生が地域課題の解決に取り組む実践的な学びの場としている。1年生は9月下旬から11月中旬にかけて行われる第3クォーターの期間に、東京で教員が用意したプログラムに参加し、地域創生の基礎を学んでいる。2年生は同じく第3クォーターの期間に全国に分かれ、現地の講師とともに地域課題の解決に取り組み、実践的な経験を積んでいる。3年生は、それぞれの研究テーマに基づいて実習地を決定し、地域の受け入れを得たうえで、より主体的な活動を行っている。地域の行政や住民、企業と連携しながら、まちづくりや防災、観光、地域経済活性化など幅広い分野に関わり、現場での学びを通じて多角的な視点を養うことを目的としている（根拠資料 9-42【ウェブ】、9-43【ウェブ】、9-44）。

豊島区においては、巣鴨商店街における店舗「座・ガモール」の運営や、豊島区くすのき公園における地域交流イベント「となりのくすのき」、島根県益田市の教育委員会と連携した修学旅行生の受け入れ事業を実施している。「座・ガモール」では、地域の高校生とともにSDGsを参照しながら、地方の農産物と都市のマーケットをつなぎ、食品を有効活用するための商品開発を行い、商店街とのきずなも深めている。「となりのくすのき」

では、豊島区公園緑地課と連携して中小規模公園活性化のための取り組みを継続しており、地域の小学生と保護者を中心に300名近くが来場する地域交流イベントとして成長している。益田市との連携では、「県外拠点形成事業」の委託を受け、巣鴨商店街の大学施設を活かして益田市の中학생や高校生に大学での学びを紹介した。地域にUターンするキャリアビジョンを早期に育成するためのワークショップを、学生たち自ら企画運営している（根拠資料 9-45【ウェブ】、9-46【ウェブ】、9-47【ウェブ】、9-48【ウェブ】、9-49【ウェブ】）。

・公共政策学科

大正大学公共政策学科の実習は、学生が公共政策の現場を体験し、政策課題の理解と解決策を探る実践的な学びの場となっている。秋学期の第3クォーター（9月下旬～11月中旬）に「フィールドワーク」という実習科目が開講されており、1年生は首都圏の自治体、2年生は首都圏以外の自治体を対象にグループで調査を行っている。3年生になると、インターンシップ型の「フィールドワークⅢ」として、最低10日間（80時間以上）の実務体験を行い、自治体や議会事務局、NPO、企業などで政策の現場に直接関わる。実習では、政策立案や公共サービスの実態を学び、現場の課題を発見しながら解決策を考えることを重視している。事前学習・実習・事後学習の3段階で構成されており、実習後には報告会を通じて学びを深め、卒業研究や将来のキャリアにつなげている（根拠資料 9-50【ウェブ】、9-51【ウェブ】、9-52【ウェブ】、9-53、9-54）。

・学融合ゼミナール

「学融合ゼミナールⅠ・Ⅱ」については、全学生必修の授業科目としており、地域や社会の課題解決等の講義を通して、学生達が地域に直面する課題等についての理解を深めている。また、学融合ゼミナールⅡに「旅する学融合」という授業を設けて、学科から推薦された学生を中心に、学生の居住している地域と、全国からそれぞれ1地域、合計2地域を選択してフィールドで学融合型学習を実施した。また、第Ⅲ類科目「地域プロジェクト」という授業においては、学生が地域社会と連携して課題解決に取り組むプロジェクト型授業も実施した。このプログラムでは、学生が自ら授業内容を企画・運営し、成果をオンデマンドやフィールドワークを通じて発表する。たとえば、「巣鴨を学融合する」というテーマのもと、地域の課題を調査し、具体的な解決策を提案するといった取り組みを実施した（根拠資料 9-55【ウェブ】、9-56【ウェブ】、9-57【ウェブ】、9-58、9-59、9-60）。

以上のように、全学生が履修することができる共通教育科目においても社会連携・地域貢献を意識した授業科目を設けている。また、第Ⅲ類科目アントレプレナーシップ育成教育の学びの場であるすがも街なか教室を、インキュベーションセンターとして社会実装の場とする取り組みを今後実施する予定である（根拠資料 9-61【ウェブ】、9-62【ウェブ】、9-63）。

・第Ⅰ類科目「社会の探究」

社会の探究では、第2クォーターの全クラス共通テーマとして「鴨台祭の課題解決」、第4クォーターの共通テーマとして「大学周辺地域の課題をみつけて解決するための企画案」をグループで考え、プレゼンテーションを行っている。2024（令和6）年度は学生の学びの動機づけのために、初回授業のなかで、実際に「地域プロジェクト」（第Ⅲ類科目）で問題解決型学習（PBL）に取り組む先輩学生たちに対して自らの活動や授業を通して成長した力等についてプレゼンテーションを実施した（根拠資料 9-64、9-65【ウェブ】）。

・第Ⅲ類科目アントレプレナーシップ育成教育「マイスターワークショップ」

授業の運営に当たっては地域連携を重視しており、地元巣鴨地蔵通り商店街との連携やインターンシップを実施している。実務と経営について実践的に学ぶ機会としている（根拠資料 8-66）。

・図書館

豊島区では、毎年11月初旬に「としま文化推進期間」を設けており、まちの魅力発信と賑わい創出の推進を目的に、区民の文化活動を後押しし、同区の誇るマンガやアニメ、コスプレ等の文化を活かして様々なイベントを開催している。『にぎやかな図書館祭』は、その「としま文化推進期間」の一環として、大学図書館と公共図書館の垣根を越えて行われる催しであり、本学も2024(令和6)年度に豊島区と共催で『にぎやかな図書館祭(フェス) 2024』を開催し、地域住民にも開かれた取り組みを行った。当日は株式会社サンシャインシティにご協力いただき、ご自宅で読まなくなった絵本を次の世代に送る「絵本のリサイクルボックス」の設置等の社会貢献活動も実施した（根拠資料 9-67【ウェブ】、9-68【ウェブ】）。

・エリアキャンパス

日本全国を学びの場とすることを企図して、学生の地域実習の場や社会連携の施設として、日本全国に5か所のエリアキャンパスを設けている。京都エリアキャンパスについては、多目的ホールや宿泊機能を備えており、学生や教員が近畿地方でおこなうフィールドワーク拠点としての機能はもちろんのこと、様々なイベントの企画実施を通じた伝統と革新の融合による未来創造を促進する場として活用している（根拠資料 9-69【ウェブ】、9-70【ウェブ】、9-71【ウェブ】、9-72【ウェブ】、9-73【ウェブ】）。

・国際交流事業

「5つの社会的責任」の一つである「充実した学生生活」において、国際交流活動は、①学術協定に基づく大学間交流、②学生の留学、③海外語学の研修、④国際貢献等に分類される。その方針に基づき、国際交流を推進している。現在、本学との協定校は9校であり、それぞれ上記の分野についての協定覚書によって、学生交流、共同研究、調査活動、学術的情報交換等を行っている。ハワイ大学、ミュンヘン大学、東西大学校においては、留学だけではなく、文化・語学研修（短期語学研修）も実施している（根拠資料 9-74【ウェブ】、9-75【ウェブ】、9-76、9-77）。

また、在学生の国際交流意識醸成のため、2024（令和6）年度から英会話サロンを運営している。週1日、本学の非常勤講師（ネイティブ）が担当し、長期留学や海外研修への参加を検討する学生、日常英会話表現を学びたい学生、留学生と交流したい学生等が参加している。留学生受け入れについては、協定留学生増加を目指し、カリキュラムの見直し(学科科目の拡充)や、在学生との交流機会の増加を検討中である（根拠資料 9-78、9-79）。

（社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。）

社会連携・社会貢献に関する取り組みについては、豊島区を中心に地域や団体と連携し、様々な地域貢献活動を実施している。学生による教育活動についても豊島区だけではなく、全国における地域や社会の課題解決等に貢献している。また、カウンセリング研究所や地域構想研究所においても自治体や地域等との連携により、研究機関としての社会貢献を实

施している。具体的な取り組みは次のとおりである。

・地域創生学科

地域創生学科においては、地域実習の中で、調査・分析を行い、自治体への課題解決の提案等も行っている。藤枝市においては、企業訪問やフィールドワークを通じて地域課題の調査を行い、その成果として、地域活性化に向けた事業プランを作成し、市職員や市民の前で発表した。提案内容には、シングルマザー向けの子育て支援の拡充、ツーリングライダー向けのカフェの設置、空き家を活用した農業体験型民泊施設のリノベーションなどが含まれていた。学生たちは、地域の資源や課題を分析し、収支予算案も考慮した実現可能なアイデアを示したことで、出席者から評価を受けた（根拠資料 9-80【ウェブ】）。

また、別の学生のチームにおいては、那須塩原市の板室温泉地区の活性化をテーマに、現地調査と施策提案を行った。そして、地域の特性や資源を生かした観光戦略を立案した。市長の前で3つのチームに分かれて施策を発表し、市長から具体的なフィードバックを受けた。この取り組みは、座学と現場での実践を融合させた学びの一環として実施され、学生の政策提案力の向上につながるだけでなく、社会貢献としても活かすことができた（根拠資料 9-81【ウェブ】）。

さらに、地域創生学科主催による「ファッションロス3Rプロジェクト」を2024（令和6）年度に本学で開催した。不要になった衣類の活用を推進し、リメイク衣装を用いたエシカルファッションショーを開催した。このショーにはミスアース2022日本代表モデルも出演し、服の交換会やリメイクワークショップで制作したアイテムを披露する場を提供している（根拠資料 9-82【ウェブ】）。

・公共政策学科

公共政策学科においては、豊島区文化観光課と連携し、池袋以外の区内観光スポットへ人を誘導する施策を検討した。グループごとに区内の観光地を訪れ、魅力や課題を自らの目で確認した。現地調査の結果をもとに、来訪者を増やすための施策を考え、最終授業でプレゼンテーションを行った。この取り組みを通じて、地域の課題解決に向けた実践的な学びを深め、豊島区の課題解決への貢献を行うことができた（根拠資料 9-83【ウェブ】）。

また、データサイエンス授業での成果を活かして、「学生によるミタカ・ミライ研究アワード」に公共政策学科の学生グループが応募し、未来の地域社会やまちづくりに関する研究や実践活動の成果を、三鷹市長に向けて提案発表し、毎年、優秀賞や市長賞を受賞している（根拠資料 9-84【ウェブ】、9-85【ウェブ】）。

・社会福祉学科

社会福祉学科においては、「学生出前定期便」を運営し、地域の高齢者や障がい者宅を訪問し、日常生活におけるちょっとした困りごとの解決を支援している。この活動は、社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーを通じて依頼が寄せられる仕組みであり、換気扇や窓の清掃、庭の草むしり、スマートフォンの使い方指導など、多岐にわたる支援を提供する。学生にとっては、地域住民と直接関わりながら社会福祉の実践的な経験を積む貴重な機会となっている。特に、依頼者に寄り添い、絆や信頼関係を築くことを第一に考えた取り組みとして、本学の社会福祉学科ならではの活動として継続的に発展させている（根拠資料 9-86【ウェブ】）。

また、2013（平成25）年から「学生によるオレンジリボン運動（認定特定非営利活動法

人児童虐待防止全国ネットワーク主催)」を実施している。その一環として、東京都立赤羽北桜高校保育・栄養科3年生の「生活と福祉実践」という授業の中で、当学科の学生6名が、子ども虐待防止を呼びかけるオレンジリボン運動について知ってもらう取り組みを実施した（根拠資料 9-87【ウェブ】）。

・日本文学科

日本文学科では、社会貢献・地域貢献事業として、「異文化アダプテーション：創作布袋戲作成と公開公演」、「日本語教育支援活動：おうだい子ども日本語教室」、「くずし字解読、和古書調査に関する体験的活動：大正大学日文くずし字講座」の3つを学生主体で運営している。いずれも学生による主体的な運営の度合いが高まっており、地域や社会の課題解決であると同時に学生たちのフィールド学習の場として機能している。なお、「日本語教育支援活動：おうだい子ども日本語教室」については、広報活動などを豊島区教育委員会と連携して行っている。また、「大正大学日文くずし字講座」は、OCRを活用するもので企業と連携した事業であり、地域や社会に開かれた日本文学科として、着実に前進している（根拠資料 9-88【ウェブ】、9-89【ウェブ】、9-90【ウェブ】、9-91）。

2024（令和6）年1月には、学習院大学と共同で「はじめて学ぶわくわくとしま日本語教室」を開催した。在住外国人が日常生活に必要な日本語を学び、地域社会にスムーズに適應できるよう支援している。授業では、挨拶や買い物時の会話をロールプレイング形式で実践し、巣鴨のカフェ「ガモール志學亭」にて実際に注文を行うなど、実践的な学習機会を提供した（根拠資料 9-92【ウェブ】、9-93）。

・メディア表現学科

本学と豊島区の協働事業として、メディア表現学科の学生が「アンコンシャスバイアス周知ポスター」を制作する取り組みを実施した。これは、無意識の思い込みに気づくことを目的としたものであり、豊島区男女平等推進センターの指導のもと、授業「ワークショップ」で企画立案を行った。最優秀アイデア「アンコンシャスバイアス認知度UP計画」を基に、3秒で注目を集めるデザインを意識したポスターを作成し、広報活動を行った（根拠資料 9-94【ウェブ】）。

・カウンセリング研究所

カウンセリング研究所は、豊島区発達障害者心理相談事業を実施しており、発達障害のある方やそのご家族でどこかに相談したいと感じている豊島区民の相談を受け付けている（根拠資料 9-95【ウェブ】、9-96【ウェブ】）。

また、公開講座も実施しており、「地域精神保健講座」については、地域の専門家向けのトレーニングを実施するほか、発達障害児支援としてJASPERやPEERS、ペアレントトレーニングなどのエビデンスに基づくプログラムを提供している。加えて、地域の子育て支援の一環として、年4回の「おもちゃ広場」を開催している（根拠資料 9-97【ウェブ】、9-98【ウェブ】、9-99【ウェブ】、9-100【ウェブ】）。

・地域構想研究所

地域構想研究所においては、地域創生のための研究とその社会実装を進めることで、地域活性化に貢献している。研究テーマとしては、防災・減災、地域マーケティング、人材育成、環境問題に関する自治体との共同研究を実施し、地域の支え手となる若者・女性の雇用促進や移住支援、多文化共生の推進に取り組んでいる。また、巣鴨商店街を拠点とす

る「すがもプロジェクト」では、地方自治体と連携しながら地域振興を図り、AI技術を活用したマーケティング戦略を展開している（根拠資料 9-101【ウェブ】、9-102【ウェブ】、9-103【ウェブ】、9-104【ウェブ】）。

防災・減災プロジェクトについては、能登半島地震を踏まえて、罹災証明の迅速発行や避難所運営の改善策を提言し、自治体向けワークショップを開催している。また、豊島区と「災害時要配慮者対策の推進に関する共同研究」の覚書を締結し、高齢者や障がい者を含む要配慮者の支援を目的とした研究を展開している。そして、NbS（Nature-based Solutions）研究センターでは、自然資源を活用した都市計画や防災策を研究し、持続可能な環境問題の解決に取り組んでいる。加えて、自治体マーケティングプロジェクトでは、シティプロモーションや移住促進施策を研究し、観光・産業振興を支援している（根拠資料 9-105【ウェブ】、9-106【ウェブ】、9-107【ウェブ】、9-108【ウェブ】）。

そして、人材育成事業の一環として、「地域戦略人材塾」を開講し、地域戦略に関わる人材の育成を進めている。また、高校生向けの「アイランダー高校生サミット」を実施し、若年層の地域貢献意識の醸成を図っている。地域戦略人材塾は、大正大学地域構想研究所が主催する人材育成プログラムであり、地方自治体の職員を対象に、地域創生の推進に必要な政策立案能力や実践知を習得してもらうことを目的としている。この塾は、オンライン研修を中心に実施され、各自治体の政策担当者が最新の地方創生の動向を学ぶ場として機能している。このように、地域戦略人材塾は、自治体の政策立案能力を向上させ、地域創生の推進力となる人材を育成することで、持続可能な地域社会の実現に貢献している（根拠資料 9-109【ウェブ】、9-110【ウェブ】、9-111、9-112）。

アイランダー高校生サミットについては、離島を含む全国の高校生が一堂に会し、地域創生に関する議論を行う場として開催されている。本サミットでは、各地域の課題や魅力を発表し合い、持続可能な地域づくりに向けたアイデアを共有することが目的とされる。特に、離島の高校生にとっては、他地域との交流を通じて視野を広げる貴重な機会となり、将来的な地域貢献への意識を高める効果が期待される。実施内容としては、ディスカッションやワークショップのほか、オンラインを活用した交流も行われ、地域の枠を超えた協力の可能性を探る場となっている。結果として、地域間連携の強化や、高校生自身が地域の担い手となる意識の醸成につながり、各地での新たな活動のきっかけとなっている（根拠資料 9-113【ウェブ】、9-114【ウェブ】、9-115）。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

（社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。）

各学部学科・研究科専攻の点検・評価については、TSRマネジメントシートにおける「特色ある地域貢献・社会連携」において、毎年度、地域連携・社会貢献についての点検・評価を行っている。

事業計画に位置付けられた各行事・事業の実施については、企画段階で全学部の教員と職員で構成される委員会で審議・点検を行い、学内の意思決定機関である総合政策会議において報告を行っている。特に宗教教育行事においては、本学設立宗派の教員・本学6学部の教員・事務職員を構成員として「宗教教育・行事運営委員会」を設置し、宗教教育及び宗教行事に関する事項を審議し、必要事項の処理を行っている。

（点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。）

各学科・専攻ともに学生が回答するTSR総合調査「地域貢献活動満足度」、IRコンソーシアム学生調査「地域課題が直面する問題を理解する能力」を点検・評価の指標としており、改善・向上に向けたPDCAサイクルを推進している。また、各部署における事業報告、各研究所における事業報告においても社会連携・社会貢献に関する事項の点検・評価・改善・向上について記載しており、効果的な取り組みへとつなげている（根拠資料 9-116、9-117、9-118）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の運営理念「TSR」における「5つの社会的責任」では、「特色ある地域貢献・社会連携」の実施を掲げており、全学共通科目・各学部の学びにおいても地域貢献や社会連携に資する授業科目・講義内容が実施されているだけではなく、全国規模の地域貢献・社会貢献として地域実習やフィールドワーク等を実施している。

学生調査においては、IRコンソーシアム学生調査「地域社会が直面する問題を理解する能力」、TSR総合調査「地域貢献活動満足度」を学生に対して調査しており、2023（令和5）年度から2024（令和6）年度において、IRコンソーシアム学生調査については、3.78⇒3.81、TSR総合調査は、3.51⇒3.66と全体の数値が伸長している（根拠資料 9-119）。

授業科目内で企画・運営がなされている「鴨台盆踊り」「成道会」等については、学生・教職員のみならず、多くの地域住民も参加し、地域の行事として定着を図っている。その他宗教行事においても地域住民が参加できるワークショップや式典を実施しており、本学の認知度向上・地域貢献に寄与していると考えられる。しかし、各イベントにおいて、学生の参加率は低い水準を維持している。また、上記の社会連携・社会貢献に位置付けられたもの以外にも、各部署が多様な活動を展開しているが、必ずしもすべての活動実態が整理・統一されているわけではない。

すかもプロジェクトにおいては、教員・職員・学生がともにプロジェクトに関与し、各班に「SPS」という学生リーダーを配置し企画立案などの活動のとりまとめを行っている。SPSは教職員とのパイプ役でもあり、すかもプロジェクトを運営する上で重要な役割を担っている。問題点としては、通年開講講座のため、秋学期（第3・第4クォーター）からの履修ができないことが挙げられる。その影響もあり、1・2年生の履修が少なくなっている。

種子地藏縁日については、大学南門広場が面している旧中山道は江戸時代から戦前まで

の間「種子屋通り」と呼ばれていたことに由来する。その地に「種子地蔵」を建立し、地域の歴史や江戸伝統野菜の継承と発信を本学学生が担っている。ただし、イベント実施時期が第3クォーターのため、地域実習に参加する学生が準備段階で関われないことが課題である。

地域戦略人材塾においては、経済・社会の大きな流れを踏まえながら、具体的な政策立案手法（ナッジ、フューチャー・デザイン、シティプロモーション、マーケットデザインなど）を提供し、自治体職員が実践的に活用できる知識を得ることを支援している。また、地域間のネットワークを構築することで、自治体職員同士の知見共有や協働の機会を増やし、各地域が持つ強みを最大限に活用するための戦略を構築することが期待される。地域政策を担う人材が不足している現状に対応し、政策形成能力の高い自治体職員を育成することで、より効果的な地域活性化施策の実施が可能となることを期待している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の社会連携・社会貢献活動は、防災・減災、環境問題、地域マーケティング、人材育成など多岐にわたり、自治体や地域社会と連携しながら課題解決に貢献している。豊島区だけではなく、全国規模の社会貢献・地域連携も意識した教育研究活動も推進しており、教育機関の持つ人的資源・知的資源を社会に提供している。

本学は、2020（令和2）年度に、学生の人材育成像に「地域戦略人材」を掲げ、「地域」を狭い意味ではなく、地域を貫いて社会の課題解決を行うという観点で定義した。2011（平成23）年の東日本大震災に伴う南三陸町での教職員・学生の復興支援活動をきっかけに、復興と人材育成を柱に連携活動を継続し、地域創生学部・地域構想研究所の設置により「地域人材」を育成してきた。そして、「地域戦略人材」を掲げて、文部科学省の「知識集約型社会を支える人材育成事業」に採択された。2024（令和6）年度には、文部科学省の助成事業が終了し、本助成事業を選択した学生が卒業する。そのため、今後、地域戦略人材を検証し、ブランド価値をどのように上げていくのが課題である。全国におけるエリアキャンパスもフィールド・実習の場として活用できるように取り組んでいる。今後も社会連携・社会貢献を通じた教育活動が期待できる。

また、各学部及び全学共通の正課活動においては、多様かつ不断の社会連携活動が実施されており、連携自治体や隣接する巣鴨地域に大きな貢献を果たしているといえる。特に宗教教育・宗教行事については、巣鴨地域の住民と親和性が高く、今後も多くの地域住民に対して貢献し、地域住民も参画できる可能性が十分に残されている。今後も大学全体・隣接地域の状況を把握し、それぞれの教育・研究活動を関連させながら、さらに充実した社会連携・社会貢献活動を展開していきたい。

豊島区における地域連携についても、学生・教職員が積極的に推進しており、商店街におけるアンテナショップの運営だけではなく、カウンセリング研究所における地域住民からの相談、日本文学科における日本語教室等、地域主義を意識した取り組みが、強みのある特色へと変化してきた。特に人文科学系における学問分野でも地域貢献活動が実施できていることは特色であるといえる。そして、現在、近隣の民間企業や団体とコラボレーションして各種イベントを実施しているが、今後、豊島区などの地域自治体とのコラボレーションもより強化していきたい。

すかもプロジェクトについては、新たな履修者獲得に向けて、特に1年生への周知強化を行っている。2023(令和5)年度に社会の探究の授業内で学生が事例報告を行い、2024(令和6)年度の履修生獲得につながった。また、オープンキャンパスでも、御朱印イベントやキャンパス農園ツアーを実施しており、参加を通じて本学への入学を決めた学生もいる。社会連携・社会貢献には学生への教育効果と学生の視点による貢献が欠かせない。教育機関としての社会連携・社会貢献をより推進していくことが求められる。

最後に、本学は地域構想研究所やカウンセリング研究所における研究・社会貢献活動、豊島区や全国の自治体との連携、教育活動による地域連携・社会貢献、巣鴨商店街との連携、店舗経営等の特色ある取り組みを推進している。100を超える自治体との連携については、地域創生学科や公共政策学科の実習の連携先となる等、社会連携・社会貢献と教育活動が融合した形で推進できていると言える。

第10章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	大正大学内部質保証方針	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/estimation/internal_quality_assurance.pdf
学長選出・罷免に関する規程	大正大学学長選考規程	大正大学学長選考規程
役職者の職務権限に関する規程	大正大学教員役職規程 大正大学学部・学科運営規程 大正大学大学院運営規程 大正大学事務局職位規程	大正大学教員役職規程 大正大学学部・学科運営規程 大正大学大学院運営規程 大正大学事務局職位規程
教授会規程	大正大学学則 大正大学教授会規程 大正大学代議員会規程	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/univ-gakusoku.pdf 大正大学教授会規程 大正大学代議員会規程
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	学校法人大正大学理事・監事・評議員・顧問一覧 学校法人大正大学事業報告書	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/officer-list.pdf https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/financial/r5_06.pdf
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	学長推薦委員会委員名簿	学長推薦委員会委員名簿
職員採用規程	大正大学事務職員採用規程	大正大学事務職員採用規程
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書	学校法人大正大学監事監査報告書	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/financial/r5_07.pdf
事業報告書	学校法人大正大学事業報告書	https://www.tais.ac.jp/common/doc/guide/info/financial/r5_06.pdf
備考：		

第10章 大学運営・財務（1）大学運営（本文）

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

（大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。）

本学の理念・目的、中・長期計画、大学運営に関する方針等は、理事会、常務理事会及び総合政策会議が全学的な方針や施策の承認を行い、局議会、教学運営協議会、代議員会、大学院委員会、教授会連合会等の会議体へ連絡・調整を行い、学部、研究科、事務局等へ周知されている。事務職員の役職者も各会議体へ出席しており、学内全体の情報共有を図っている（根拠資料 10-1-1、10-1-2）。

第4次中期計画については、事務職員に対しての説明会も実施し、大学運営に関する大学としての方針を共有した。また、教授会連合会においては、毎年3月に翌年度の方針や体制等の説明を行っており、教員への周知が的確に図られている（根拠資料 10-1-3、10-1-4）。

（関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。）

学長の選考については、2015（平成27）年度に、「大正大学学長選考規程」を定め、学長候補者推薦委員会（理事4名、教員8名、事務職員3名で構成）を設置し、その委員会推薦候補者を理事会で審議し、教授会連合会に報告の上、理事長が任命を行うように変更した。また、任期を3年から4年に変更した。「学校法人大正大学寄附行為」第5条においても、理事会が学長を選任すると定めている（根拠資料 10-1-5）。

権限については、「学校法人大正大学寄附行為細則」第14条に学長の権限を明示している。学校教育法第92条及び学則に基づく学長による大学の運営のため、次の権限を理事長より

委任されている。①学生定員及び学生入学者数に関する事項、②大学の学部・学科、大学院の研究科の設置・廃止に関する事項、③教育研究事業を対象とする補助金に関する事項、④学長裁量による予算執行に関する事項、⑤教職員の採用及び身分に関する事項、⑥教職員役職者の任免に関する事項、⑦学則、学内諸規程の制定・改廃に関する事項、⑧大学の式典・行事に関する事項、⑨他大学等との協定の締結に関する事項、⑩その他理事長が必要と認めた事項（根拠資料 10-1-6）。

副学長については、「大正大学教員役職規程」において任命・職務が定められており、原則として本学の教授のうちから学長が指名し、理事長が任命する。役割については、「副学長は、学長を助け、命を受けて教学及び渉外・就職に関する事項をつかさどる」と規定している。副学長は、教授会連合会、教学運営協議会、代議員会、大学院委員会等の会議体の議長を務める。学部長、研究科長、研究所長については、「大正大学教員役職規程」に加えて、「大正大学学部長選考規程」、「大正大学大学院研究科長選考規程」に任命・職務が定められている。学部長・研究科長は、学長が本学の教授を推薦し、理事長が任命する。研究所長は、本学の教授のうちから学長が任命すると定めている。各役職者の権限は、学部・研究科・研究所に関する事項を統轄すると規定されている。各役職者は、各所属に対しての必要な権限を有していると言える（根拠資料 10-1-7、10-1-8、10-1-9）。

本学は、学校教育法改正に伴い、「大正大学教授会規程」、「大正大学代議員会規程」、「大正大学大学院委員会規程」などの関連規程を整備した。そして、2020（令和2）年度より、理事会が策定した持続可能な競争優位を担保するための戦略的経営及び教学運営の方針並びに当該方針に基づく具体的施策の決定機関として「総合政策会議」を設置した。

「総合政策会議」は、理事長、学長、専務理事、副学長、事務局長を構成員として毎週開催し、大学の運営に関する方針・施策等について、迅速な意思決定を図っている。なお、第2条第3項に「理事長又は学長は、必要と認める場合は、教職員を本会に出席させ、意見を聴取し、又は説明させることができる。」と定めて、2021（令和3）年度より、事務部長及び学長補佐も出席をして審議や報告を行っている。さらに、意思決定の補完と執行のために、学長、副学長、学部長、研究科長、図書館長、事務局長、副事務局長、学長補佐、内部監査室長、教務部長、総合学修支援部長及び学生支援部長を構成員とする「教学運営協議会」を設置し、教育課程や学生の教育・指導に関する事項等の学務について意見を聴収している（根拠資料 10-1-10、10-1-11）。

教授会については、ガバナンス改革の一環として、全学の教授会連合会から権限を委譲した「代議員会」を設置し、学長、副学長、学部長及び教授会連合会を代表する代議員を構成員として発足した。大学院については、学長、副学長、研究科長及び研究科委員会を代表する委員を構成員とする「大学院委員会」を設置している。なお、情報共有の場として、「学長補佐会議」を定期的で開催しており、学長・副学長・学長補佐の情報共有、重点施策の確認、学長の諮問に対する意見の聴収等を行っている（根拠資料 10-1-12、10-1-13、10-1-14）。

教授会の役割については、学則において構成員及び招集権限、審議事項について定め、あわせて「大正大学教授会規程」において役割を明確化している。この教授会連合会より権限を委譲された代議員会について「大正大学代議員会規程」に規定しており、会議の定期的開催によって教学事案について審議し、組織的に運営を行っている。代議員会は、「学

校教育法施行規則」第143条に定める「代議員会等」に位置付けられ、代議員会の議決を教授会連合会の議決としている（根拠資料 10-1-15、10-1-16）。

教授会連合会の審議事項は、教育課程の編成、学位授与、学生の入学及び卒業、学生の懲戒、教員の教育研究業績の審査、学則の改廃及び教育研究に関する学内諸規程の制定・改廃、学長の諮問する事項、その他教育研究に関する事項である。また、学生の入学及び卒業、学位の授与、教育研究に関する重要な事項について、学長は教授会連合会の意見を聞くとある。

教授会連合会は、大学全体の現状、体制、決定事項を全教員へ周知・共有する場として機能しており、就職の状況、大学・大学院の点検・評価結果、学部・研究科に求められる方向性、全学的な課題等の共有も行っている（根拠資料 10-1-17、10-1-18、10-1-19、10-1-20）。

そして、「大正大学教授会規程」は、教授会連合会と学部教授会の2種類を定めている。教授会連合会は議長を副学長とし、原則年2回開催する。学部教授会は学部長を議長とし、必要に応じて開くことができると定めている。研究科に関しては、大学院委員会という会議体を設置している。いずれの会議体においても、規程に基づき、会議が開催され、教学事案について適切に審議されている（根拠資料 10-1-21）。

学長については、前述したとおり、学則、寄附行為、寄附行為細則に基づき、大学の運営に関する事項、学務に関する事項の意志決定を行っている。教授会連合会から権限を委譲された代議員会については、総合政策会議等で決定した方針や決定事項の周知連絡の他、学則に定められた学務に関する事項の審議及び意見を述べると定められている。代議員会は構成員が、学部長、教授会連合会を代表する代議員、学科長、各学科等より選出された専任教員と全学的な構成員となっているため、広く意見を募る他、教育・研究等に関する方針や執行について周知・調整する機能を有している。

（法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。）

「学校法人大正大学寄附行為」及び「学校法人大正大学寄附行為細則」において、理事会、常務理事会及び評議員会を設置しており、理事長を議長として、予算、借入金、事業計画、予算外の新たな業務の負担または権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、寄附金品の募集に関する事項、経営計画、教学運営大綱、人事計画、予算編成方針及び予算案、決算等の審議を行うとしている（根拠資料 10-1-22）。

評議員会に事前に意見を聴取しなければいけない事項や、学校法人の業務に関する重要事項以外で、あらかじめ理事会において定めたものについては、常務理事会で審議・決定することができる寄附行為に定められている。常務理事会の構成員は、理事長、常務理事、専務理事、学長、副学長、事務局長であり、主に経営計画、人事計画、予算・決算等の審議を行っている。

役職者の選任については、「大正大学学長選考規程」、「大正大学副学長選考規程」、「大正大学事務局長規程」、「大正大学教員役職規程」、「大正大学学部長選考規程」、「大正大学大学院研究科長選考規程」、「大正大学事務局職位規程」に基づき、適切に実施している。学長については、学長の任命は、理事会が学長推薦委員会により推薦を受けた学長候補者

のうちから適任者を選出し、理事長がこれを任命するとしている。事務局長については、理事長が学長の意見を徴して原案を作成し、常務理事会の承認を得て任命するとしている。副学長、学部長、研究科長についても学長が推薦して、理事長が任命するとしている（根拠資料 10-1-23、10-1-24、10-1-25、10-1-26、10-1-27）。

総合政策会議については、理事長、学長、副学長、専務理事、事務局長が構成員となり、教学を含めた大学の運営方針や施策を審議しており、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を果たしている。教学組織の運営については、教学運営協議会、代議員会及び大学院委員会等が中心となり、大学・学部・研究科の運営を行っている。これらの会議の議長は、学長・副学長であり、総合政策会議において承認された方針に基づき、学部長・研究科長・学長補佐と連携して大学全体の教育・研究に関する方針や業務の執行にあたっている。また、理事会においては、学長による学事報告を行っており、委任された事項についての確認・検証を行っている（根拠資料 10-1-28、10-1-29、10-1-30、10-1-31）。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

（予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。）

予算編成方針及び予算案については、寄附行為細則第12条第5号に基づき、常務理事会において審議を行い、理事会の承認を経て決定している。予算編成にあたっては、法人運営を管轄する理事長室と予算管理や執行をとりまとめる経営マネジメント本部（経理課）が連携し、重点的に取り組む事項を「事業計画書」として部署ごとに提出している。事業計画を作成するにあたっては、本学の中期計画（及びその補足資料）に基づき、事業計画とする項目を慎重に選定し、重点的に経費を充てる業務とそれ以外のいわゆるルーティン業務として例年必ず執行する基盤となる業務とを分けることで、年度ごとの予算策定にメリハリをつけている（根拠資料 10-1-32、10-1-33、10-1-34）。

同時に、予算編成方針では、全体目標として、基本金組入前当年度収支差額が収入超過となるという目標を示し、その他ゼロベース予算を原則とする等の方向性も示した上で、各部署において予算計上を行い、部署ごとの予算に関するヒアリングも実施している。また、近年では、部署を横断したプロジェクト型の取り組みも多いことから、部署ごとの予算設定ではプロジェクト経費の総額が分かりにくい点が課題であったが、予算管理を取り組み内容ごとに行うために、予算管理方法を見直すことで、予算編成や執行額の透明性確保に努めている。なお、事業計画に基づく執行状況については、中期計画（やその補足資料）に則って実施できているかについて、理事長室にて進捗状況のヒアリングや確認を行っている（根拠資料 10-1-35）。

その他、予算執行時には、事前に「執行伺書」を起票することとしており、予算に則った執行内容なのかという点や、執行額の妥当性を「大正大学経理規程」及び「大正大学執行伺規程」に基づき稟議・決裁を行っている。この決裁においては、予算査定時の結果を反映させており、保留（継続案件）となった予算や予算額が不足した場合について、「学

校法人大正大学予算会議規程」に則り、決裁前にしかるべき部署の所属長により多面的な視点から内容の確認を行っている。また、「大正大学固定資産及び物品管理規程」「大正大学物件調達管理規程」に則り、業者選定を行い、契約及び発注を行うことや、会計士の監査により、執行状況の確認を行う等、透明性を確保している（根拠資料 10-1-36、10-1-37、10-1-38、10-1-39、10-1-40）。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

＜評価の視点＞

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。
- ・危機管理体制、ハラスメント防止体制を適切に実施しているか。

（大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。）

事務組織は、「大正大学事務機構」及び「大正大学事務局事務分掌規程」を定め、事務組織を整備し、配置された事務職員が大学の運営及び教育研究活動の支援にあたっている。事務局は事務局長の下に各部長を置き、各部局を統括している（根拠資料 10-1-41、10-1-42、10-1-43、10-1-44）。

部局間の連絡調整や、事務の執行・改善等の情報共有、部局横断的な取り組みについては、毎週開催される「局議会」において協議を実施している。また、総合政策会議からの諮問事項や総合政策会議への提案についても協議・共有が行われており、総合政策会議との連携を図っていることにより、適切な大学運営を行っている。加えて、教務部所属として、各学科に助手・副手を配置している（根拠資料 10-1-45、10-1-46、10-1-47、10-1-48）。

（大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。）

教員と職員の協働・連携については、各会議体や教授会各種委員会において職員も構成員とする等、教職協働が適格に行われている。プロジェクトチームについても、教員・職員・学生の構成にする等、教員と職員だけではなく、学生の参画も推進している。大学運営が円滑かつ効率的に行われるように、部長職においては、教員が2名担当しており、能力・職務に応じて、教員から職員への配置転換も実施している（根拠資料 10-1-49、10-1-50、10-1-51、10-1-52）。

（必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。）

「大正大学専任専門職員規程」では、事務職員のうち専門的知識、経験を有する者を専

任専門職員と位置づけ、必要部署へ配置している。主にIRや図書館等に配置している。また、職員育成のための外部団体研修への参加を推奨している（根拠資料 10-1-53、10-1-54）。

（職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。）

職員の採用については、「大正大学事務職員採用規程」に基づき選考を行っている。2018（平成30）年度に策定した「大正大学職員のあるべき姿（大正大学職員ビジョン）」に基づき、求める人材像をメッセージとして伝え、それらに基づく採用試験を実施している。採用試験は、グループワークや面接を取り入れ、第1次選考から第5次選考（最終選考）まで実施している。選考員は、職位にかかわらず選抜し、選考を行っている。応募者の魅力を引き出せるように、選考員に対し面接のポイント等の情報を共有した上で、選考に臨んでいる（根拠資料 10-1-55、10-1-56【ウェブ】、10-1-57、10-1-58）。

また、職員の昇任については、人事考課と連動し、「大正大学事務職員人事考課規程」に基づき基準以上の評価の職員を昇格対象者とし、試験を実施している。職員の採用後、業務評価から昇任まで、一貫して人事考課と連動し、公正に実施している。昇任については、人事考課に基づく昇格対象者に対し、試験を実施し、必要に応じて面接を行うことで、ミスマッチ等を防止している（根拠資料 10-1-59）。

職員の人事考課については、「大正大学事務職員人事考課規程」に基づき、1年を2期に分けて、業績評価（「チャレンジシート」）と日常業務及び態度（「職能等級基準書」）の観点から考課を行っている。そして、人事考課結果を昇給、昇任・昇格にも反映する運用となっている。また、職員の人事考課に際し、上司が部下へ「職能等級基準書」に基づいた職務配分を行うことによって、自身が担うべき担当業務や上司から求められている役割が明文化され、業務の見える化につながっている（根拠資料 10-1-60、10-1-61、10-1-62、10-1-63）。

人事考課にあたっては、考課エラーのないように考課者の知識と理解が特に重要となるため、考課者研修及び職位別研修を定期的実施している。考課者の共通認識・共通理解を得るためにも研修内容の工夫が課題となっている。人事考課の適切な運用により、組織の活性化、職員の能力の育成・向上にもつながっている（根拠資料 10-1-64、10-1-65）。

（大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。）

本学の事務職員のSDの取り組みは、TSRシップ醸成と職員個々の能力開発及び資質の向上を目的として「大正大学スタッフ・ディベロップメント活動規程」に基づき部門別研修・職位別研修・目的別研修・国内研修・外部団体研修・自己啓発研修に区分し、実施している。また、国内研修及び外部団体研修に係る費用はSD研究費、自己啓発研修はSD手当として支給している。SD費用の助成制度は、自己啓発に係る費用として、1人につき20万円を上限として費用の助成を行うものである。SD費用の用途は、資格取得や各種研修会・研究会への会費や参加費等多岐にわたる。なお、2024（令和6）年度の職位別研修については、人事考課研修、ファシリテーション等について職位に応じて実施した（根拠資料 10-1-66、10-1-67、10-1-68、10-1-69）。

新任職員へは、マナー研修、フォロワーシップ研修、各部署の業務説明等だけではなく、

採用前のローテーション研修や上級救命講習も実施している。新任教員については、入職時の説明会だけではなく、初任者FDとして、これから大正大学で教える教員のための授業づくりワークショップ、本学の概要、本学のマネジメント体制、本学のキャリア支援、本学の危機管理についての講義等を実施している。新任教員は、その後1年間、大正大学の学生の特徴、学生支援や入試・募集、就職活動支援といった大正大学の専任教員として必要な知識や状況把握に加え、学科・コースの他教員や新任教員同士の授業見学といった授業改善に資する内容を受講する（根拠資料 10-1-70、10-1-71、10-1-72、10-1-73）。

また、『「大正大学スタッフ・ディベロップメント活動規程」に基づく部門別研修』も実施している。部門別研修は、部内のコミュニケーションを円滑にし、業務知識・技能の修得並びに業務遂行に対する意欲及び能力の向上を図るとともに、各部署の機能を戦略的に検討、企画する機会を設け、教育・学習支援、研究支援及び経営支援の専門的知識の涵養を図っている。研修責任者は部内の管理職とし、所属職員のニーズ等を踏まえた上で、日常業務の習熟及び問題点、各部局の役割と今後の方向性、業務改善や業務目標、業務に関連する知識・技能の修得、教育・学習支援、研究支援及び経営支援等を研修のテーマとして設定している（根拠資料 10-1-74）。

教員に対しては、学生生活委員会、ハラスメント防止委員会、教学IR推進部による研修会を実施している。2024（令和6）年度は、ハラスメント防止の研修会について、全教員を対象に実施した。オンライン動画を視聴し、その内容に関するアンケートに回答する形式で行った。なお、未受講者に対しては継続的に受講案内を送り、受講率を上げる対応を実施している。IRや自己点検・評価／認証評価に関する研修会も実施しており、全教職員を対象としている（根拠資料 10-1-75、10-1-76、10-1-77、10-1-78）。

（危機管理体制、ハラスメント防止体制を適切に実施しているか。）

危機管理体制については、「大正大学危機管理規程」を基に、危機管理の基本方針を定め、危機管理委員会を設置し、平時および危機発生時の対応について体制を整備している。これをさらに具体化する形で「事業継続計画（BCP）」を策定し、リスク管理体制の強化を図った。

BCP ver1.0は2022（令和4）年度に策定され、首都直下地震を主に想定して、初動対応、業務継続対応、早期復旧対応を包括的に定めている。また、BCP ver2.0では具体的な行動プランの策定や水害対策などを加え、より実効性のある計画に改定した（根拠資料10-1-79、10-1-80）。

防災訓練については、BCPに基づき、首都直下地震を想定した訓練を2023（令和5）年度に実施した。この訓練では、全職員を対象にしたシェイクアウト訓練や危機対策本部の設置訓練、安否確認訓練を実施し、学生・教員・職員を交えた総合防災訓練も行った。特に安否確認訓練では、T-Po（ポータルサイト）とMicrosoft Formsを活用し、迅速な情報収集と対応体制の確認を実現した。これらの取り組みにより、学生および教職員の安全確保や、教育・研究機能の継続に向けた実効性の高い危機管理体制が整備されている（根拠資料 10-1-81）。

ハラスメント防止及び公益通報の制度については、「大正大学ハラスメント防止規程」、「大正大学ハラスメント防止部会規程」、「大正大学ハラスメント調査委員会規程」、「大正大学パワー・ハラスメントの防止等に関する細則」、「学校法人大正大学公益通報等に関する

る規程」を整備している。ハラスメントについては、2023（令和5）年12月22日付で学長ならびに所管部署からホームページと学内ポータルサイトを通じて改革に向けて取り組む旨のメッセージを配信した。さらに、2024（令和6）年4月1日と15日には理事長および学長から具体的な対応についてメッセージを配信した。その具体的な対策のひとつとして、6月1日からハラスメント行為に対する匿名での学外相談窓口として「大正大学ハラスメント相談 ほっとライン」を開設し、運用を開始した（根拠資料 10-1-82、10-1-83、10-1-84、10-1-85）。

また、2024（令和6）年度は、ハラスメント防止の研修会について、全教員を対象に実施した。オンライン動画を視聴し、その内容に関するアンケートに回答する形式で実施した。なお、未受講者に対しては継続的に受講案内を送り、受講率を上げる対応を行っている。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

（監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。）

監事による監査については、毎年5月に計算書概況について、公認会計士による監査報告、事業報告、内部監査報告を実施しており、監事の所見及び質疑も行っている（根拠資料 10-1-87）。

監査法人による財務監査については、計算書類等が適切であるかどうか、大学運営が適切であるかどうかを監査している。2024（令和6）年度には、重要な虚偽表示のリスクを評価し、大学の内部統制の状況を確認して適切なプロセスと内容であることを確認している。また、入学金や学費、寄付金・補助金の収受、固定資産の取得・維持・処分、関連当事者との取引に関する会計処理の妥当性を重点的に検証した。さらに、計算書類項目の重要な虚偽の表示を看過しないための実証手続きとして、詳細テスト（実査、立会、確認等）といった監査手続きを実施し、会計データの正確性を確認した。最終的に、監査結果をまとめた「独立監査人の監査報告書」を作成し、理事会へ提出した（根拠資料 10-1-88、10-1-89、10-1-90）。

2024（令和6）年度には、監査法人の変更があり、監査法人は、私立学校振興助成法に基づく監査契約に先立ち、予備調査を実施した。寄付行為に関する現行規程および改定案、

学内の諸規程や法人組織図、理事や評議員、監事の一覧といった基本的な組織情報、システムの関係図や一覧表、評議員会および理事会の議事録、稟議書関連資料、重要な契約の一覧表など、大学の運営や意思決定に関する情報の確認も実施した（根拠資料 10-1-91、10-1-92、10-1-93）。

さらに、財務関連資料として、2024（令和6）年度の予算書、2022（令和4）年度および2023（令和5）年度の計算書類、監査報告書、総勘定元帳、合計残高試算表、仕訳データ、勘定明細書、法人税および消費税の確定申告書、固定資産台帳、補助金管理台帳、寄付金管理台帳等を確認し、大学の財務状況や内部統制の状況を把握し、監査のリスク評価や重点的に検討すべき項目を事前に分析した。

そして、監査法人は、理事者へのヒアリング、監事とのディスカッション、内部監査法人へのヒアリングも実施した。理事者へのヒアリングについては、事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチの実施の一環として経営環境の把握、財務報告目的に関連するリスクの評価、内部統制の構築維持、適正な計算書類作成責任等に関する理事者等の認識や評価を確認した（根拠資料 10-1-94）。

監事とのディスカッションについては、監事が認識されている重要課題、事業遂行上のリスク及び将来の見通しに対する見解、監事監査を実施した上での内部統制の状況について見解、監事監査に関する意見（理事の業務執行の監査、会計監査の方法及び結果）、重要な偶発事象及び後発事象等に該当する可能性のある事象の発生の有無及び将来発生する可能性についての見解等を双方で確認した（根拠資料 10-1-95）。

以上の取り組みにより、三様監査が適切に機能しており、本学のコンプライアンスや内部統制が適切であることを確認している。

（大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか）

大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項については、事務局担当部署による点検・評価を実施している。そして、局議会・総合政策会議・常務理事会・大学自己点検・評価委員会・自己点検・評価統括委員会へ報告を行っている。自己点検・評価統括委員会や事務局の報告を通じて点検・評価結果を常務理事会・総合政策会議が把握し、改善・向上に向けて検証を行う機会を設けている。

なお、事業計画に基づく事業計画進捗報告を行っており、事務局各部署における業務の進捗状況・結果については、局議会・総合政策会議・常務理事会において常時報告をしており、大学運営に関する現状や成果・課題を適切に把握している（根拠資料 10-1-96、10-1-97、10-1-98、10-1-99）。

（点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか）

大学運営にかかる組織のあり方については、常務理事会・理事会の審議の下、事務機構改革として組織の再編等を実施してきた。学内外の現状や大学運営に関する成果・課題等の把握により、適切な運営体制であるように組織の改編を実施している（根拠資料 10-1-100）。

2015（平成27）年度より始まった人事考課については、専任職員を対象とした「ポートフォリオ（個人調書）」に関しては、2023年（令和5）年度に「タレントマネジメントシステム」

を導入したことに伴い、従前はExcelで決まった期間で更新をしていたが、現在は各自で情報の更新が可能となり、より鮮度の高い情報を確認することができるようになった（根拠資料 10-1-101）。

また、大学運営の高度化を目指すためにDXの推進を掲げて、事務システム・学務システムの更改・電子化を推進した。第4次中期計画においても、DXによる事務局組織文化刷新、新たな価値を持つサービスの提供等に向けて合理的執行を掲げている。2024(令和6)年度にはDX推進会議を設置し、事務局DXに関する事項、全学のDX基盤整備、DX化対応に関する事務局内の調査・調整を審議している。各部署からの委員は16名である。事務局の非効率な業務遂行の洗い出し・改善を行うとともに、生成AIの活用に関する新たな知識の獲得、データドリブンやデジタルツールの活用に関するグッドプラクティスの横展開等を行っている（根拠資料 10-1-102、10-1-103、10-1-104、10-1-105）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

職員の管理職に占める女性の割合は48.6%であり、男女ともに活躍している。次世代育成支援対策推進法による子育てを行う教職員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための雇用環境の整備も実施しており、男性の育児休業取得者も増加している。

2024(令和6)年度のDX推進会議においては、報告された業務の非効率に関する事項は延べ189件であった。大きく分類をして、個々の現場ならびに部局を横断した取り組みで、課題を解決していくことを推進している。また、各部署で保有しているデータの分析を行い、データドリブンによる意思決定を行うことを推進している。データドリブンについては、先行して取り組んでいる部局の事例を発表する形で勉強会を開催して事務局のレベルアップを目指している。

さらに、職員の知識やマインドセットを目的として、外部サービス（オンデマンド講座）を活用し、委員と希望者は、70時間のビジネスアーキテクト育成プログラムを受講し、修了者には、オープンバッジが付与される。また、4時間のDXリテラシー認定プログラムは全職員が受講し、受講者の9割以上が目標点数をクリアし、4割以上が満点取得による修了によりオープンバッジ付与の対象となった（根拠資料10-1-106）。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、中長期計画に基づき、大学運営に関する方針を定め、事業計画を推進している。総合政策会議を中心とした運営とし、各種会議体・委員会・プロジェクトチームについても教職協働で運営しており、全教員への周知・連絡については、学長・副学長・学長補佐等の役職者が、各会議体・委員会・教授会連合会等を通じた情報共有等を行い、大学運営が適切に行われている。

大正大学の第4次中期計画では、事務局の高度化とDX（デジタルトランスフォーメーション）推進を重要な施策の一つとして掲げた。業務の効率化と合理化を図るために、生成AIを含む最新のデジタル技術の活用を進め、大学経営の高度化を実現する。特に、業務のデジタル化によって職員の負担を軽減し、より戦略的な業務に集中できる環境を整備することが目的とされている。

事務局の組織文化の刷新を進め、データドリブンな意思決定を促すことで、大学運営の

透明性と迅速性を高める狙いもある。DXの推進に伴い、職員にはリーダーシップの発揮、データ活用の強化、変革への柔軟性などが求められ、組織全体での意識改革が進められる。特に、業務のデジタル化を通じて、学内外の関係者とのリレーションシップ強化を目指し、大学運営の新たなモデルが確立できる。デジタル技術を活用した情報共有の効率化により、職員間のコミュニケーションを強化し、円滑な業務遂行を支援することも必要である。こうした取り組みを通じて、大学の組織基盤を強化し、将来的な経営危機への対応力を高めること、DXの進展に伴い、大学の価値を高め、社会からの信頼を獲得することが、第4次中期計画の目標の一つである。

学校法人のあり方を改革し、DXという大きなデジタルが基盤となった、新しい運営組織ができ、それに伴った働き方が理想である。事務組織も改編されて、様々な視点から事務職員の働き方改革を考えていく必要がある。大学という組織において、大学をマネジメントし、サービスし、管理・支援するということが、事務局に課された大きな使命である。そして、職員のモチベーションを上げて、どこにもない大学の事務局を作り上げる、それが、教員や学生の方に伝わって、一体となって、教職協働としていく。事務局が大学を牽引するという理念ではなく、今までと違ったスタイルでいかに働くか、DXを契機にして、教職員、学生、父母会、同窓会に共感されるような組織づくりを行い、その共感を原動力として、パーパスというものが大事にされていくことを目指していく。

加えて、私立学校法改正によるガバナンス改革があり、新法に基づく、理事会・評議員会を開催する必要性が生じた。そして、理事長は大学の執行に責任を持ち、管理監督するのは評議員会となる。このバランスの中で大学が推進して行くことが基本となる。これらを踏まえて、私立大学である大正大学はどのような形態をとるのか、多様な人物が本学構成員となり、なおかつどのように宗門の力を調和を取りながら経営できるかが課題である。そして、ブランディングの活動について見える化していくことも必要である。

生成系AIの活用についても、本学での教育活動を除く事務サービス分野において、積極的な活用を目指すことが第4次中期計画に策定された。2023（令和5）年度から事務系システムの刷新を行い、多くの職員が効率的な事務運営に積極的に取り組んでいる。AIの活用方法によってはこれまで人間が手作業で行ってきた作業の効率化や業務推進のアイデアが提供される。多くの職員が多くの事例やノウハウを共有することによって組織が活性化する。業務上の知の共有という意味では、ナレッジマネジメントという経営手法に通じることとなると考える。

第10章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
財務計算書類（6カ年分）	https://www.tais.ac.jp/guide/info/financial/
財産目録	https://www.tais.ac.jp/guide/info/financial/
事業報告書	https://www.tais.ac.jp/guide/info/financial/
監事による監査報告書（6カ年分）	https://www.tais.ac.jp/guide/info/financial/
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	https://www.tais.ac.jp/guide/info/financial/
備考：	

第10章 大学運営・財務（2）財務（本文）

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

＜評価の視点＞

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

（具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。）

第4次中期計画を実現する資金計画として、次の計画を策定している（根拠資料 10-2-1）。

1. 第4次中期計画期中は、原則として既存学部の学費の値上げは想定しない。
2. 入学定員が未達とならない限り年次ごとの収入も想定される。
3. 単年度教育活動区分資金収支は、計算上当面の間、約10億円の余剰資金が計上される。
しかし、借入金の返済は2026（令和8）年までの間、合計24億円となることを見込んでの資金計画とする。
4. 年間の経常経費支出以外の支出は全て創立100周年記念事業とし、その期間は2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4年間とする。

そして、2022（令和4）年度決算による収入支出の概要から、今後の主な事業及び経費の概要、2号基本金、大学整備引当金、流動資産等の計画を策定している。

（財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。）

2017（平成29）年度決算データを踏まえて作成された、2029（令和11）年度までの中長期の財政計画を見直しつつ、予算確定時及び決算確定時に、資金計画の策定を行っている（根拠資料 10-2-2）。

中・長期の財政計画については、大学運営経営状況の推移と将来予想をシミュレーションしており、予算確定時及び決算確定時を予測している。収入の8割を占める学納金収入予測については、入学定員1.0倍で収入予測を行っている。支出については、人件費で教員の採用計画や、定期昇給及び定年退職者の状況を踏まえた予測を実施している。

教育研究経費・管理経費については、経年の執行状況を踏まえつつ、入学定員による支出削減を想定した支出予算を計上している。また、施設設備関係支出については、建築費及び減価償却額についてもそれぞれ計画に基づく予測値を計上している。

金融資産の積み上げについては、2029（令和11）年度までの要積立額に対する金融資産の充足率予測を行い、計画的な積み上げを実施している。これにより、要積立額に対する金融資産の充足率予測に基づいた資産の確保ができています。

財務関係比率に関する指標については、「今日の私学財政」の大学部門（医歯系大学を除く）の事業活動収支5ヵ年連続財務比率や貸借対照表の比率を参考に、人件費比率50%程度、教育研究経費比率35%、管理経費比率8%を目標としている。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

（教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。）

2023（令和5）年度の事業活動収支計算書からは、収入が支出を上回っており、経営が黒字で推移していることが確認できる。授業料収入は予算を上回る実績を示し、安定した学費収入が確保されている。また、特別寄付金および一般寄付金の増加が、財務基盤の強化に寄与している。国庫補助金や地方公共団体補助金の収入も安定しており、公的支援を確保している。光熱水費や修繕費の支出が予算より抑えられ、コスト管理が適切に行われている。そして、減価償却費の実績が予算を下回り、資産の耐用年数を有効活用していることが伺える。加えて、受託事業収入や施設設備利用料など、多様な収入源を確保し、リスク分散を図っている。私立大学退職金財団交付金を適切に活用し、教職員の退職金制度の維持が図られている。その他、研究関連収入や補助活動収入が安定しており、学術活動の継続性が担保されている。その他、予備費を適切に計上し、財務の柔軟性を確保することで、突発的な支出にも対応可能である。

2020（令和2）年度の学部については、各学科の学びの特性を踏まえて、フィールドワークなど実習形式の学びが多い地域創生学科、社会福祉学科、表現文化学科、メディア表現学科の授業料を100万円とし、他の学部の授業料は95万円とするなど、学びの特性を踏まえて授業料の設定を分けている（根拠資料 10-2-3【ウェブ】）。

（授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。）

授業料収入以外については、設立宗派・事業法人からの寄付金が毎年度あり、事業活動収支計算書における寄付金比率は2023（令和5）年度において、5.9%であり、全国平均の1.9%を超えている。また、地域人材育成基金として、フィールドワーク、課外授業など、本学学生の日々の学修や、地域の事業者、生産者の支援となるような寄付金の制度を導入した。寄付者が返礼品を選択して寄付をおこなえるリターンギフト制度として、幅広い方が利用できるよう、WEBやパンフレットを通じて周知を行った。返礼品については、本学が運営するガモールマルシェと繋がりのある地域の事業者や生産者を中心とした商品を取り扱うことで大学（学生）のみならず地域も循環する仕組みとした（根拠資料 10-2-4、10-2-5【ウェブ】）。

補助金については、私立大学等経常費補助金等の私学助成以外の助成として、大学改革等推進補助金、大学・高専機能強化支援事業に採択されて、授業料収入以外の収入の確保を行っている。古本募金については、「古本募金奨学金」（卒業論文・卒業制作を行う4年生を対象に2万円を上限とする給付型奨学金）の原資として、実施している。案内を作成し、会議等を通じて教職員に周知をはかると共に、学生支援部入口に専用ポストを設置し、

古本寄付の受付を行っている（根拠資料 10-2-6、10-2-7、10-2-8）。

科学研究費助成事業（科研費）の交付額については、2024（令和6）年度の科学研究費助成事業は、33,345,000円であり、2023（令和5）年度の助成額の31,395,000円よりも交付額が増加している。2023（令和5）年度の受託事業収入については、23,381,463円であり、2022（令和4）年度は、25,495,137円というように一定の収入を確保している（根拠資料 10-2-9【ウェブ】）。

資産運用については、2014（平成26）年度より元本確保を前提としつつ、仕組債への運用も積極的に実施している。また、「学校法人大正大学資産運用規程」に則り、定期的な資金運用委員会を開催し、運用状況の確認や新規で採用する商品選定を公正公平な場で行っている。その成果として、受取利息・配当金収入は1億円程度が確保できている（根拠資料 10-2-9）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

日本私立学校振興・共済事業団が策定する学校法人会計に基づく財務比率については、経営判断指標として参考となるものである。本学の経常収支差額比率、教育活動収支差額比率、事業活動収支差額比率等については、全国平均とほぼ同等であり、経営上の問題は無いと言える。また、人件費比率は全国平均と比べて低く、寄付金比率は全国平均と比較して高い。ただし、負債比率、流動比率が全国平均と比べて高いため、今後注意が必要である。もっとも、退職給与引当特定資産保有率が100%と全国平均と比較して高く、固定資産構成比率も高いため、資産に投資していると言える。

研究費については、「研究推進オフィス」を設置し、研究者支援及び若手研究者育成を行っている。資産運用については、円滑な決裁のために、「資金運用委員会」を設置した。また、本学独自の研究助成制度として「大正大学学術研究助成」制度を設け、研究助成を行っている。この制度の利用者は、最大3年間の助成を受けることができる（毎年申請・審査を経て交付決定を行う）。なお、研究終了後3年以内に、科研費等の外部研究費に申請することを義務付けている。

寄付金については、本学設立宗団以外の寄付金獲得のために、同窓生への働きかけを強化した。教育活動支援や課外活動団体支援など、寄付金使途を明確にした案内をするとともに、寄付金申し込みをインターネットを介してできるようにし、寄付者の手続き負担の軽減を図った。また、リターンギフト付の寄付金制度である「地域人材育成基金」を創設し、寄付金の多寡（たか）にかかわらず、金額の30%を上限にリターンギフト（ふるさと納税型）を実施している。リターンギフトは、本学が運営している巣鴨のアンテナショップ「ガモールマルシェ」で取り扱っている本学と連携する地域の商品を中心に選定している。

以上のように、外部資金等の獲得ができているが、収入に占める学生生徒等納付金の割合は8割以上と高い水準にあるため、外部資金の獲得は今後とも重要な施策として対応しなければならない。

古本募金については、古本を学生の卒業論文作成支援に活用できしており、寄付者の思いを直接反映できる点で優れた仕組みと考える。ただし、古本回収を代行する会社のルールが「2010年以降、かつ、ISBNコードが付番された本」であるため、折角本をお寄せいただいても対象外となるものが多い。他所へ持っていくことも検討するが、なかなか判断が

難しく決断できていない。このような現状で、寄付金額が年々減少しており、古本募金奨学金の運営が近い将来厳しくなるであろう現状である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

第4次中期計画においては、生涯学習の推進に向けてデジタル技術を活用した学びのネットワークの構築を計画している。全国の寺院を学習拠点とし、現代版の寺子屋として機能させることで、幅広い年代の人々に継続的な学習の機会を提供する。e-ラーニングを活用し、オンラインでの受講環境を整備する一方で、寺院での対面学習も組み合わせ、柔軟な学習スタイルを実現する方針である。特に、リカレント教育やリスキリングに重点を置き、転職やキャリアチェンジを支援するプログラムを用意し、社会の変化に適応できる人材を育成することを目指している。こうした取り組みを通じて、生涯学習を大学の社会貢献の柱の一つとし、持続可能な学びの仕組みを確立することを目指している。このことにより、新たな事業収入を得ることが期待される。リカレント教育の部署も設置し、今後のリカレント教育に向けた取り組みを推進している。

2023（令和5）年度は、2026（令和8）年の創立100周年を見据えて策定された「第3次中期マスタープラン改訂増補」および「令和5年度事業計画」を踏まえ、大正大学の魅力化の推進、国がと定めるsociety5.0を支える人材及びDXの進展に沿った業務改革を推進した。また目まぐるしく変化する入試動向及び社会情勢にも的確に対応した。

財務においても、2023（令和5）年度は、前年度に引き続き創立100周年記念事業として、安定した学生確保のための大学広報活動（ブランディング含）、学内の多様な取り組みを実装するための事務組織の改編、働き方改革、DXによる業務の効率化、「成長分野をけん引する大学の機能強化に向けた基金」申請の検討（新学部の検討含）、キャンパスソーシャルワーカーによる学生支援、就職支援体制の充実など焦点をしぼり、その運用費とした。

文部科学省大学改革推進事業「知識集約型社会を支える人材育成事業」においては5年目として着実に交付され、事業を推進している。また、新たに全学的な学修管理システムLMS（UR-note）を共通ツールとして導入し、学生の出席・成績管理、教材・試験等の提示、学生への連絡、更には学生の学修成果の振り返りのためのPDCAに活用した。この全学的なLMS（UR-note）により、教員としても学生の成績評価のみならず科目運営、学修成果のアセスメントとしても利用可能となった。また、前年度から継続している学融合（クロスディシプリン）教育においても一定の評価を得ている。

学生生徒等納付金については、2020（令和2）年度からの学費値上げの学年進行により前年度より増加した。寄付金収入については、一般寄付金として設立宗派（天台宗、豊山派、智山派、浄土宗）からの寄付、また特別寄付金としては時宗、株式会社ティー・マップの受配者指定寄付、父母会、また新たに開設した「地域人材育成基金」による寄付が主なものである。受取利息・配当金収入については、資産運用において、従来の債券主体の運用から安定的でかつ効率の良いオルタナティブな投資に枠を広げたことで毎年同程度の収入が確保できている。

終章

すべての大学は高等学校までの課程とは異なって学習指導要領に縛られていないかわりに、「3つのポリシーを実質化することによって得られる学びの質保証」とそれを支える「教学マネジメント体制の構築」を求められている。本学の場合にそって今少し具体的に言えば、

- ①大正大学「3つのポリシー」による教育・学修目標を明らかにすること。
- ②上記を実現する大正大学らしい授業科目・教育課程を編成・実施すること。
- ③大正大学の学修成果・教育成果を把握・可視化すること。
- ④大正大学の教学マネジメントを支える基盤を確立・強化すること。

(FD・SDの高度化、教学IR体制の確立)

- ⑤上記の取り組みと結果に関して大正大学が広く世の中に情報公表すること。

が求められていることになる。そのことでわたしたちの大学は社会的に「評価」を受け、教育機関として「認証」されるわけである。だが、無論TSRマネジメントはただ「認証評価」のために行われているわけではない。すべての大学はまた、学生（と保護者）の「選択」によって持続可能となることができる。「学生に選択される大正大学」、「どんな大学よりも学生を成長させる可能性のある大正大学」を合言葉にした法人の経営方針とそれに基づく教学運営、そして何より教職員の日々の実践的努力の「対話」の場がTSRマネジメントの本来的意義であることは言うまでもない。そして、わたしたちのそのような姿勢が他大学や大学基準協会に高く評価される理由となっている。

「認証評価」のための内部質保証ではなく、学生がよりよい教育を受ける権利を守るための内部質保証、「学修者本位の大正大学」を創ることが、わたしたちを持続可能にする唯一の道であることをあらためて確認しておきたい。そうした意味において、今回のマネジメントシートの総括にあたって、まず何よりも「5つの社会的責任」のどの項目にも学科内及び学科間の教員と教員のコミュニケーション、時間をかけた「対話」の跡が認められたことに深く感謝申しあげたい。

同時に【TSRによる大学運営】の項から言及すれば、多くの学部学科の報告に「情報共有」「IR分析による意思決定」「FDによる教育能力の向上」の言及があったことは頼もしい。また「志願者獲得への努力・教育の質の向上・学修成果の可視化・カリキュラムの見直し」等、「PDCAサイクルを常に意識した学科運営」「属人的な業務運営にならない共助的な学科運営」を心がけているとの言葉があった。本学のみならず、大学業界が様々な意味で苦勞の多い季節を迎えているからこそ、こうした姿勢は全学的なものとしたい。また今後、すべての大学は大学運営に関してこれまで以上に学生を参画させる取り組みや、意見を取り入れる姿勢が求められていくことになることを付言しておきたい。

【ミッションに基づく学風の醸成】については、学科における「学びの確認」（インナーブランディング）と「外部への発信」の好ましい往復運動が認められる事例を範としたい。それは、すなわち「学びの学内リレーや学外との対話を通じて学風が醸成され、学生は自己成長とともに互いを支え合うコミュニティの一員としての自覚を深めている」という報

告や、「学生にとっては自分たちが取り組んでいるユニークなカリキュラムの意義を学外の人々に伝える経験が学風の自覚と強化につながっている」などの事例である。学びにおける「外との対話」と「内なる確認」の往復運動については後ほど【特色ある社会貢献・地域貢献】【優れた教育・研究】の項でも触れたい。

「学びの魅力とその学修成果」を、SNS等や対外的な教育活動を通じて学外に広く発信する取り組みも多くの学科によって引き続き行われている。「知名度」（世の中にその名と存在を広く知られている）という意味では、まだまだ他大学に比して劣っていると言わざるを得ない本学は「認知度」（教育環境や教育内容について良質であることを知っている）を上げていく努力を様々に続けていきたい。無論このことについては法人や大学執行部が先頭を切って引き続き取り組んでいく所存である。キャリアセンターの努力により「企業向けオープンキャンパス」も新たに始まっていることも付言しておきたい。

【特色ある社会貢献・地域貢献】について、学びがそのまま「社会貢献」「地域貢献」的である学科とそうでない学科には、取り組む上で最初期のモチベーションに差異が生じるのはやむを得ないところがある。しかしながら、必ずしも「社会創造的な学び」の学部学科ではなくとも、学科を挙げてそれらを実現している事例は多々あり、範としたい。また自らの「学び」が「いかに社会的に有用になり得るか」「教室の外でも通用するか」という感度を学生が日々育むことはそれだけで十分に教育的・学修的である。「外部パートナーとの関係構築や連携の質の向上」を学生に常に意識させたいという言及が報告の中にあつたことは大学全体にとって示唆的である。

【充実した学生生活】においては、休退学者の増加を懸念する声、多様な背景や事情を有する学生への様々なケアを必要とする声が昨年以上に多くあつた。しかしながら、いずれの学部学科においても教職員の連携による細やかで丁寧な学生支援が実施されていることが確認できた。今後ともこうしたケアの必要性は減らないであろうことが予想されるため、「早期にケアできる仕組みの構築」や学生の「学生生活における居場所」を多様化していくことが大学全体に求められている。

進路支援も各学部学科で懇切丁寧に行われていることが確認できた。ただし、「自学科の学びを活かしたキャリア形成・進路開拓」についてはさらなる改善が可能だと多くの学部学科が感じている。学部学科の教育目標（DP）に沿ったキャリアポリシーの策定が今後わたしたちに求められていく所以である。

【優れた教育・研究】を維持し、学生に学びの「満足度」と「成長実感」を与えることは前述した「学びの質保証」の根幹であり、本学が持続可能であるための最も重要な必要要件である。必ずしも基礎学力が十分でない学生を多数受け入れなければならない時代状況にあって、一人ひとりの教職員のたゆまぬ努力を多としたい。

今後は〈「理論」×「実践」＋「フィールド」〉という大正大学の学びの大きな特色を、より磨いていくことになるのは言うまでもない。またそこで得られた「学修成果」について、ディプロマポリシーに照らしながら可視化し、全学的に共有することに加えて、父母や高校や企業、自治体といった「学外の眼」（評価）にも耐え得るものにするこ

学の学びの魅力をより広く世の中にアピールしていかねばならない。時あたかも大学基準協会も次のフェーズの「学修成果の可視化の要件」を、そのような可視化過程と内実において求めている。

半世紀前にアメリカの社会学者マーチン・トロウが予言したように、今や大学は「ユニバーサル化」の時代を迎え、かつての一部の「エリート教育」としての役割から、自らの立ち位置を大きく変貌させつつある。わたしたちはこの現実を受け入れつつ、この予測不可能な時代を、学生一人ひとりが自分なりに力強く生き抜いていく力を育めるようにしなければならない使命を負っている。

第Ⅱ類科目で培った「専門的知識」や「学修力」「研究力」とⅠ類やⅢ類で養った様々な「汎用的技能」をバランスよく身につけた結果、学生一人ひとりがその知識や技能を高度化し、縦横に活用、社会で活躍できるようにしたい。また、その学びの過程で学生が学ぶことや自らを成長させることの面白さに深く目覚めた「自立・自律した学修者」になってほしい。そうしたわたしたちの切なる願い、目標を具現化する一つの指標として、『「4つの人となる」ための10の力』を示した。「3つのポリシー」の更新についても準備が整った。今後は「10の力」の獲得による「学修成果の可視化」の仕組み（測定の仕組みを含むLMS（UR-note）の構築、キャリアポリシーの策定と具現化などによる）を前述の各観点によって、きめ細かいもの、より効果的なものにしていく予定である。

